

平成28年第400回定例会

矢吹町議会会議録

平成28年12月2日 開会

平成28年12月12日 閉会

矢吹町議会

平成28年第400回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	9
町政報告	9
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案の上程、説明(議案第58号～議案第62号、議案第64号～議案第75号)	15
散会の宣告	19

第 2 号 (12月5日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23
一般質問	23
角 田 秀 明 君	23
栗 崎 千代松 君	31
薄 葉 好 弘 君	37
大 木 義 正 君	46

富永創造君	55
藤井精七君	63
散会の宣告	68

第 3 号 (12月6日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	70
開議の宣告	71
一般質問	71
三村正一君	71
加藤宏樹君	81
安井敬博君	91
青山英樹君	103
総括質疑	115
議案・陳情の付託	115
散会の宣告	116

第 4 号 (12月12日)

議事日程	117
本日の会議に付した事件	117
出席議員	117
欠席議員	118
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	118
職務のため出席した者の職氏名	118
開議の宣告	119
議事日程の報告	119
議案第58号、第60号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号の委員長報告、 質疑、討論、採決	119
議案第59号、第61号、第62号、陳情第16号、第17号の委員長報告、質疑、討論、採 決	122
議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	125

議案第69号に対する修正動議	127
議案第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号の委員長報告、質疑、討論、採決	135
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
日程の追加	139
同意第4号の上程、説明、採決	139
同意第5号の上程、説明、採決	140
諮問第1号の上程、説明、採決	141
諮問第2号の上程、説明、採決	142
諮問第3号の上程、説明、採決	143
議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
閉会中の継続調査の申出について	146
議員の派遣について	147
閉会の宣告	147
署名議員	149

平成28年12月2日（金曜日）

（第1号）

平成28年第400回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年12月2日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案第63号 汚水321号本管理設工事請負契約の締結について

日程第 6 議案の上程

議案第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第64号・第65号・第66号・
第67号・第68号・第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・
第75号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 代表監査委員 佐藤昇一君

企画総務課長	阿部正人君	まちづくり 推進課長	氏家康孝君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤豊君
子育て支援 課長	山野辺幸徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第400回矢吹町議会定例会を開会させていただきます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 吉田 伸 君

12番 藤井 精七 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

第400回矢吹町議会定例会が本日12月2日に招集になりましたので、それに先立ちまして11月29日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日12月2日から12月12日までの11日間とすることに協議が成立をいたしました。

町長提出の議案等は18件であります。そのうち工事請負契約の締結議案1件については全体審議といたします。また、議員発委1件についても全体審議といたします。次に、条例の一部改定による議案5件、一般議案5件及び11月25日までに受理をしました陳情2件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別

予算委員会を設置構成をして、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目、本日の会議では監査委員、常任委員会などの諸報告及び町政報告を行い、続いて工事請負契約の締結議案1件について全体審議として採決いたし、日程第6で議案第58号から第62号まで及び議案第64号から第75号までを一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、初日は終了をいたします。

第2日目の12月3日、第3日目の4日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の5日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の6日火曜日も午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託をいたします。

第6日目の12月7日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。午後1時からは第1、第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

第7日目の8日木曜日も、水曜日に引き続きそれぞれ午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の9日金曜日については、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の10日、第10日目の11日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の12日月曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行います。次に、日程第5、発委第1号について上程し、提出議員から提案理由の説明を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後5時半からホテルニュー日活において町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、追加でございますが、第400回の記念の定例会でございます。皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は、本日12月2日から12月12日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月12日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきまして、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより、諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料について確認させていただきます。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成28年度定期監査結果報告書、発委及び陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

配付資料の不足はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（熊田 宏君） ないようなので、次に、意見書の送付について報告させていただきます。

さきの9月定例会において議決されました発議第11号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書につきましては、9月20日付で各関係機関に送付させていただきました。

◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査及び平成28年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

[代表監査委員 佐藤昇一君登壇]

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成28年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成28年度8月分を9月26日に、平成28年度9月分を10月24日に、平成28年度10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成28年7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び土地整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成28年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間であります。平成28年11月7日、8日、9日、10日、11日の5日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合、審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行についてはおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。経済情勢は穏やかな回復基調にあるとしていますが、依然として厳しい状況にあります。こうした背景から、町の財政状況においても地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実

施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新、統合や廃止など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられますので、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の削減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の取り組みをお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議がなされるなど、改善が見られますが、提出資料において数値の誤り等も見受けられますので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書類を書式を統一するなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び平成28年度定期監査結果のご報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（熊田 宏君） これより、会期外に行われました委員会の調査結果について、委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。あと、傍聴の方、ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会の閉会中の所管事務調査結果の報告をさせていただきます。

閉会中の所管事務調査結果の報告について。

第398回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町会議規則第77条の規定により報告します。

1から6までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7、調査経過。利根町は、茨城県の最南端に位置し、都心から40キロメートル圏内にあります。南は利根川を挟んで千葉県我孫子市、印西市に接し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接しています。平坦な地形に肥沃な水田が広がり、豊かな自然と抜群なアクセス環境の中で、子育て環境のよいまちづくりに取り組んでいる町であります。町の面積は24.9平方キロメートルで、その形状は、東西8.3キロメートル、南北5.2キロメートルとなっており、町の人口は1万6,772人、世帯数は7,014世帯であります。

利根町役場を訪問し、利根町長から歓迎の挨拶と町の概要について説明を受けました。昭和30年に1町3村が合併し、利根町となりました。また、昭和40年代後半から相次ぐ住宅開発による東京のベッドタウン化が進み、昭和50年代には2万人を超える人口となった時期があるとの説明がありました。その当時、町に転入された方が現在は70歳以上の高齢となり、さらに、若い世代は首都圏に転出してしまい、人口の減少に歯どめがか

からない状況とのことでした。高齢化率も9月末で39.11%となり、来年3月には40%を超えると予想され、深刻な状況であるとの説明がありました。

次に、各課の担当者から、町で行っている子育て支援事業の説明がありました。

初めに、子育て応援手当支給事業についてであります。新生児の出産に対し、新町民の誕生を祝福するとともに、その子育てを行う保護者に対し子育て応援手当を支給することにより、あすの地域づくりを担う子供たちの健全育成を図り、福祉の増進に寄与することを目的にした事業であるとの説明がありました。平成22年3月に利根町子育て応援手当支給条例を制定し、平成22年度から事業を開始したとのことでありました。事業の内容は第2子以降を出産した場合に支給し、第2子に対し、1年目に3万8,000円、2年目から15年までに年間3万3,000円、総額50万円を支給し、さらに、第3子以降の子に対し、1年目に7万6,000円、2年目から15年目まで年間6万6,000円、総額100万円を支給する事業となっています。

平成27年度の実績については、第2子で新たな支給となる対象は20名で75万5,000円、2年目以降（平成22年度から平成26年度）の支給対象者は99名で支給金額は326万7,000円、合計402万2,000円の支給、さらに、第3子以降で新たに支給となる対象は13名で支給額は98万8,000円、2年目以降（平成22年度から平成26年度）の支給対象者は82名で支給金額は541万2,000円、合計640万円の支給となっており、第2子、第3子以降の支給総額は1,044万2,000円の実績との説明がありました。財源については、町の単独事業で取り組みをしてきましたが、平成27年度に限り一部地域住民生活等緊急支援交付金の対象となり、600万円の交付金を受けることができたとのことでした。

次に、通学時のヘルメット無償配布（ヘルメット贈呈事業）についての説明がありました。中学校入学時に新1年生に対し、自転車通学用の全面反射型ヘルメットを贈呈し、登下校時の安全確保を図ることを目的に事業を行っているとのことでありました。平成28年度の実績については、財源は一般財源で対応し48万7,000円で、104名に贈呈したとのことでありました。

その他、第3子以降の児童生徒の学校給食費支給額の全額を助成する学校給食費の無償化（給食費助成事業）の実施、さらに、小学校新入学予定の児童に、お祝いとしてランドセルを無償で贈呈するランドセルの贈呈事業を行い、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、少子化対策の推進を行う施策を行っているとの説明がありました。

さらに、利根町では、昭和40年代後半から首都圏のベッドタウンとして住宅開発が行われ、人口が急増しましたが、その当時転入してきた20代後半から30代の方々が高齢となり、また、その世代の子供である若い世代の町外流出が続き、子供の数も激減し、少子高齢化が進んでいる状況、空き家の数も年々増加傾向にあるため、空き家バンク制度を創設し、空き家の売却・賃貸を希望する所有者から情報を提供してもらい、その情報を町のホームページで紹介し、情報提供する制度とのことでした。また、助成制度もあり、空き家のリフォーム工事費用の助成金や、中学生以下の子供と同居する場合の引っ越し費用等の助成金として空き家子育て活用促進奨励金、さらには常陽銀行と連携し、住宅取得、リフォーム、住みかえにかかる各種ローンの金利の割引等を行い、総合的に空き家対策に向けた取り組みを行っているとのことでした。空き家の成約件数については、平成23年度から平成28年度で45件の実績であるとのことでした。

当町においても利根町と同様に少子高齢化が進み、年々人口が減少している状況であります。子育て家庭へ

の経済支援等を行い、子育て環境の向上を図り、少子化抑制に向けた政策が必要であると感じました。

また、当町でも空き家については年々増加傾向にあると思われます。今後予想される建物の倒壊や雑草、樹木の繁茂の放置、防犯、防災上でも問題が出ることから、空き家対策に向けた事業の創設が必要であると感じました。

以上、報告いたします。

○議長（熊田 宏君） 続いて、産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。きょうは議会の傍聴に来ていただきまして感謝いたします。

それでは、続きまして、産業民生常任委員会の所管事務調査の結果報告についてお話しいたします。

第398回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。1番から5番までは省略させていただきます。

6番、調査経過。この冒頭、いい研修旅行になったということを感じております。そして、所管の担当課がいい現地を選んでくれたということについて感謝申し上げます。

調査経過。栃木県栃木市にある道の駅みかも、茂木町にある道の駅もてぎ及び茨城県常陸大宮市にある道の駅常陸大宮かわプラザを視察研修してまいりました。今回は施設管理者から説明の機会を設けていただきました道の駅もてぎ及び常陸大宮かわプラザについて報告いたします。

茂木町は栃木県南東部に位置し、道の駅もてぎは、平成9年に開業したツインリンクもてぎ、また、国道123号バイパス整備にあわせ、町が平成5年から整備を進め、平成8年4月16日に栃木県第1号として道の駅の登録を受けております。当初はテナント方式により運営されておりましたが、平成11年10月1日より、町が90%、残りを商工会、農協及び地元金融機関が出資をして設立された第三セクター株式会社もてぎプラザが運営しております。

主な施設は、駐車場、公衆トイレ、農産物直売所、物品販売、レストラン及び6次化産業への取り組みとして、新たに加工所があります。従業員は、社員が22名、パート及びアルバイトが85名となっております。雇用の場の創出に役立っております。販売額は、第三セクター設立時は4億円だったものが、東日本大震災の影響により一時期対前年度マイナスとなったものが順調に推移して、本年度は10億円に到達する見込みとの説明がありました。特産品を加工した、とちおとめアイス、えごま油、ゆず塩ラーメン等のヒット商品の開発が集客に結びついており、ことしはさらに、町内産米粉と大型養鶏所の二次製品の卵を原料としたバウムクーヘンを製造・販売する工房をオープンさせるなど、次のヒット商品開発に向けて取り組んでいるとの説明がありました。

また、新潟中越沖地震及び東日本大震災を教訓に、道の駅は防災拠点として重要な役割を果たすことから、平成25年に避難所、備蓄倉庫、太陽光発電及び蓄電池を備えた茂木町防災館が隣に整備されております。

次に、常陸大宮市は、平成16年10月16日に旧大宮町、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村の5町村が合併し誕生した新しいまちであります。

道の駅常陸大宮かわプラザは、平成23年に基本構想、用地取得に着手し、平成26年、27年に建設工事が行われ、本年平成28年3月25日に旧大宮町と旧山方町の境に、118号線の道路沿いでございます、オープンしました。道の駅の運営は第三セクター、元気な郷づくり株式会社が行っており、出資構成は、資本金9,000万円のうち市が7,000万円、残り2,000万円を商工会、農協、漁協、林業組合及び地元金融機関が出資をして設立されております。

主な施設は駐車場、公衆トイレ、農産物直売所、物品販売、レストラン及び6次産業への取り組みとして加工所がありました。また、交流・体験機能として公園、体験農園、親水広場及びイベント広場が併設されております。平日にもかかわらず、たくさんの人出がありました。従業員は社員10名、パート及びアルバイト60名となっており、これも同じく雇用の場の創出に役立っているほか、販売額は、1年間の当初目標4億5,000万円に対し、9月末時点で既に目標を上回る4億6,800万円になっているとの説明がありました。特産品を加工した、えごまジェラートのヒット商品の開発が集客に結びついており、今後、アユやタケノコに着目し、次のヒット商品開発に取り組んでいるという説明がありました。

なお、農産物直売所を農協によるテナントとすることで、冬場の品薄どきの対応やネットワークの活用、生産指導及び集荷体制が一元管理化されていると説明がありました。

そのほか、川沿いの地形を利用した環境への配慮や、防災拠点機能などの道の駅の利便性向上、安心・安全を図る機能が見られました。

つけ加えますが、先ほど申したとおり118号線沿いになっております。久慈川の流れでございます。この道の駅の利用度の半分を占めるのは久慈川の河川敷でございます。堤防には芝桜が植えられ、その河川敷を夏場には子供たちが遊びに、川遊びにですね、浅瀬ですから。そして、皆さんご承知のとおり、久慈川の堤防沿いには竹やぶが多いです。その竹やぶのタケノコの、先ほど申しましたヒット商品の開発というのは、メンマとかそういうふうなヒット製品の次の目標を考えているとのことでした。産経の常任委員の皆さんは行ってはいますが、できれば、1時間半ほどですから、ぜひとも見ていただきたいと考えております。いかにその環境を大事にし、そして大人から子供たちまで、1年を通してその道の駅に来ていただけるという、また、先ほど説明しましたが、始まった当初から予算を上回る販売額があるということです。

以上、報告を終わります。以上です。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第400回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第400回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

大正ロマンの館についてであります。改修工事は10月末に完了し、11月4日に改修工事完了の内覧会を開催いたしました。また、11月28日に全館オープンを記念してのセレモニー及び指定管理者主催による、分とく山総料理長、野崎洋光氏、記念講演会が開催され、11月30日にグランドオープンしております。今後、東日本大震災からの復興のシンボルとして、また、中心市街地のにぎわいづくりの拠点として最大限利活用してまいります。

次に、米の全量全袋検査についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の汚染により、県内農産物の出荷制限や風評被害など深刻な状況を受け、消費者の関心が高い米について安全性を確認するため、平成27年度に引き続き町内4カ所の検査場において平成28年度産米の検査を実施中です。測定結果につきましては、11月20日現在19万9,038袋を検査し、測定下限値未満が19万9,037袋、25ベクレルから50ベクレルが1袋ありましたが、国が定める一般食品の基準値である100ベクレルを超える米は検出されておられません。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地における（仮称）中町ポケットパーク整備事業につきましては、9月に用地の買収が完了し、現在、発注に向けた設計業務を進めております。

また、町なかのにぎわい拠点として広く認知され、さまざまなイベントに活用していただけるよう、住民の皆さんからの意見も参考にするため、9月16日に第1区自治会館において事業概要説明会を開催いたしました。説明会には約20名の方にご参集いただき、整備の内容、今後のスケジュール等について説明し、参加者からさまざまなご意見、ご提案等をいただきました。現在、それらの意見や提案、その他各種団体からの要望について聞き取り等を行っており、総事業費や維持経費等の試算及び管理形態等の検討を行い、それらの意見を踏まえた基本計画がまとまり次第、第2回の住民説明会を開催する予定であります。

基本計画策定後には実施設計に着手し、できるだけ早期の工事発注、供用開始に向け、事業を推進してまいります。

同じく、JA東西しらかわ矢吹支店跡地に計画しております（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、10月の臨時議会において用地取得の議決をいただき、現在、土質調査及び所有権移転に伴う用地測量等の業務を行っております。また、9月に策定いたしました（仮称）矢吹町複合施設基本構想をもとに、今後、基本計画の策定に向けた各種作業を進めてまいります。

具体的には、中央公民館、図書館等の運営団体、利用者、各種団体の皆様からの要望等の聞き取り、各施設の利用状況の確認等を行うとともに、広く多くの町民の皆様からご意見をいただく手法、機会等についても十

分に検討しながら、計画規模、施設内容、総事業費、運営形態、建設スケジュール、既存施設及び施設跡地の利活用も含めた総合的な計画づくりを進めてまいります。

さらに、平成29年1月には、施設の整備、運営方針等を調査、検討する（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を設置する予定であります。検討委員会は、公共建築設計の専門家等の学識経験者及び各種関係団体等の代表者等で組織し、事業の進捗にあわせ、さまざまな意見、提案等をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

本事業は第6次まちづくり総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられており、事業規模も大型で4年間という長期間の事業となることから、今後、策定する基本計画が非常に重要であると認識しており、さまざまな機会を通して本事業の進捗状況も含めた情報公開を行ってまいりたいと考えております。

3ページをごらんください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。11月22日、町文化センターにおいて平成28年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり町議会議員として町政発展に寄与されました柏村栄様、諸根重男様を特別功労者として、統計調査員として多年にわたり自治行政の推進に寄与されました熊田孝様、佐久間正義様の2名を功労者として表彰いたしました。

また、それぞれの職種において、この道一筋に技術を磨き卓越した技能者となられ、さらに技術の向上に努められている遠藤鐘太郎様、遠藤隆一様、松谷誠様の3名を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております小林寛様、圓谷一重様、関根俊雄様の3名を農業功労者として表彰いたしました。

さらに、第43回全日本中学生陸上競技選手権大会・女子800メートルに県代表として出場し、優秀な成績をおさめられました大河原萌花さん、第64回統計グラフ全国コンクールにおいて、第1部で佳作を受賞されました内藤結香さんに町民特別褒賞を贈り、その栄光と健闘をたたえました。受賞者の皆様方には、今後ともますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

次に、千葉麻美選手の現役引退についてであります。女子400メートル、女子4掛ける400メートルリレー日本記録保持者の千葉麻美選手が今シーズンで現役を引退することとなりました。千葉選手は、中学・高校時代から全国大会、国際大会等へ数多く出場し、上位入賞を果たすなど、その活躍はすばらしいものでありました。平成17年の陸上日本選手権大会女子400メートルでは51秒93の日本新記録を樹立し、その後、平成20年の静岡国際陸上競技大会女子400メートルでは51秒75と日本新記録を更新するなど、日本女子400メートル界の女王として確固たる地位を築かれました。

このようなすばらしい活躍のもと、平成20年には、日本陸上競技女子400メートル代表として44年ぶりに北京オリンピックに出場し、町民はもとより日本国民に夢と希望、そして感動を与えてくださいました。結婚、出産後も現役選手として活躍され、平成27年の世界陸上選手権大会、女子4掛ける400メートルリレーでは3分28秒91の日本新記録を樹立されました。今回、多くの皆さんに惜しまれながらも現役を引退されることとなり、大変残念ではあります。これまでのご活躍とご苦勞に対し敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

なお、千葉選手のご功績に対し、去る11月21日に町民栄誉賞審査委員会が開催され、町民栄誉賞を授与され

ることが決定いたしました。

次に、矢吹町消防団秋季検閲式及び秋季火災防御訓練・防災訓練についてであります。10月23日、矢吹町消防団秋季検閲式が矢吹小学校校庭において、消防団員等200名の参加のもと、来賓の皆様を多数お迎えし、防火パレード、通常点検、分列行進など、盛大かつ厳粛に開催いたしました。

また、同日午後には三城目集落センター周辺を会場として、矢吹消防署及び消防団の共同開催による火災防御訓練が実施され、担当分団である第3分団員が機敏かつ的確な緊急車両到着及びポンプ操作活動を披露し、今後の火災発生頻発期における万全の備えを示しました。

なお、火災防御訓練終了後、今回、初めて三城目・東川原地区の浸水害を想定した防災訓練を実施いたしました。訓練は、防災無線による避難準備情報の発令伝達、消防車両による三城目地区住民への広報、高齢者の避難誘導、浸水防止のための土のう積み等を、三城目行政区の協力をいただきながら実施いたしました。その後、三城目地区に配備しております特殊車両の装備品やエアテント等を消防団員や地区住民の皆様にご展示、披露いたしました。

次に、やぶきフロンティア祭りの開催についてであります。2013年やぶき復興祭、2014年やぶき復興感謝祭、2015年やぶき復興産業祭と変遷してきた矢吹町最大のイベントをさらにグレードアップし、開拓の町を全国に発信するため、やぶきフロンティア祭りとして9月11日、矢吹町文化センター駐車場をメイン会場に、町・商会・JA東西しらかわ・JA夢みなみ・やぶき経営懇話会を主催とした実行委員会のもと開催いたしました。

当日は約1万5,000人の来場者があり、メインステージでは名誉町民の中畑清氏に登壇いただき、第1回フロンティアスピリッツ大賞の表彰式を開催したほか、やぶきフロンティアパフォーマンスショーと題し、光南高校チアリーディング部によるダンス披露、矢吹中学校吹奏楽部による演奏、「ShuN-R@n GIRL S☆ショー」などが披露されました。

また、ふくしまFM特別番組「フロンティア絶好調 開拓の町 矢吹」の公開収録を行ったほか、フロンティア写真館の開催、トマト早食い選手権、フィナーレでは「開拓のうた」を全員で合唱するなど盛りだくさんのイベントが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

さらに、出店ブースにおいては、農業・商業・工業関係団体など100を超えるテントが出店し、町内外の特産品販売や各団体による展示・PRが行われました。

次に、矢吹小学校大規模改修事業についてであります。安全・安心な学習環境の整備を図るため、スーパーエコスクール実証事業及び長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用し、平成26年10月の工事開始から3年にわたり進めてまいりました矢吹小学校大規模改修工事が9月30日に竣工いたしました。

平成24年に県内で初めて文部科学省のスーパーエコスクール実証事業の採択を受け、校舎改修、体育館改修、太陽光発電整備を2期の工程に分けて実施してまいりました。また、事業の完了を祝い、11月21日に矢吹小学校大規模改修工事竣工式を全校児童及び関係者各位が出席し挙行いたしました。竣工者、設計者を初め、関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。第18回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月1日、県内から27市町村52チームの参加のもと、西郷村グランディ那須白河ゴルフクラブで開催され

ました。町からは1チームが参加し、13位の成績でありました。

第10回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月10日から10月2日まで、県内市町村59チームの参加のもと、郡山市開成山野球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは9月24日に第1回戦を柳津町と対戦し見事勝利しましたが、第2回戦で南相馬市とベスト16進出をかけた対戦し、惜しくも敗れました。

第3回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月15日から10月29日まで、県内市町村55チームの参加のもと、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは10月15日に第1回戦を広野町と、第2回戦は10月22日に三春町とそれぞれ対戦し、見事勝利し、ベスト16に進出しましたが、10月23日に会津若松市とベスト8進出をかけた対戦し、惜しくも敗れました。

第28回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会につきましては、11月20日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、福島県庁ゴールの16区間、95.1キロメートル、53チームの参加で行われました。矢吹町チームは総合14位、町の部で4位に入賞することができました。選手の努力をたたえとともに、応援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

ここまで、町政報告から9点を抜粋し、報告申し上げます。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの18項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第400回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について。

森林再生事業について。

熊本地震災害応援職員派遣について。

永年勤続職員の表彰について。

矢吹町区長会事業「花の里やぶき 桃源郷づくり」植樹活動について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

自然環境保全活動事業について。

第66回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

職場職域ソフトボール大会について。

田んぼの学校について。

町営住宅整備事業について。

定住化促進住宅整備事業について。

町道整備事業について。

子ども議会について。

あさひ保育園遊戯室新築工事について。

町民体育祭について。

第36回さわやか健康マラソン大会について。

町民文化祭「あゆり祭」について。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告は終了いたしました。

ここで、暫時休議いたします。再開は11時5分でございます。

(午前10時51分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより議案第63号 汚水321号本管理設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第63号 汚水321号本管理設工事請負契約の締結についてであります。本工事は一本木・八幡町地区にまたがる旧石川街道である現在の町道松倉・大池線に、新たに下水道管を埋設することにより、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的に、公共下水道を整備する工事であります。

今回の工事発注に当たりましては、予定価格5,000万円以上の土木一式工事であるため、矢吹町制限つき一般競争入札実施要項第2条の規定に基づき、制限つき一般競争入札を実施したところであります。入札につきましては、平成28年11月10日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、伸和建设株式会社、高田工業株式会社、株式会社阿部工業の5社による制限つき一般競争入札の結果、議案書のとおり7,452万円で福島県西白河郡矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号 汚水321号本管理設工事請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第58号～議案第62号、議案第64号～議案第75号）

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

梅原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明をさせていただきます。

初めに、議案第58号 矢吹町税条例及び矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、平成28年度税制改正において、所得税法等の一部を改正する法律の中で、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、租税条約の相手国以外の外国として台湾を指定し、日本と台湾における二重課税を回避するための国内法が整備されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、納税義務者が台湾で利子及び配当等を得た場合について、これまでは所得として算定されていなかったものを、租税条約を締結している外国の場合と同様に申告分離課税の区分を設け、総所得金額に含めて所得割等の算定をするものであります。

次に、議案第59号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてですが、本案は昭和48年に建設された大林集会所について、老朽化により現在、集会所として使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから、解体工事を進めているところであります。本解体工事が10月に着工したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、同条例別表1から大林集会所を削除するものであります。

次に、議案第60号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正の内容としましては、児童扶養手当法施行令第2条の4第3項から第5項が新設されたことにより、条文のずれが生じたため、引用する条項を改正するものであります。

次に、議案第61号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は災害救助及び水防活動を目的とし、矢吹町消防団第三分団の団員で構成されている特殊水防隊の消防団における位置づけと処遇改善を行うものであります。

特殊水防隊は、平成25年に消防庁から貸与された消防団救助資機材搭載車両の配備を受け編成された部隊で、現在7名の隊員が在籍しております。平時は、近年多様化する自然災害へ対応するための訓練を中心に活動し、台風発生時には阿武隈川の水位警ら等を行っております。

改正の内容としましては、特殊水防隊の消防団における位置づけを明確にするとともに、団員が運転員やラップ隊員等を命じられた場合に支給される手当と同様の手当を支給し、その処遇を改善するものであります。

次に、議案第62号 矢吹町農業委員会の委員等の定数に関する条例についてであります。本案は農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たな農業委員制度による矢吹町農業委員会の委員及び矢吹町農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、農地利用最適化推進委員の報酬等を定めるものであります。

なお、本案の施行については、平成29年7月20日から新たに任期が開始する矢吹町農業委員等について適用するものであります。

次に、議案第64号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について、議案第65号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について、議案第66号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についての3議案であります。関連がございますのであわせてご説明いたします。

町では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成20年度から図書館、文化センター及びふるさとの森芸術村を指定管理者の民間活力により施設の運営をしてきたところであります。今回、平成29年3月で指定期間が満了することから、平成29年度からの各施設の指定管理者の指定について提案をするものであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成28年9月5日に公募をいたしました。各施設とも1団体ずつ応募があり、10月25日、公開による選定委員会を開催いたしました。各団体による書類・プレゼンテーション審査及び面接審査を実施し、候補者が選定されたものであります。町はこの選定結果を受け、指定管理候補者と指定管理業務の内容等について協議したところであります。

今回、図書館、文化センター及びふるさとの森芸術村の指定管理者につきましては、議案書のとおり、矢吹町図書館の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町八幡町236番地、特定非営利活動法人ふれっしゅ・すてーじを、矢吹町文化センター及び矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町大池243番地2、特定非営利活動法人地域おこし夢クラブを指定するものであります。

指定期間につきましては、3施設とも平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。体育施設は、矢吹球場、町営相撲場、大池球場、大池キャンプ場の4施設であります。

それぞれの施設は、平成20年度から指定管理制度を導入し、管理・運営してきたところであります。今回、平成29年3月で指定期間が満了することから、平成29年度からの各施設の指定管理者の指定について提案するものであります。今回の業務内容も、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しが主であり、

指定管理者として過去3年間良好な施設の維持管理の業務実績がある、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと指定管理者の協定を取り交わすことにより、地域の人材活用が図られ、体育施設等の安定した行政サービスの提供が期待できることから、指定管理者として指定するものであり、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、体育施設の指定管理者につきましては、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者に指定するものであります。指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてであります。勤労者体育施設は、勤労者体育館、町民テニスコートの2施設であります。それぞれの施設は、平成20年度から指定管理制度を導入し、管理、運営してきたところであります。今回、平成29年3月で指定期間が満了することから、平成29年度からの各施設の指定管理者の指定について提案するものであります。

今回の業務内容も、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務と鍵の貸し出しが主であり、指定管理者として過去3年間、良好な施設の維持管理の業務実績がある、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターと指定管理者の協定を取り交わすことにより地域の人材活用が図られ、体育施設等の安定した行政サービスの提供が期待できることから、指定管理者として指定するものであり、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであります。

今回、勤労者体育施設の指定管理者につきましては、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番地1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者に指定するものであります。指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億4,589万2,000円を追加し、総額を74億7,030万円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は町税1,622万4,000円、国庫支出金1億324万5,000円、県支出金1,184万4,000円、財産収入1,172万円、繰入金3,577万8,000円、町債5,880万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が国の経済対策による臨時福祉給付金等により7,420万8,000円の増額、衛生費が水道事業への工事負担金等により1,502万9,000円の増額、商工費が企業誘致促進事業に係る用地測量委託料等により2,511万2,000円の増額、土木費が国の経済対策によるポケットパーク整備工事等により1億1,736万円を増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農業基盤整備促進事業等の4事業について年度内完了が困難なことから、総額2億3,550万8,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに農業基盤整備促進事業債を810万円追加するとともに、都

市再生整備計画事業債を4,570万円、公営住宅建設事業債を500万円それぞれ増額するものであります。

次に、議案第70号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,092万8,000円を追加し、総額を23億6,604万円とするものであります。

歳入の内容は国民健康保険税2,760万3,000円、療養給付費交付金55万2,000円、前期高齢者交付金4,244万4,000円、諸収入130万円をそれぞれ増額し、繰入金97万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費74万2,000円、保険給付費8,518万2,000円、前期高齢者納付金等4万4,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金等1,481万8,000円、介護納付金22万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第71号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ630万9,000円を減額し、総額を5億9,629万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は町債590万円を増額し、国庫支出金538万円、繰入金637万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は総務費280万3,000円、事業費350万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道整備事業の年度内完了が困難なことから1億47万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道施設整備事業費の追加により公共下水道事業債590万円を増額するものであります。

次に、議案第72号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ319万2,000円を追加し、総額を2億5,791万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金319万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費319万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第73号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ79万3,000円を追加し、総額を13億6,976万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金37万3,000円、繰入金42万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費79万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第74号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ67万円を追加し、総額を1億5,687万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料3万5,000円、繰入金18万3,000円、繰越金45万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費19万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金47万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第75号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては既定の額に76万円を増額し、支出予算総額4億5,960万円とするものであります。

支出の内容につきましては営業費用76万円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては既定の額に380万円を増額し、収入予算総額4,096万2,000円とし、支出につきましては既定の額に430万円を増額し、支出予算総額2億1,557万9,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、負担金380万円を増額し、支出の内容につきましては、建設改良費430万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。

傍聴ありがとうございました。

(午前11時29分)

平成28年第400回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月5日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永創造君	2番	三村正一君
3番	安井敬博君	4番	加藤宏樹君
5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	大木義正君
9番	栗崎千代松君	10番	角田秀明君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	鈴木隆司君	14番	熊田宏君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅原喜美

主任主査兼
次 長 角田哲也

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

7番、青山英樹議員より、若干おくれる旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問等の時間、回数の制限について確認をさせていただきます。

時間の制限については質問、答弁、それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。

質問、答弁の制限時間3分前にはそれぞれ予鈴を1回鳴らし、通告させていただきますので、制限時間内の発言の取りまとめをお願いいたします。

また、30分経過時には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りいたしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、10番、角田秀明君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 議場の皆さん、おはようございます。

そして、きょう来ていただいた傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

1番目に、JA跡地に複合施設が建設されるが、周辺の環境整備を考えているのかについて、ただしていきたいと思います。

先日、福島民報の1面に「大好き！矢吹取材中」と、大々的に今回の町が行う事業に大きな期待を寄せている紙面の内容が載っておりました。

矢吹町は、イベント会場として利用できるポケットパークや公民館、図書館を備えた複合施設などを旧奥州街道沿いに新設し、町中心部の活気を取り戻す今後の町の景観計画を策定する予定で、新たな施設を整備しつつ、後世に残すべき歴史的景観の保全に努める。事業は、中心部の再生や発展を目的に、平成26年に策定した町中心市街復興まちづくり計画に基づく。町は、東日本大震災に更地になった街道沿いの土地を購入し、約

2,300平方メートルの広さにポケットパークを建設する。舞台を整備し、コンサートや季節の祭りを催すほか、災害時は避難所として活用する方針だ。29年7月の完成に向け、今回の12月定例議会に建設費約8,000万円を盛り込んだ議案を提出し、28年度末の着工を目指す。ポケットパークから北に300メートルほど離れた約6,200平方メートルの土地には、複合施設をつくる。鉄筋一部2階建てを想定しており、公民館や図書館、子供の一時預かり機能のほか、観光交流や、を設け、集客拡大につなげる。今年度内に基本計画を練り、31年度に完成させる予定である。今後策定予定の景観計画では、街道沿いの大正ロマンの館や酒蔵など、歴史的建造物と調和したまちづくりを進める。町は、計画に町民の意思を反映させる考えである。現在のJR矢吹駅西側は、矢吹宿として栄えた後、町の中心商店街として発展した。しかし、震災で多くの建物が被害を受け、老朽化した商店を中心に倒壊のおそれが高まったとして、取り壊しが相次いだ。町によると、近年深刻化していた空洞化は、震災を契機に一層進んでいるということで、野崎町長は、震災から復興にとどまらず、震災前よりも活力ある町を目指す矢吹創生を掲げ、市街地の活性化を進めていきたいと言っているというコメントでした。

また、矢吹町の奥州街道というのは江戸時代の五街道の一つでありまして、現在矢吹町の街道沿いには矢吹宿、大和久宿、中畑新田宿の3つの宿場町が栄えた。矢吹宿は現在のJA矢吹駅西側に当たり、町の中心市街地として発展を遂げたというようなことで、大変大きな見出しで記事に載せていただきました。

今回、計画の複合施設が完成すれば、今まで中央公民館に年間2万人の利用者、そして図書館の利用者を合わせれば約5万人の利用者がこの施設を利用することに、それ以上に利用していただかなければなりません、そのためにも環境の整備をしなければならぬと思います。町長はどのように考えておりますか。

また、夏場、羽鳥用水が町なかを流れ、そこに夕立が降ると、会田病院周辺は水浸しになっております。本来、駅から県道を通り、緑川産業の前を通り、円谷さんのところを曲がり、本町7号線を通り、4号線から館沢を通り、隈戸川へと雨水管が入っておりますが、今度はJA跡地も町が買い入れ、本町7号線も整備することでしょうから、今回雨水対策としてこの道路に雨水管も入れてはどうかと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、この質問に関連いたしますが、施設が完了し利用が始まれば、年間5万人以上の方々がこの施設に集客いたしますが、ことぶき大学の方々や子供たちが口々に出るのは、歩道が悪いと言われるので、私も歩いてみました。やはり、歩道の整備は必要かと思われ。先ほども申し上げましたように、奥州街道は江戸時代からの名残で、今回の施設は矢吹宿に建てられるわけですので、観光誘客にも歩道の整備は必要と思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、矢吹駅自転車駐輪場について、お伺いいたします。

秋から冬にかけての期間は夕方暗くなるのが早くなり、自分の自転車の置き場がわかりにくくなったり、いたずらなのかかわからないですが自転車がなくなったり、椅子がなくなったりと、大変な目に遭った子供たちがおります。町の計らいで自転車置き場も明るくはなってきましたが、町として駅に駐輪場の考えはありますか。

須賀川市が今、須賀川駅などでは自転車置き場を整備しております。シルバー人材センターの指定管理で委託しておりますが、学生は月800円、一般は1,100円で、1階と2階では料金が異なりますが、2階は学生は600円、一般は800円だそうであります。1階に442台、2階に438台のとめ場所があり、そして朝6時から午後10時までシルバー人材の方々が管理しているとのことあります。指定管理料金は月5万で、年間60万で委託

しているようであります。須賀川駅とは乗客の数も違いますが、駅利用の方々が安心して駅を利用されるように心がけていますものとしていかがでしょうか。

次に、通告の3番でございますが、冬期間の除雪対策についてお伺いいたします。そして、通学路の歩道の除雪対策の質問もさせていただきます。

12月ということで、いつ大雪が降るか心配をしておりますが、町民の皆様方からいつも言われるのは、除雪してもらえないので家からどこにも行かれないなどと、別な道路はとっくに町で除雪をしているのになどと電話をもらい、私も、町では大きい道路、すなわち国道、県道、町道の順に除雪を行っていますのでと対応しておりますが、対策を考えているのでしょうか。

また、教育長にも伺いたいと思います。大きな道路を除雪した後に、通学の子供たちが歩道の除雪がされていないため歩道を歩かず、除雪された道路を通学されるので、車の方々が大変危険であるとの声を聞かれます。歩道の除雪がされていないので歩けというのが無理でしょうが、こんな除雪対策を、また須賀川市を出して申しわけありませんが、先ほど町長にも地域の方々の除雪対策について質問をいたしました。地域の方々はトラクターや重機を持っている方もいるので、ボランティアをお願いをし、燃料などを、また歩道の除雪は最近テレビなどでよく目にする除雪機を買入れて、通学路の除雪を行っているそうであります。こういった除雪対策をもう既に実行している市町村もあるわけでありますので、子育て支援で幼児対策をし、子供は町の宝とあって育てても、小中学生になって事故に遭っては、せっかくの子育て支援も無駄にしないようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。教育長にも考えていただいたり、町長の考えを伺いたいと、1回目の質問を終わります。よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆さんには大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、複合施設建設予定地周辺の環境整備についてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、旧緑川産業周辺におきましては、ゲリラ豪雨など大量に雨が降った場合、側溝の断面不足により排水処理が追いつかず、冠水による被害が発生したこともありました。

今後、J A跡地に複合施設、あわせてJ A跡地と白河信用金庫の間にあります町道本町7号線などの道路が整備されますと、複合施設や道路に降った雨が当該側溝等に流れ込むこととなり、さらなる冠水被害が十分想定されるところであります。

町といたしましても、冠水対策は最優先に取り組むべき課題として十分認識しており、複合施設建設に伴う雨水排水計画については、隣接する町道も含め、都市計画法に基づいた開発行為計画を作成する中で、周辺エリア全体の雨水対策に万全を期する考えであります。議員ご指摘の雨水幹線水路へのつなぎ込みについても、大変重要なご提案として、雨水排水の水利計画時に十分検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧奥州街道本町通りの歩道整備についてのおたただしですが、旧奥州街道につきましては復興道路と位置づけし、平成24年11月に住民説明会を開催し、歩道幅幅を含めた道路整備計画を示させていただいたところであります。

復興道路として位置づけした主な幹線町道は、旧奥州街道、一本木29号線、田町・大池線であり、多くの町民が利用し、交通量も多く、児童生徒の通学時には危険な状況であることは十分把握しており、歩道を含めた整備の必要性は非常に高いと認識しております。

町では、本年度より、復興道路として整備計画を定めた路線の中から緊急性や優先度を検討した結果、歩道が未整備である町道一本木29号線について整備の必要性が第一であると判断し、事業に着手いたしました。旧奥州街道の歩道整備につきましては、J A跡地に建設される複合施設の景観に配慮した歩道の整備や無電柱化など、歩行者が歩きやすく、さらに安全を確保できる、歩いて暮らせるまちづくりを目指した整備を図っていく計画であります。現在の町の財政状況から、同時に複数の幹線道路の整備を進めることは困難であるため、先に申し上げましたとおり、一本木29号線の整備に重点を置き、事業の進捗状況や財政状況を見きわめながら、事業着手の時期について判断をしまいたいと考えております。

奥州街道の事業化までは相当な期間を要することとなりますが、複合施設建設により施設を利用する歩行者が多くなることが予想されるため、歩道整備までの当面の期間につきましては、現在の歩道の維持管理を強化し、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅自転車駐輪場についてのおたただしですが、矢吹駅の駐輪場につきましては西口と東口それぞれに設置しており、どちらの駐輪場も屋根がかけられ、24時間無料で開放しております。そのため、個人で施錠するなど、防犯に対し自己責任による駐輪となっております。収容台数は、西口が211台、東口が283台となっており、主に高校生の通学用に利用されております。

現在、駐輪場の維持管理につきましては指定管理者である豊夢基地（ホームベース）が行っており、長期間滞留している放置自転車の撤去、また昨年度においては、夜間の暗闇を解消するための照明設置等の対策をとっております。しかし、盗難による被害件数は、平成27年度において、町全体で29件のうち駐輪場での発生が18件と半数以上を占めており、自己責任ではあるものの、利用者が安心して利用できる駐輪場にはなっていない現状であります。

議員おただしの安心して利用できる駐輪場の整備について、近隣の駐輪場を調査したところ、須賀川市では平成5年に2階建ての屋内駐輪場を整備し、かつ管理人を配置し、有料で自転車等を受け入れており、盗難などの被害もないと伺っております。収容台数は880台、年間の利用者数は約1万6,000人で、年間455万円の使用料収入があるものの、人件費が約900万円、加えて修繕などの維持管理経費が発生している状況であります。また整備費用も、平成5年度の建設ではありますが、約7,000万円と非常に高額であり、かつ将来の維持管理等のランニングコストを含め、早急な事業化は困難であると考えております。

町といたしましても、駅利用者、特に駐輪場の利用者が安心して利用できる駐輪場整備を図りたいところではありますが、現時点で具体的な整備計画はございません。今後も、駅舎及び駅東口広場を含めた駐輪場の適切な維持管理と改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、冬季間の除雪対策についてのおたただしですが、平成26年2月の記録的な豪雪を踏まえ、福島

県と県南地区の市町村による県南地方冬季道路交通円滑化連絡会が一昨年から設立され、広域的な除雪体制の構築を含め、情報の共有及び支援体制についての連携協議が行われております。本年度につきましては、11月14日に連絡会が開催され、県南地区の国県道及び市町村道の除雪体制と支援、協力体制の確認を行ったところであります。

さて、本年度の矢吹町の除雪計画であります。昨年同様、矢吹町建設協力会加盟20社に対して除雪業務を委託する予定であり、11月16日に工区分け、配分等の事前協議を行い、12月12日に除雪に関する説明会を開催し、昨年度の反省点を踏まえ、除雪の出動基準、連絡体制、優先順位、地区分担等についての確認及び協議を行う予定であります。

まず、除雪計画に位置づける出動基準につきましては、積雪が15センチメートルを超えた場合としておりますが、基準値未満であっても、その後の気象予報等において大雪となることが想定される場合などは、事前に協力業者に対して、速やかに出動できるよう、除雪機材及び作業人員等、十分な体制を確保することを確認する予定であります。

また、除雪の作業時間につきましても、朝の通勤時間、通学時間までには幹線道路の除雪が完了するよう、深夜、早朝の除雪作業についての作業体制を、協力業者へ依頼しております。

除雪の優先順位につきましては、地域全体の作業効率を勘案しながら、緊急車両の通行確保を最優先に、主要な道路となる国道、県道、救急病院、消防署などの主要な施設を結ぶ幹線道路を優先して実施することを、県南地方冬季道路交通円滑化連絡会において、県南地区の共通認識として確認しております。

議員おただしの計画幹線道路以外の生活道路についての除雪であります。まず生活道路においては、地域住民の方々によって、日ごろ自主的かつ協力的に除雪作業を実施していただいていることにつきまして、改めて感謝申し上げます。

生活道路につきましては、大きな吹きだまりができて通行に支障がある場合や、緊急を要する場合は随時対応してまいります。幹線道路を優先するため、除雪が行き届いていない末端の生活道路については、昨年同様、地域での除雪作業をお願いしたいと考えております。

現在、地域における除雪作業においては、個人に対し町からの財政支援等はなく、今後、地域での活動に対する燃料費や自力での除雪が困難な高齢者への支援手法などについて、他市町村の事例調査を行い、平成29年度の実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、議員おただしの通学路の歩道の除雪につきましては、幹線道路の除雪が完了し、通行の安全確保が確認できた段階で、速やかに除雪を実施する計画であります。除雪車など大きな重機が入れない狭い歩道などについては、小型の重機を投入するなどして、できる限りの対応を行う予定であります。しかしながら、稼働台数に限りがあり、作業効率を考慮いたしますと、除雪完了までには相当な時間を要することも想定されるため、早期の完了に向け、業者間の調整を含め、効果的な除雪体制を整えてまいりたいと考えております。

今回、12月の広報やぶきの配布にあわせ、住民の皆様に対し除雪作業に対する協力依頼のチラシを配布し、除雪作業への協力をお願いしたところであります。住民の皆様におかれましては、昨年同様、除雪作業へのご支援、ご協力につきまして、改めてお願い申し上げます。

本年度も、降雪により車や人の通行に支障の出ることがないように、矢吹町建設協力会及び行政区を初め、各

種団体の皆さん、そして地域住民の皆さんのご支援、ご協力をいただきながら、きめ細やかな除雪対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

10番、角田議員の質問にお答えいたします。

通学路の歩道の除雪対策についてのおただしであります。現在の除雪の対応としまして、都市整備課が矢吹町建設協会の加盟者20社に除雪業務を委託しており、その中に、通学路や歩道の除雪路線も含まれております。しかしながら、歩道幅員が広い県道の歩道などは小型の除雪機で除雪を実施しておりますが、除雪機が入ることができない歩道や歩道が設置されていない通学路もございます。

これまで降雪時には、教育振興課も通学路のパトロールを実施し、危険箇所については都市整備課と連携しながら除雪作業を行っておりますが、作業には相当の時間が必要であります。そのため、第6次矢吹町まちづくり総合計画で掲げている協働の考え方の一つである共助の支援を、町民の皆さんにお願いしたいと考えております。

保護者の皆様には、各学校を通じて、子供たちのために協力いただくよう、冬休み前をお願いをする予定であります。また、これまでも歩道等の除雪を早朝より行っている地区もありますが、学校に通っている子供がいない家庭でも、近くの道路が通学路となっている場合には、子供が歩く範囲だけでも雪かきに協力していただければ、大変助かります。

なお、今後も吹きだまりや凍結により危険であると判断した箇所については、学校と協議しながら通学路を変更するなどの対応や、融雪剤の散布、除雪作業について都市整備課と連携し、安心・安全な通学路の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） それでは、再質問させていただきます。

1番のJA跡地の複合施設建設されるものの周辺の環境整備については、私が思っていたような答弁をいただきましたので、了解させていただきたいと思っております。

また、歩道の整備の件については、将来無電柱化や歩道の整備などを考えながら拡幅を考えているというようにございますので、早い時期にそれが実現することを、私から今回もまた再質問をお願いしたいと思います。

また、駅の自転車の駐輪場については、私が例を挙げた須賀川市などは、駅の利用者や行政の大きさなどから矢吹ではなかなかできないということがございますが、利用者が安心して自転車を置けるようなことに力を注いでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、除雪対策でございますけれども、私は今までの除雪が悪いと言っているわけではございません。ただ、今、先ほども申し上げましたように、機械で除雪をしますと歩道のほうに逆に乗り上がったたり、歩道の雪が除雪されない中では子供たちが危険だというようなことを、強く私は申し上げたわけでありまして、何で私が今須賀川市の例を出したかという、やはり今須賀川市も模索して、その歩道の除雪に対して、今テレビなどでコマーシャルなどもやっておりますが、歩行型の除雪というようなことで、シルバー人材の方々をお願いされれば、50万円程度の機械で歩きながら除雪できるというような、そういう除雪機はいかがなものかなということで1回目質問しましたので、ただ企業の方にお願ひし、ボランティアで皆さんに入っていただきたいというだけでは、やはり教育委員会なり町の姿勢が見えないのではないかと思います、そういった機械を1台でも2台でも購入し、シルバーの方や、また地域の方々にそういうことをお願ひしながら、子供たちが安心して学校に通えるような体制をつくっていただければ、子育て支援の中で先ほども申し上げましたが、お金をただ無料にして子育てをするばかりではなくて、やはりそういう育った幼稚園、保育所の子供たちが大きくなって、小中学校に通う子供たちが事故に遭わないようにするのも、一つの子育て支援ではないかというようなことで質問をさせていただいておりますので、そういう答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

複合施設については一定の理解をいただきまして、ありがとうございます。

歩道の整備についても、できるだけ町の財政状況等を見きわめながら、早い時期に整備をしてみたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

駅の駐輪場についても、利用者が安心してできるよう、そうした努力を傾注してみたいと考えておりますが、町のほうではご案内のとおり合同防犯パトロール、毎月第3金曜日に交通安全協会、防犯協会、さらには小中学校のPTAの皆さん、学校の先生、さまざまな団体が一緒になって街頭に出て活動しております。その中で、毎回駅舎の駐輪場についての点検もさせていただいております。これは先ほど答弁させていただきましたように、駅の指定管理者である豊夢基地（ホームベース）と、さらにはこうした合同防犯パトロールという、ボランティアの皆さんでもって、犯罪の抑止という観点から点検をさせていただいております。そうしたことも含めて、さらに安全性を確保できるような、利用者が安心して利用できるような、そんな駐輪場にしていきたいと、当面はそのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

除雪対策でございます。

子育て支援、お金をあげるばかりが子育て支援ではないだろうと、もっともだというふうに思っております。

角田議員おただしのように、本道が除雪機でもって除雪された場合、歩道のほうに雪の塊が行って歩行に困難をきわめる、そういった状況は毎年のように発生しております。これらの対策ということで、子供が安心して通行できるよう、そんな対応をとったらいかがと、提案としては小型の除雪機、歩道に入れるような小型の除雪機の購入についても検討してはどうかというようなことについては、前向きに、来年度の予算に計上できるような、そんな予算措置も考えておりますので、具体的な中身については予算の概要が固まり次第、角田議

員のほうを含め、議員の皆様にもお知らせをしてみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、10番、角田議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 角田議員の再質問にお答え申し上げます。

角田議員のご質問にありましたように、この降雪時の登校あるいは下校については、大変心配な状況にあることは私も認識しておりまして、そして、これまでも雪の日に何度か子供たちの登校の様子を見に行ったこともあります。例えば、4号国道の歩道などはもう通れないのでということで、通学路を変更して、4号国道から旧国道のほうにその時期は変えるというようなことで、学校と協議をしたこともございます。

そのような状況でありますので、本当にこの小型除雪機などもあるといいというふうに思っております、そのカタログなども取り寄せて検討しているところでもございます。町長からの答弁にもありましたように、この予算確保を図って何とかそういうものを備えて、いざというときに、降雪時には歩道も通れるような工夫をしていきたいということでございます。

そして、4号国道を越えるための高架橋なども、本当に地区の方々のボランティアで雪かきをしていただいて、そして融雪剤をまいてというようなことを、これまでしていただいております。現在のところはそのようなボランティアをいただいて、何とか子供たちの登下校に支障のないように、ある程度はなっているわけですが、しかし、旧国道の歩道についても雪が降り積もっているところも一部ございました。そういうところを子供たちが越えていくのは大変危ないなというふうにも思っております。

これからも、教育委員会、子育て支援課、それから教育振興課の課員が、降雪時にはパトロールするとともに、場合によつたらもうスコップを積んで見回りをして、危ないところは協力してできるだけ除去して対応していくということもこれまで行っておりましたので、これからもそのように心がけて、降雪のための事故ということにならないように努力してみたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 1番、2番と、私の質問に対して前向きな答弁をいただきました。

そして、3番目の今の除雪対策についてでございますけれども、再三申し上げますけれども、今、教育長のほうからありましたが、4号線とか旧国道という道路の名称も出ましたが、私はそれにやはり大学校から中学校に行く、あの通りの歩道もかなり、逆に子供たちを中学校に送ってくる親の方々が子供たちを通学に乗せてくるわけですが、そういったときにあそこかなり危険だと、私もちょうど雪の降ったときなんか通りますとそういう感じがしましたので、そういうところもやはりこれからも気をつけていただき、そして前向きな答弁をいただきましたので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、10番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 栗 崎 千代松 君

○議長（熊田 宏君） 通告2番、9番、栗崎千代松君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告に沿って一般質問をさせていただきます。

最初に、健康サポート薬局の活用について質問をさせていただきます。

ことしの4月1日に健康サポート薬局制度が施行されて、10月1日から薬局の届け出が始まっております。この健康サポート薬局というのは、かかりつけの薬剤師がいて、薬局の基本的な機能を備えていて、地域の住民による主体的な健康の維持増進を積極的に支援する薬局というように説明がされております。簡単に言いますと、地域住民の方々の健康を支援する、そういう薬局というようなことです。

郵便局、あるいは放送局といった、正しい情報を伝えて地域からの信頼を得る、そういう拠点に局という文字が使われております。大学の薬学部を卒業して国家試験に合格しなれない薬剤師は、服薬の指導、健康相談などができる専門家でございます。

ことしの5月24日に、福島県と大塚製薬は協力をして県民の健康増進に取り組む連携協定を締結しております。そして、県民の健康づくり事業を展開しているというようなことを行っております。

そこで、町は予防社会づくりに健康サポート薬局、この制度を活用する予定はあるのか。あるいは活用するのであれば、どのような活用を考えているのかをお尋ねいたします。

2つ目に、子供の貧困についてお尋ねをいたします。

今、子供の貧困を考えるシンポジウム、講演会が開催されたり、家族と一緒に夕食をとれない、そういった小学生、中学生のための子供食堂などが各地で設置されて、子供たちが安心して大人と触れ合える居場所づくりがNPO法人などによって取り組まれております。そういったことの背景には、母子家庭であったり、非正規あるいは派遣社員などの社会環境が影響しているのではないかとはいえますが、矢吹町の未来を担う子供応援政策に子供の貧困対策費が計上されております。

子供の貧困とはどんな状況を指すのか。これは新聞や何かを読んではいますけれども、なかなかわかりにくいところがあります。矢吹町の子供の貧困状況は把握できているのか。把握できているとすれば、どのような対策を考えているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、栗崎議員の質問にお答えいたします。

健康サポート薬局制度についてのおたがしですが、高齢化が著しく進行している現在、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、高齢者の多くが地域の身近な医療機関を受診したり、在宅医療、介護を受けることが想定されます。このため、厚生労働省では、重度の介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、

住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

また、厚生労働省では、医薬分業の原点に立ち返り、患者のための薬局ビジョンを策定し、加えて平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適切な使用に関する助言や、健康に関する相談、情報提供を行うなど、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進するとの内容が盛り込まれております。

健康サポート機能を有する薬局とは、平成28年4月より法令上位置づけられているものであり、患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取り組みを積極的に支援する機能を有する薬局と規定されております。健康サポート薬局として一定の基準を満たす薬局が所定の手続を行った場合に、その旨の表示を行うことが認められております。

健康サポート薬局は、薬局の基本的機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えていることが必要となります。つまり、健康の保持増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を初め適切な専門職種や関係機関を紹介すること、地域の薬局の中で率先して地域住民への健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること、地域の薬局への情報発信、取り組み支援を実施すること、対象者を患者だけでなく地域住民に広げ、予防から介護まで幅広い視点と対応力に加え、地域社会、他職種との連携まで支援していく薬局であります。これらの内容から、地域包括ケアシステムの一員としての役割を担っていく制度になると考えております。

健康サポート薬局制度の開始に伴い、平成28年10月1日から都道府県知事への届け出が開始され、健康サポート薬局である旨の表示が可能となり、薬局機能情報提供制度により都道府県が公表することとなっておりますが、現時点で県内での届け出状況はゼロ件となっております。

町内にも薬局が7店舗ありますが、詳細な業務手順書、関係機関その他の連携機関先リスト、研修修了証及び勤務体制が確認できる資料等、届け出書、添付書類等が多数必要になるため、本制度に伴う届け出が順調になされるか危惧されるところであります。

町といたしましては、町内の薬局が地域の他職種と連携して地域の保健医療に貢献していく上で、薬局として目指すべき機能、役割として、健康サポート薬局の推進に向けた取り組みができるよう支援し、町民の健康の保持増進につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、栗崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、栗崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町の未来を担う子供支援について、子供の貧困とはどんな状況を指すのかについてのおたただしですが、我が国は人口減少傾向となり、少子高齢化が進む中、次代を担う子供たちは社会の宝であり、その子供たちが自分の個性、可能性を伸ばし、未来を切り開いていけるように支援していくことが重要な課題であります。しかしながら、現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の状況等に左右されてしまう場合が少なくありません。

そこで、平成25年度の厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、子供の貧困率とは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合であり、このような相対的貧困の家庭にいる子供は16.3%となっており、全国では実にほぼ6人に1人、325万人以上の子供が貧困に直面しているとされています。

この相対的貧困とは、社会において平均的な暮らしを送ることができていないことを指しており、例えば、食べる物や着る物に困窮している絶対的貧困とは違い、病院に行けない、進学ができない、満足な学習を受けられない、友達と遊びに行けないなど、ごく普通の平均的な家庭でできていることができない状況を指しております。そのため、絶対的貧困と比べれば相対的貧困の生活の苦しさは伝わりにくく見えづらい状況から、子供の貧困がわかりにくい状況となっております。

また、子供の貧困率は、平成15年の13.7%から徐々に上昇しております。背景として、ひとり親家庭の貧困層がふえ、働くひとり親の多くが非正規雇用であることや、両親がともにいる世帯でも貧困率が上昇しており、子育て世代全体で貧困化が進んでいるとされております。

このような状況を踏まえ、子供の成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などをあわせて子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成26年1月に施行されております。平成26年8月に、子供の貧困対策に関する大綱が制定されております。

子供の貧困対策の推進に関する法律では、貧困、子供の貧困や対象とする子供の年齢が定義されておりません。さらに、子供の貧困対策に関する大綱では、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、ひとり親家庭の子供の就園率、子供がいる現役世帯のうち大人が1人いる世帯の貧困率など、13の指標を示している状況にとどまっております。

本町では、子供の貧困を、経済面の絶対的貧困や相対的貧困にあるとされる平均的な所得の半分を下回る世帯や、ひとり親の世帯、就学援助を受けている世帯、幼稚園・保育園保育料の低所得階層にある世帯のほか、さまざまな課題を抱えた子供とその家庭の背景に貧困が潜んでいることを認識し、子供の成長過程に焦点を当て、子供の健康、家庭などでの孤立など、子供の育つ環境全般にわたる複合的なものとして捉えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町の子供の貧困状況は把握できているのかについてのおただしであります。国では子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行により、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとしております。

本町においては、今年度、全国の自治体に先駆けて、国の補助事業である子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を活用し、矢吹町の未来を担う子供応援計画を今年度末までに策定するため、5歳児135世帯、小学5年生163世帯、中学2年生177世帯、高校2年生173世帯、児童扶養手当受給者197世帯への実態調査を行い、あわせて子供・子育て家庭支援者に対してヒアリング調査を実施しております。

実態調査の調査項目として、児童生徒に対しては、子供の家庭での生活習慣に関する朝御飯や歯磨き、テレビを見る時間、寝る時間、家庭での勉強時間や読書時間、学校や友だちとのこと、自分の将来のことなどについてであります。

次に、保護者に対しての調査項目として、婚姻関係、子供と家族の関係、保護者の就業状況や所得状況、経

済的困窮状況などであります。

このような実態調査把握及び支援団体等へのヒアリング調査で把握した内容は、現在集計中でありますが、回答のあった少数意見等に耳を傾け、生活に困窮する方の実態把握に努めてまいります。

また、先ほどの答弁と同様になりますが、実態調査のほかにも、既存の制度や各種施策からも子供の貧困を推測することができ、子供の貧困対策に関する大綱で示す13の指標のほか、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助世帯や幼稚園・保育園保育料の低所得階層など、既存の施策などからも状況を把握してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、把握できているとすれば、どのような対策を考えているのかについてのおただしであります。子供の貧困対策として、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的規定第1条では、若者の貧困が大人、親世代の貧困となり、次世代の子供の貧困につながるという、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであります。

本町では、子供の貧困問題を経済面だけで捉えるのではなく、子供期という成長過程に焦点を当て、子供の健康や家庭、地域で孤立するなど、子供の育つ環境全般にわたる複合的な課題と捉えてまいります。

そして、課題の解決、貧困リスクの低減に取り組む基本姿勢として、第1に子供に視点を置いた、子供と家庭、児童相談所などの関係機関、そして幼稚園、保育園、小中学校や地域を横断的に連携しながら支援できるよう、コーディネーター等の調整役の配置や、既存のネットワークである要保護児童対策地域協議会と青少年児童サポート事業との連携、また、新たに子育て支援包括支援センターの設置等により、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、子供が育つ場である家庭の養育力を高める支援を推進していく必要があります。

次に、経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えしていく必要があり、児童手当、児童扶養手当等の各種手当、18歳未満の子供医療費の無料化等の現物給付を組み合わせた形で、世帯の生活の経済的支援を引き続き実施してまいります。

次に、学力・学習状況調査の結果から学力に影響を与える要因を分析した文部科学省の委託研究からも、世帯収入が高いほど子供の学力が高い傾向となっております。学力格差というのは、教育問題というよりは社会問題として把握したほうが正しいと考えるとの報告もなされておりますので、文部科学省においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的な貧困対策を推進するとしております。

町としましても、学び育つ環境づくりとして、貧困世帯と学校、地域、支援団体等をつなぐをキーワードに掲げ、家庭環境に左右されず、希望する質の高い教育を受けられる支援及び体制を充実させるための施策について、調査検討をしてまいります。

次に、子供たちの身近で多様な居場所づくりや、学びや遊びなど体験機会の確保を含め、家庭環境や経済状況に左右されず学び育つことのできる環境づくりとして、スクールソーシャルワーカーの配置、そして放課後児童クラブを引き続き実施してまいります。さらに、全国的な動きとして、生活困窮者等に対する学習支援、子供食堂の設置などが進んでおりますので、本町としましても、地域民間企業との協働により支援策を展開するために調査検討を進めてまいります。

本町では、子供の貧困問題が表面的にわかりにくいことを十分理解した上で、貧困リスクの高い子供と家庭を地域全体で把握することに努め、子供が安心して育ち、子供の将来の選択肢を広げられるよう、子供の貧困

問題を世代を超えた地域の課題として捉え、学校や地域全体でかかわっていく視点を持って、子供の貧困に今後必要な支援策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、栗崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

再開は、議場の時計で11時10分からです。

（午前10時59分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午前11時10分）

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（栗崎千代松君） 再質問をさせていただきます。

厚生労働省が目指す医療体制というものを見ますと、医療費を抑えるために入院患者の早期退院を促して在宅での療養を誘導する、大病院が重症患者の治療に専念できるよう診療所との役割分担を明確にするというようになっております。厚生労働省は患者の早期退院を促して在宅で療養してもらうよう、地域で連携して患者を支える医療体制を描いているというような、先ほど答弁にありました地域包括ケアというようなことになるんだろうと思うんですが、在宅専門の診療所の設立も新たに認められております。

ただ、その狙いどおりにはいかないのではないかというような意見もあります。日本医師会の幹部の方は、医師は専門領域があって、1人の医師が専門でない分野を含めて診る、そういった総合的な知識が求められるかかりつけ医の普及には無理があるというように言っております。

国のやることに期待をしながら、なおかつ地域に住む人間としては自分で自分の健康を守る、地域は地域で守るという、両方の考え方が必要な時代になってきているのではないかとこのように思います。

病気ではないけれども健康でもない、いまだ病に至らない、けれども健康でもないという未病の対応が、極めて重要な時代になってきていると思います。この未病については、医者は治療をしてくれません。病気にならないと治療をしてくれない。でも、健康から急激に病気になるというわけではありませんので、その間のこの未病の状態で何とか健康に戻すという、そういうことが大切になってくるのではないのか。そうした場合には、薬剤師の持つ能力、そういったものを地域の未病対策に活用ができないかというように思います。例えば、矢吹には県立矢吹病院がありますので、そこの薬剤師の方に矢吹町の健康づくりに参画をしていただいて、地域の健康状態をよくしていくというようなことも考えられるのではないかと思いますので、その辺について再度答弁を求めます。

子供の貧困について、大変難しい、説明しにくいという中で、完璧に教育長には説明をしていただきましてありがとうございました。その中で教育という、そういう立場から考えた場合に、答弁の中に世代間の連鎖、親の貧困が子に連鎖する、そういった連鎖を断ち切るということが大切だという答弁がありました。まさにそのとおりだと思います。起きてしまった現実に対応するという対応の仕方もありますが、そういう現実が起き

ないように対応する。教育という部分の中には、起きる前にしっかりと人づくりをして、理想的な社会をつくっていく。そういう人間を育てていく。そういう役割があってしかるべきだというように思います。

クラーク博士が言っています、人としてまさにしかあるべきあらゆることを達成せんとする大志を持つべし。そういう教育を行うことによって、目の前の問題と、あとは10年後、20年後がいい社会になっていくための種まきとしての教育というようなものが、一番効果が出るのではないかとこのように思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、栗崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

セルフメディケーションについてのおただしでございますが、まさしく栗崎議員の言われるとおりだというふうに思っております。先ほども答弁させていただきましたセルフメディケーションについては、矢吹の住民に対しては自分らしい暮らし、人間としての尊厳を保ちながら自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、繰り返しになりますけれども、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に支援できるような地域包括ケアシステム、セルフメディケーション、この健康サポート薬局の活用も含めて十分に考えていきたい。これについては栗崎議員の考えと同じでございますし、私自身も不変の考え方でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

自分の健康は自分で守る。地域の住民は地域で守る。そうしたことを考えて未病の対策、いまだ病に至らず、いかに早期発見するか。町ではさまざまな対応をとらせていただいていることについては、ご案内のとおりでございます。健康診断もそうですし、もちろん住民の皆さんに大勢、集団健診ということで、未病ということで、予防を含めて、そうしたことについてもさらに中身を充実させながら早期発見、そしてその後の対処についても十分な対応をとってまいりたい、そのように考えております。

おただしの、ご提案の県立矢吹病院については、大変すばらしいご提案ありがとうございました。町は現在ヘルスアップ教室も含めてさまざまな、子供から高齢者まで、健康相談会を開催しております。今現在も、町の保健所を含め、さまざまな町の医療機関の先生方にも足を運んでいただいて、そうしたご助言も含めて健康づくりに参画していただいているところでございますが、県立矢吹病院ということも含めて、町にあるさまざまな医療機関の連携をさらに密にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

もちろん、薬剤師の活用ということにおきましては今、保健福祉部門の審議会委員に、国保運営審議会、健康づくり推進協議会などにも、直接的に現在もかかわっていただいておりますので、さらなる薬剤師の活用について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 栗崎議員の再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃられましたように矢吹町の教育、幼稚園、保育園、小中学校においても、目の前にはさまざまな課題もございます。そういう目の前のさまざまな課題に対して、活動解決に向けて日々幼稚園、保育園、小中学校では努力して解決に努めているところではありますが、それとともに、この矢吹町の子供たちをどう育てていったらいいかということにつきましては、子供たちの向学心、あるいは学習意欲、それを向上させること、そしてみずからの課題をみずから見つけて、そして主体的に解決していこうとする、そういう子供を育成していきたいというふうに基本的に考えております。そういうことを考えていくという子供を育てていくためには、発達段階に応じて、そして幼稚園、保育園ではどういうことというように、発達段階に応じて育てていくことが肝要であるというふうに思います。そうすることによって、みずからの将来をみずから切り開いていく力の素地を、それぞれが高めていくことができるというふうに考えております。

それは、小中学校でいえば教科や道徳などの日々の学習を通して、教科学習とか道徳とか、あるいは体育、そういう授業は、単に教科内容を教えるだけではなくて、そういうことを通して生きる力、あるいは自分の将来を切り開いていく力にもなるということ、特に中学校などで自意識が高まっていく段階においては、特にそういうことに自覚できるような指導を少しずつ進めているところでございます。そういうことを通して、栗崎議員からもありましたように、クラーク博士が言ったようなことも含めて、自分の将来を明るくものどできるように指導を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 以上で、9番、栗崎千代松君の一般質問は打ち切ります。

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 通告3番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告した一般質問をさせていただきます。

先月の22日の早朝、福島県沖を震源とし、マグニチュード7.4、震度5弱の地震があったわけですが、気象庁の見解は東日本大震災の余震であるということです。東日本大震災から今月で5年9カ月が経過しているにもかかわらず、いつまで余震が続くのか、町民の皆さんも不安になっている方も多いようです。

災害は忘れたころにやってくると言われておりますが、地球規模で温暖化が進み、年々自然環境が変化しており、当町においてもことしは春先からの雨不足もありました。今後も台風の影響等により、河川の増水による浸水被害も想定されますので、まず初めに、阿武隈川の河川敷に存在する農地について質問させていただきます。

矢吹町の東側の明新地区から三城目地区に流れる、県が管理する1級河川の阿武隈川ですが、三城目陣ヶ岡地区の阿武隈川河川敷で、堤防内にある農地で約4.3ヘクタールの存在については、町としては現状どのように認識しておられるのか。また、県が河川改修工事をした当時は、この農地の対応について、地権者も含めて町としては何らかの協議会をされた経過があるのかをお尋ねいたします。

この東川原地区は、平成10年8月27日の集中豪雨や、平成23年9月の台風による床上浸水の被害もあり、ことし10月23日には、この地区の浸水被害を想定した水害対応の防災訓練も実施されておりますが、この河川敷内の農地について、町としては災害時の防災対策も含めて、今後どのような対応を考えているのか、お尋ねいたします。

次に、2つ目ですが、公共施設の管理計画について質問させていただきます。

(仮称)矢吹町複合施設基本構想により、複合施設の建設計画が進められております。現在の中央公民館と図書館の2つの施設は、今後の管理計画に基づき、それぞれ具体的にはどのように対応する予定なのかをお尋ねいたします。

また、複合施設基本構想の施設整備方針による図書館については、平成元年に建設された経過と、その規模や立地条件に合わせて他の用途の施設として検討するということがあります。図書館の機能を生かし、歴史書の保存も含めて歴史資料館等への転用についての考えはあるのかをお尋ねいたします。

最後に、児童クラブについて質問させていただきます。

現在、三神の放課後児童クラブが、三神公民館の1階の和室と2階の会議室、視聴覚室の2室を使用しております。三神公民館は、児童クラブにより、2階にある公民館で唯一のフローリングで、テーブル、椅子により会議ができる一番広い会議室が使用できないため、ある利用団体は軽運動場で会議をした経過もあり、本来の公民館の集会施設としての機能が損なわれており、利用者が不便を来しているというお話をお聞きいたしましたので、この現状についてはどのように認識されているのか、見解を伺いたいと思います。

また、三神放課後児童クラブだけが学校内にはなく、隣接する三神公民館を利用しておりますが、9月定例議会の同僚議員が三神小学校内に設置する質問をした際の答弁によりますと、財政不足により当面は現状維持という説明がありますが、具体的にはいつごろまでどのような対応をできるのか、お尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、阿武隈川の河川敷内にある農地の現状に対する認識についてのおただしであります。阿武隈川にかかる玉城橋の下流、左岸側の屈曲部において河川区域に個人所有の土地が存在することについては、公図上も現況においても認識しております。

一般的に、河川の氾濫や侵食等の自然現象により河川の流れが変わり、形状が変化し、浸水、洪水対策のため、国や県等が一時的に堤防を構築し、長い年月の中で改修等が行われ、それが本堤防となり、現在に至り、結果的に現在も河川区域の中に残存する個人の土地が、日本各地には無数に存在している状況にあります。

議員ご指摘の土地につきましても同様な状況の土地であると考えられ、具体的には矢吹町陣ヶ岡555番地から615番地までの61筆、30名の方が所有者する合計4.379ヘクタールの土地となっております。これらの土地は、昭和53年に国土調査の認証を受けており、現況地目としての内訳は畑が30筆で0.838ヘクタール、原野が30筆、3.480ヘクタール、山林が1筆、0.061ヘクタールとなっており、固定資産税を賦課しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、建設当時の対応についてのおただしであります。現在、当該地区の河川管理者である福島県県中建設事務所に、当時の状況、経過等について問い合わせを行っておりますが、建設から相当な期間が経過しているため確認に時間を要している状況であり、現時点で明確な状況確認には至っておりません。

しかしながら、聞き取りの中で一部確認及び想定される状況としましては、当該地区の堤防工事は、昭和63年から平成元年にかけて福島県が行った改修事業であること、また堤防部については、用地買収を行った後、改修工事を行ったこと、河川区域内の個人所有の土地については、河川管理者である福島県と土地所有者の協議により、一般的には河川区域として福島県が管理を行うが、用地買収を行わず、かつ農地としての活用についての合意を得た上での措置であったことが想定されます。

こうした土地につきましては河川法が適用されており、昭和40年以前から河川敷を所有して小作権などにより営農を行っていた土地については、その後も継続して河川敷を利用することが認められております。しかし、建物を建てたり、地形を改良することなどについては、河川法の中で制限されております。

現在は、河川改修等の事業が実施された場合、原則、河川区域内の土地は全て土地収用法により買収され、管理者である福島県や国が管理することになりますが、当時の河川改修についてはどのような改修がされたのかなどの詳しい経緯については現在確認中でありますので、今後の町での対応も含め、後日ご報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害時の防災対策及び今後の対応についてのおただしであります。当該地区は河川法による河川区域とされております。河川法第2条の河川管理の原則の規定により、河川区域は私権の目的となることができないとされております。当該敷地は、増水した場合に、河川の流水を安全に流下させるために必要な河川区域内の敷地でありますので、浸水が前提であり、洪水等に伴う土砂堆積や洗掘等の既存農地の被災については、災害の対象とはならないと考えられますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設の管理計画についてのおただしであります。町の公共施設は、人口減少により歳入の減少が予想される中、道路、橋梁、上下水道などのインフラも含めた公共施設の老朽化に伴う維持管理、更新費用が今後膨大なものとなり、複数の公共施設を維持することが困難な状況になると想定されております。また、労働人口の減少、高齢者の増加などにより、住民が公共施設に求めるニーズも大きく変わってきております。

これらに対処していくため、公共施設等総合管理計画では、方針の一つとして、施設を更新、建て替える場合は複合化、多機能化を検討することとしており、この方針を踏まえ、中心市街地復興に関する様々な提言を基に、中央公民館の役割を担う地域交流センターと図書館、子育て支援施設、観光交流センターを核とする公共複合施設の建設を目指し、（仮称）矢吹町複合施設基本構想を策定したところであります。

この中で、整備スケジュールについては、今年度をめどに複合施設の基本計画を策定することとしており、平成29年度に基本設計、実施設計、その後建設工事に着手し、平成31年度末オープンを目指しております。

基本計画策定に当たっては、(仮称)矢吹町複合施設整備検討委員会を設置し、さまざまな視点から広く意見を募り、利用者に喜ばれる施設となるよう進めてまいりたいと考えております。検討委員会では、中央公民館、図書館の跡地利用及び集約、整備する施設の具体的な機能のほか、施設の運営方針、手法についても検討することとしており、基本構想に基づき、公民が連携して公共サービスの提供を行うPPP、パブリックプライベートパートナーシップの活用も視野に入れながら、本町に適した運営手法を計画に盛り込んでいきたいと考えております。

この事業も含め、今後も町では、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすいコンパクトなまちづくりと、町なかのにぎわい創出に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館の歴史資料館等への転用についてのおたかしであります。現在の図書館が建設される前には本町には図書館がなく、中央公民館の1部屋を図書室として活用しておりましたが、利用者数や蔵書数の増加により中央公民館で対応することが困難な状況となったため、旧分庁舎跡地に平成元年に建設いたしました。親しみやすい身近な図書館として町内外から多くの利用者が訪れていますが、現状では利用者にとって場所がわかりにくいほか、駐車場が狭く、図書の保管庫が不足している状況にあり、中心市街地の活性化、世代間交流の促進のためにも、中央公民館と連携した複合施設として、市街地への移設を検討する内容で基本構想を策定したのは、先ほど述べましたとおりであります。

複合化後の現在の図書館の活用についてであります。複合化後の施設の基本的な対応方針については、公共施設総合管理計画において施設総量の縮減のため取り壊すこととしており、施設をそのまま残すことは、複合化のメリットでありますランニングコストの低減化が薄れることから、慎重な判断が必要となります。また、歴史資料館等への転用については、資料館として集客する上で適した場所か、文化財を収蔵するために十分なスペースが確保できるかどうか調査していく必要があります。

町では、複合施設整備検討委員会において複合施設の整備、運営方針を検討するとともに、図書館も含めた既存施設に関する内容についても協議し、町に提言していただくこととなっていることから、提言内容を参考とし、公共施設全体の規模、配置の見直しとあわせながら検討してまいります。

今後も、中心市街地の活性化を図り、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行いつつ、施設管理運営費用の縮減についても取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長(熊田 宏君) 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長(栗林正樹君) 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の管理計画についてのおたかしであります。複合施設の整備により、公民館や図書館、子育て支援などの各施設の機能を集約することにより、町民の皆様の利便性が向上するだけでなく、それぞれの施設の機能がお互いに連携、補完し合うことで相乗効果が発揮され、新たな事業の展開や新しい町民ネットワークが生まれるものと考えております。

これらのメリットを最大限に発揮できるよう、町長の答弁にもありましたように、複合施設整備検討委員会

での図書館、社会教育並びに中央公民館関係団体代表による意見を募るほか、施設利用者、各種サークル団体の代表などを対象とした基本構想説明会の開催についても検討し、利用者の要望を広く取りまとめ、町民の声を十分に反映した計画づくりを進めてまいります。

複合施設は、子供からお年寄りまで各世代が交流でき、生涯学習、子育て支援の拠点として、多くの町民の皆さんが集まる魅力的な施設となるよう、整備に向けて努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、図書館の歴史資料館等への転用についてのおたただしではありますが、町では、歴史、文化的に貴重な資料を多く保管しておりますが、資料の展示はふるさとの森芸術村で常設展示している土器や埴輪等に限定されている状況にあります。そのほかにも、矢吹中学校D棟に保管されている貴重な文献や、写真、動画等は、町民の皆様から寄贈されたものも多くあり、大勢の方に紹介したいものもございます。

ご提案のありました歴史資料館につきましては、整備することにより、矢吹町に生きた先人たちの営みや思い、先人が守り伝えてきた貴重な財産である文化財を、適切に管理、保管することが可能となります。また、これらの文化財を誰でも閲覧でき、本町の歴史を学べる施設の環境が整うこととなるなど、歴史資料館の必要性、重要性は十分認識しております。

おただしの図書館を歴史資料館として活用することにつきましては、町長の答弁にもありましたように、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会の提言も踏まえつつ検討してまいります。そして、矢吹町文化財保護審議会を初めとする関係機関とともに、今年度中に文化財の保護、利活用に関する基本計画を策定してまいります。その中で、歴史資料館についても協議検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三神小学校放課後児童クラブについてのおたただしではありますが、放課後児童クラブは、放課後あるいは夏休み等の長期休業時に、保護者の就労等により家庭において面倒を見ることができない児童の安全を確保するとともに、健全な育成を図る事業を実施し、児童の福祉向上を図るため、町内4小学校それぞれにおいて配置されており、三神小学校については校舎の空き教室が見込めないため、三神公民館を使用しております。

平成27年度からは、従来1年生から3年生までであった対象年齢も6年生まで拡大いたしました。入所児童も増加しており、三神小学校においては11月1日現在で33名が在籍し、全校児童125名の26%、およそ4人に1人が利用している、大変重要な事業として位置づけされている子育て支援施策であります。

このように、入所児童の増加により、これまで使用していた三神公民館1階の生活相談室だけでは手狭となり、新たに2階視聴覚室も教室として使用しながら、現在児童クラブの運営を行っております。そのため、議員ご指摘のとおり、地元の団体の皆様が会合等で使用できないなど、ご迷惑をおかけしている状況が発生していることも認識しております。大変申しわけなく思っております。

こうした状況を改善するためにも、ことし8月から、2階の視聴覚室については、児童クラブの運営時間帯を除く午後6時30分以降、使用していただくことを可能といたしました。これにより、夜間の会合等については使用できる場所の選択肢がふえることとなりましたが、日中は引き続き児童クラブで使用させていただきますので、課題の完全な解決には至らない状況にあります。したがって、今後も引き続きこうした状況の改善を目指しながら、地域の皆様のご不便を少しでも軽減する方法を検討し、かつ地域の宝である子供たちの健全育成も両立できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、三神公民館以外の場所への児童クラブの設置についてのおただしであります。さきの9月定例会においても同様の答弁をさせていただいておりますが、現在児童クラブを設置している三神公民館は三神小学校と隣接しており、放課後における児童の移動が容易かつ安全であること、送迎の際の駐車場が十分に確保されていることなど、立地条件が良好であります。

また、新たな場所に児童クラブを設置することは、財源の確保の面や、児童の学校からの移動手段等、数々の大きな課題があり、将来的な児童数減少に伴う小学校の統合等、重大な懸案が発生しない限り、現状の運営を継続する考えであり、具体的な対応時期は、申しわけございませんが現在お答えすることはできません。

繰り返しの答弁となり恐縮であります。地域の皆様のご不便を少しでも軽減できるよう努め、三神地区の子供たちの健全育成も図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 再質問をお願いいたします。

まず初めに、東川原地区の農地の件でございます。

先ほど経過等、詳しくはまだわからないというふうな状況でございますが、この東川原地区の農地については、先ほどもお話ししましたが、平成10年の8月27日の集中豪雨、あと平成23年9月の台風15号などの増水で、先ほど答弁にもありましたが、すぐ埋没してしまうというふうな状況で、作物をつくっている方もおられますが農地としての価値はないというふうな状況で、実質農地の面ではありませんが、防災の面では先ほど話されたように価値が見出されているという状況でございます。

この農地につきましては固定資産税がかかっているというふうなことでございますが、こういう過去の被害があったときの年に、減免や免税などの過去に対応されたかどうかをお尋ねしたいと思います。

また、この東川原地区は阿武隈川の玉城橋の下流で、玉川村と隣接しておりますが、玉川村は平成23年9月の台風で堤防も決壊した経過がありますので、台風の水害後に農地の一部を村で買い上げたという経過があるというふうなお話を聞きました。村が買ったのか、県が買ったのかわかりませんが、そういう話がありますので、町として先ほど、県が買っていただければ一番いいわけですが、町としては買い上げも含めてどのように考えているのか、また、町としてこの農地を地権者の同意を得て、県にできれば買い上げを要請していただけないかどうかをお伺いしたいと思います。あと、できればこれと関連して、泉川や隈戸川などでもこのような農地が存在するかどうかもお聞きしたいと思います。

続きまして、公共施設の管理計画で、図書館は取り壊しの予定ということですが、検討委員会の中で再度協議をされるようでございますが、先ほど教育長の答弁の中でも、歴史民俗資料館等につきましては中学校のD棟にある程度保管されているというふうな状況はお聞きいたしました。現在、町内で歴史民俗資料についていろいろ議論がされている状況でございますが、私も以前、平成25年の3月の定例議会の一般質問で、矢吹中学校の旧校舎D棟についての質問をした際に、歴史資料館への転用というふうなお話で教育長が答弁されております。その答弁の中には、平成23年度末に学校教育施設から社会教育施設に転用すべく、文部科学大臣に申請をしたというふうなことでございまして、その中で歴史的に保存すべき古文書や歴史的な資料、価値のある公

文書などを収集、整理、保存して、歴史資料的な施設の開設を検討するというふうな答弁がありました。

その答弁の中では、平成27年度以降に開設をしたいというふうなお話でありましたが、人為的な問題があるというふうなことです、検討するというふうなことです。現在、平成28年度になっておりますが、今後の対応を、D棟については図書館の資料館への転用がまだわからない状況であれば、この矢吹中学校の旧D舎の、D棟については今後、前回の答弁からすれば、今後具体的な時期や手順が進められているのかをお尋ねしたいと思います。

続いて、児童クラブについてでございます。

なかなか財政上の厳しい状況の中で、新たにつくるのが厳しいというふうなご答弁でございますが、この三神公民館は、昭和55年に三神地区の農業基盤整備事業の、農林水産省の補助事業により建設されて、35年が経過しております。建設された当時は農村地区の多目的研修会館というふうなことで、営農相談や生活改善等による研修施設として役割を果たしてきた経過があります。その後、三神公民館と名称を変更して、現在の三神地区の集会施設としての機能を果たしている施設であります。

先ほど、小学校に増築するのは財政上厳しいというふうなことでございますが、先ほど言ったように、なかなか日中の会議が持てないと、JAでも借りたいというふうなことでしたが、日中は使用できないというふうなことで、この間相談がありまして、私の地区の神田の多目的集会所の申請がありましたが、現実的に1階の、今、先ほど言ったように多目的研修会館の経過がありましたので、1階には生活改善室、調理室があるわけでございます。この調理室は、1階の和室、これのすぐ隣の北側にある場所でございますが、この間、この調理室について管理している管理人の鈴木さんにお話すると、1年に1回程度使うか使わないかというふうな状況だというふうなことでございます。建設当時は、生活改善で調理教室もやっていたというような状況がありますが、現在はそういうふうな状況で、ガス器具もあるということで毎月ガスの基本料金も支払われているのかなというふうに思われますが、できればこの生活改善室を、2階の会議・視聴覚室から、この生活改善室に床を張ってリフォームをして、こちらを隣り合わせて放課後児童クラブの教室としてできるようなリフォームをしていただけないかというふうな、これも地区の中の人の中から要望がありますので、こちらについて検討していただければ、三神公民館の利用者の不便も来さないで利用できるのかなというふうに思われますので、先ほど教育長から、少子化で今後合併の話まで出ますと、いつまでたってもこの辺は改善できないという状況でございますから、この生活改善室の床を張ってリフォームをして、新たな児童クラブの教室にさせていただくようなことができないかをお尋ねいたしたいと思います。

以上、3点について再質問いたしますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ここで、昼食のため暫時休議します。再開は午後1時です。

(午前11時53分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 1時00分)

○議長（熊田 宏君） お知らせします。

13番、鈴木隆司君より、不幸ができたため、本日午後欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告させていただきます。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の、この61筆の河川敷内にある土地についての減免についてでございますが、これらの土地が作物への被害を受けた場合は、町の税条例により固定資産税の減免対象となるということでございます。平成10年の8.27水害のときには記録がなく、確認ができませんでした。なお、平成23年9月15日の被害については、減免対象となったわけでございますが、申請はありませんでした。減免対象の申請はございませんでした。

2点目の、玉川村で地区の共有地であるこの土地の所有権を玉川村へ移転したという話については、事実を確認させていただきました。なお、おただしの県に買い上げてくれるよう要請することについても、これらについて協議を進めることについては可能だという判断のもと、今後、県への買い上げについて、町のほうでも要望をしてみたいと考えております。

3点目の、阿武隈川以外の泉川や隈戸川において、阿武隈川のような耕作されている土地は、河川敷内に耕作されている土地はあるのかということについては、泉川や隈戸川等についての町内での川についての河川敷内の耕作されている土地はございませんので、そうしたことで答弁をさせていただきます。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員への再質問にお答え申し上げます。

歴史民俗資料等について、現在、旧中学校D棟に保管、管理しております。その保管、管理している歴史的資料等を、この資料館等をつくって整備ということについてでございますが、先ほど議員ご指摘のように、平成27年度以降検討してその歴史民俗資料等を公開できるようにしてまいりますというふうに、前の議会でお答えしておりますが、その検討した結果、大変難しい状況があることがさらにまた明らかになりまして、と申しますのは、旧D棟の場合は施設設備の整備の問題、電気、水道、それから下水等の基本的な問題がありますし、それから、いざそこを正式なそういう資料展示室等にしますと、その資料の保管のために湿度や気温等も調整していかなければならないという、大変難しい問題が1つございました。それからもう一つは、その資料の分類整理をどうするかという問題がございます。そして3点目に、そこで資料展示等をしますと、当然人員の配置ということもございます。

そういうことで、現在、文化財保護審議会の方々と相談をして、そして、まずはそういう施設設備の整備がなかなか進まないとはいえ、その歴史資料等の分類整理は何らかの形で進めていかないと、わかっている方々も高齢化しているので、それを進めていく方向で検討しましょうという、今、段階になっているわけでございますが、なお文化財保護審議会の方々にご協力をいただく、あるいは、そういうことに詳しい方も町内に何人

かおられますので、そういう方々のお力などもおかりしながら、まずは分類整理をしていきたいというふうに考えております。

それで、そういう基本的な計画、その後の計画等については、今年度中に計画をつくって、そして計画ができましたら明らかにしながら、貴重な文化財を次の世代に引き継げるようにしていきたい。そしてまた町民、町内外の方々からその文化財等について見せてほしいという場合には、見られるように何とか整理をしていきたいということでございます。

続きまして、三神公民館で行っております児童クラブについてでございますが、使用頻度の低い1階の調理室、生活改善室ですね、そこを改装して児童クラブの教室として使用してはどうかということについてのおただしであります。確かに現在、調理室の使用頻度は少ないということは承知しております。この児童クラブの児童が公民館の1階に集約されるのであれば、子供たちにも目が届きやすくなり、指導員の先生方の負担も少なくなるなど、大きなメリットがあります。しかし、また一方では、今年度の三神公民館事業として、お菓子づくり教室が年明けに開催される予定であります。これまでもこうした料理教室が開催されてきた経過がありますので、そしてまた、町の指定避難所として100人収容可能というふうに規定しておりますので、そういうことなども勘案して、地区公民館から調理機能を除外することが妥当であるかどうかを、慎重に判断していく必要があると考えております。

そこで、三神公民館長を初めとする公民館職員の皆さん、さらには婦人会や各地区の婦人学級の皆さんからもご意見等をいただきながら、慎重に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 1点だけ再質問させていただきます。

先ほど河川敷の件につきましては、県のほうにそういうような要請等をぜひ行っていただきたいと思います。

あと、小学校の放課後児童クラブにつきましても、三神公民館の職員とあわせて協議をして、最善の方法をやっていただけるようお願いしたいと思います。

図書館の件の民俗資料館にというふうなことで再々質問でございますが、取り壊す予定では、説明があったようにそういうふうな考え方がありまして、D棟なんですけれども、正式に先ほど教育長の答弁の中では、D棟を将来的に資料館にしていくのか、そういう考えが教育委員会でまとまっているのか、ないのか。それが、前はそういうふうにしてやっていきたいと、進めていきたいというふうな答弁があったわけですが、先ほどはまた検討するというふうなことでございますので、現実的にここを資料館に、将来的に教育委員会としてやっていく意向があるのかどうか、今現在。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再々質問に対する答弁を申し上げます。

中学校D棟を民俗資料館として整備していく考えが、教育委員会としてあるかということについてでございますが、はっきり申し上げまして、そういう方針とか結論というものははっきりと決めているわけではありません。それで、そのことも含めまして、実は今年度計画をつくって方針を明確にしていきたいということでもあります。

なお、文化財保護審議会、それから文化振興審議会、そしてまた、それらを受けて教育委員会等でも十分に協議をしまして、矢吹町の文化財の保護のためにどういう保護、それから、それらを展示したりしながら、町民の皆様にもご理解をいただけるようにするためにはどうしたらいいかを十分に検討して、今年度中に明らかにさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（熊田 宏君） 通告4番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、お忙しい中、傍聴においでくださいました皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、道の駅の取り組みについてお伺いいたします。

先月の時点で全国の道の駅は1,093駅、東北では150駅となっており、先月には県内で29カ所目となる道の駅猪苗代がオープンいたしました。道の駅猪苗代は町と県が共同で整備し、約3万3,000平方メートルの敷地に182台の駐車場を備えており、また、災害に備えた防災拠点機能を設け、県内で唯一、国土交通省の重点道の駅に指定されました。来年度にはヘリポートも設置されると伺っております。今後も各地で道の駅の建設は進むものと思われませんが、重要なことは利用者が喜んで訪れてくれる道の駅にすることだと思います。地域の人に必要とされる道の駅にすることだと思います。

さて、矢吹町においても道の駅建設に向けて、整備検討委員会による基本構想案の策定や道の駅整備管理運営に関する検討部会を立ち上げて、意見集約を進めている段階に来ていると思っておりますが、今後、道の駅建設までには基本構想、基本計画の策定、その後実施設計、造成工事、外構工事、建築工事と進み、その間に管理運営会社の設立や出店調整、テナント募集などの作業も進めていかなければなりません。どういう道の駅を目指すかは、この一連の流れの中で決まっていくのだろうと推測します。

そこで、道の駅建設までにかかわる担当部署、関係団体、アドバイザーと決定までのプロセスをお伺いいたします。さらに、この道の駅を管理運営する組織は、どのような方式を採用し、運営していくのか、お伺いします。町が直接管理運営する公設公営にするのか、町と民間の出資による第三セクター方式を採用した公設民営とするのか、町長の考えをお伺いします。

また、道の駅の建設や整備には膨大な予算が必要となります。先日、議会産業民生常任委員会で栃木県と茨

城県にある道の駅を視察してまいりました。いずれの道の駅も平日にもかかわらず、多くの人でにぎわってありました。道の駅を整備するに当たり、国や県が直接整備してくれた施設もありました。例えば駐車場、施設の案内板、河川公園、フラワーガーデンなどを国や県で整備したと伺いました。道の駅の施設の建設や整備に当たっては、国や県に対してどのような支援を求めるのか、また、どのような支援を期待しているのか、伺います。

次に、町の特産品の開発と支援体制について伺います。

特産品の開発や取り組みについては、自治体によって大きく異なっております。今回視察した栃木県茂木町は、ユズを加工してユズポン酢やユズ酢として道の駅で販売し、人気を得ています。もちろんユズは全量買い取りをしているとのこと。そのほかにも、ハトムギを遊休農地で栽培してもらってハトムギ茶として売り出したり、こんにやくやエゴマの生産と加工にも力を入れております。さらに、2年前からは菌床シイタケの栽培に力を入れていると伺いました。また、地元産の米粉と卵を使ってバームクーヘンを製造販売したり、道の駅のユズ塩ラーメンが全国道の駅グルメ選手権、道一1グランプリで初代グランプリを受賞するなど、特産品の開発に町を挙げて取り組んでおります。

県内でも鮫川村などは大豆の全量買い取りを行っており、豆腐を初めとする大豆を原料とした6次化商品に力を入れております。矢吹町としても、道の駅での販売はもとより、イベント販売、インターネット販売も視野に入れた6次化商品の開発をより積極的に進めるべきではないでしょうか。そのためにも加工所の建設は不可欠と考えます。あわせて、プロジェクトチームによる町特産品の開発にも力を入れていくべきと考えるが、町の考えを伺います。

各地の道の駅において一番売り上げに貢献しているのが、地元農産物の販売です。しかしながら、季節によっては品物を集めるのに苦労する時期もあり、特に冬場は慢性的に品薄となることが予想されます。そこで、道の駅に農産物を出している方が、冬場や春先に出荷するためのビニールハウスを建てる場合、町として何らかの補助を検討してはどうかと思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、町の鳥の制定について伺います。

町の鳥の制定については、これまでも引退した先輩議員などから、制定についての一般質問が過去にあったと記憶しております。町の花の春蘭（シュンラン）は、広報やぶきや議会だよりにより町のシンボルマークとして使われており、広く愛用されております。町の鳥としての制定には至っておりませんが、明治時代にキジ猟をする岩瀬御猟場が誕生し、このころから矢吹が原と呼ばれるようになり、矢吹はキジと共生してきました。現在は商工会を中心にして、キジを使つてのまちおこしにも取り組んでおります。特にやぶきじくんは、県内はもとより全国各地に出向いて、ゆるキャラによる町のPRに一役買っております。町民の中には町の鳥はキジと思いついでいる人もたくさんいます。正式に町の鳥としてキジが制定されれば、いろんな形での活用が期待できます。

矢吹町議会は今議会をもって第400回の節目の議会となります。この記念すべき議会に、町の鳥の制定をぜひ実現してほしいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅の取り組みについてのおただしであります。道の駅推進事業につきましては、昨年度（仮称）道の駅やぶき検討委員会において、道の駅整備のコンセプト、基本方針、候補地の比較検討などについて3回にわたり検討会議を開催し、基本構想を策定いたしました。

今年度は産業振興の観点から産業振興部が所管し、地方創生加速化交付金の事業計画、日本三大開拓地やぶき地域商社プロジェクト、総事業費3,750万円、補助率100%の事業採択を受け、新たな体制として道の駅やぶき地域協議会を立ち上げ、道の駅実施計画の策定、ブランディング・マーケティング等の計画策定、地域商社設立計画の検討、道の駅を拠点に開拓史跡を結ぶ開拓ロードの整備、観光ニーズ調査等に取り組んでいるところであります。

道の駅やぶき地域協議会につきましては、これまでの（仮称）道の駅やぶき検討委員会を再編、発展させた組織として、学識経験者に東京農業大学の長島孝行教授、株式会社ダイナックス都市環境研究所副所長で矢吹町出身の佐久間信一氏、商工団体として矢吹町商工会、矢吹町商店会連合会、矢吹町商業振興公社、農業団体として東西しらかわ農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、矢吹町農業委員会、矢吹原土地改良区、矢吹町認定農業者連絡協議会、住民代表として、やぶきぐるぐるノーカーズ、こうすっぺ西側、矢吹町ニューシルクロードプロジェクト、矢吹町飲食店組合、矢吹町飲食店同業組合、ふるさと産品づくり実践協議会、サトーアグリ、東西しらかわ農業協同組合女性部、夢みなみ農業協同組合しらかわ女性部、公募員として6名、民間機関として東邦銀行、行政機関として国土交通省、郡山国道事務所を初め、国・県等の行政機関に参加いただき、総勢34名で道の駅やぶき地域協議会が構成されております。

現在、道の駅やぶき地域協議会として地域総動員で道の駅事業に取り組んでおり、具体的な検討については、道の駅やぶき地域協議会の下に2つの部会を設け、道の駅事業部会においては、道の駅の事業計画、地域商社設立計画の検討を行い、ブランディング・マーケティング部会では、ブランディング・マーケティング戦略、開拓ロードの整備の検討が行われているところであります。

11月末現在で各部会は3回にわたり開催しておりますが、現在、各部会において鋭意検討がなされており、年度末には報告書が完成する見込みでありますので、まとめ次第、議員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。なお、役場内の体制につきましても、来年度以降、測量設計、用地交渉、国道との具体的な協議のほか、管理運営団体の検討、商品開発、各種ソフト事業の展開が予定されておりますので、万全の体制で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今ほど国道と読みましたが、国道事務所でした。国道事務所との具体的な協議、大変失礼いたしました。

次に、道の駅の管理運営組織についてのおただしであります。管理運営組織につきましては、現在、道の駅事業部会において地域商社のあり方について調査検討を行っており、現在、東日本の幹線道路に設置された道の駅の中から矢吹町に類似した道の駅を選定し、選定した20の道の駅を対象にアンケート調査を行っております。

アンケートでは将来の地域商社を見据え、組織体制として第三セクターでの運営方法や株式会社での運営方

法、あるいは出資構成として、自治体の出資割合や関係機関の出資割合などを調査項目といたしました。今後、道の駅やぶき地域協議会では、アンケート結果等を踏まえ、最も適した管理運営方法について十分に検討されるものと考えておりますので、状況を見守りながら、まずは道の駅やぶき地域協議会としての提案等について期待してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、施設整備に係る国・県からの支援についてのおたただしであります。今回整備を予定している道の駅は町単独で整備するものではなく、道路管理者である国と町との一体型整備となっております。一体型整備では道路管理者が休憩施設、トイレ、情報提供施設、一部の駐車場を整備することとなっており、全て市町村が整備する単独型整備に比べ、財政面で有利な事業となっております。また、レストランや直売所等の地域振興施設については、多くの道の駅で国等の補助事業を活用しており、今後先進事例調査を行い、国・県と協議を行いながら、あらゆる角度から財政支援策について調査研究してまいりたいと考えております。

いずれにしても、昨今、建設されている道の駅は規模も拡大しており、国・県の財政支援が不可欠でありますので、早い段階から情報収集を行い、ネットワークを構築し、可能な限り町の財政負担の軽減を図ってまいります。また、道の駅は運営後のランニングコストも重要になりますので、地域商社のあり方の検討を深め、財政計画を立てながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特産品開発と支援体制についてのおたただしであります。特産品加工所の建設につきましては、現在、道の駅事業部会において道の駅の機能について必要性を検討しております。

一般的には、加工所は特産品の品目が決まらないと建設することは難しく、設備についてもその特産品を製造するための設備投資が必要となります。また、品目が変わるとそれに合った設備投資も必要となり、初期投資に対する資金の回収計画や商品のブランディング、施設の稼働率の向上など、多くの課題を解決する必要があります。さらに、行政としての関与をどこまで考えるべきなのかについても課題であり、一部の方の利益追求にならない配慮や関係機関に対しても、J Aや商工会等との協議が生じてくるものと考えております。

他方で、特産品の開発には初期の研究段階が必要になり、町内には福島県農業短期大学校において高度な加工施設が整備されておりますので、まずは福島県農業短期大学校の加工施設を活用し、連携しながら協議してまいります。なお、加工所につきましては専門的な見地から、各関係機関や各種団体の方も道の駅やぶき地域協議会に参加していただいておりますので、この中で十分に検討いただいた上で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、プロジェクトチームによる商品開発についてのおたただしであります。商品開発につきましては、現在ブランディング・マーケティング部会において検討しております。年度内に商品開発の方向性を定め、地場産品や矢吹らしさを追求した上で、多くの方に協力を呼びかけ、町内の商店や企業など地域を巻き込みながら商品化を進めてまいりたいと考えております。今後、商品開発は道の駅に特徴を持たせる上でも重要になってまいりますので、来年度以降は商品コンテストの開催やブランド認証制度の検討など、町としても積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、冬場の品薄対策についてのおたただしであります。ご指摘のとおり、冬場は露地物の野菜がなくなりますので、農作物が極端に少なくなることが懸念されます。他の道の駅ではJ Aの直売所との連携や道の駅間

のネットワークを構築し、商品を融通して対応しているところもありますが、今回の道の駅のコンセプトは食へのこだわりを掲げており、日本三大開拓地として年間を通した農産物の供給体制や、農業者の所得向上を図るための農閑期の販路拡大対策など、課題があるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、他の地域では冬場の品薄対策としてビニールハウス等に対する補助を行っているところがありますので、このような支援方法も参考にしながら、地域商社における道の駅の運営方針が具体化した段階で、町としても対策を講じてまいりたいと考えております。

道の駅に買い物に来て商品がないことは、お客様を悲しませるだけではなく、道の駅の運営にも大きく影響いたしますので、日本三大開拓地の道の駅として期待を裏切らないよう、多方面から対策を講じてまいります。いずれにしても、本町で計画している道の駅は、交通の要衝である本町の特性を最大限に生かし、全国に発信する道の駅として、基幹産業である農業の振興はもとより、観光の振興、地域の拠点づくり、地域経済の活性化により、町全体が潤う道の駅を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町の鳥の制定についてのおただしですが、本町では昭和49年に町の花を春蘭（シュンラン）に、町の木を赤松（アカマツ）と制定しております。また、平成14年には町制施行100周年を機に、岩手県の田村勝氏の図案により、春蘭（シュンラン）をモチーフにしたシンボルマークを制定し、町内外へのPRを行っております。春蘭（シュンラン）や赤松（アカマツ）につきましては、シンボルマークとしてのPRを初め、三十三観音史跡公園や大池公園、五本松の松並木など、矢吹町の名所とともに町民への認知度も深まってきていると認識しております。

議員おただしの町の鳥につきましては、近年豊かな自然環境を保つシンボルとして、鳥、魚、昆虫など、地域の特色を生かしたシンボルの制定がされております。福島県内の市町村では、花、木に次いで鳥をシンボルとする市町村が多く、現在県内59市町村のうち、53市町村において鳥の制定をしている状況となっております。

皆様御承知のとおり、明治のころ矢吹が原は自然に恵まれた野鳥や野生動物たちの楽園であり、常時3,000羽のキジが生息しておりました。明治24年には宮内庁の御猟場としてキジ猟が行われるなど、本町にとってキジは、町の経済や文化に大きな影響を与えた鳥といっても過言ではありません。

このような歴史を踏まえ、本町では以前からキジを活用した名物、さらにはやぶきじくんを代表とした町のPRが盛んに行われ、現在では矢吹町といったらキジという認知度も非常に高くなっております。また、過去の議会の一般質問においても、キジを町の鳥として制定するご提言をいただいたところであり、町といたしましても、ぜひキジを町の鳥として制定する検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、具体的に議員からも、400回目という大きな節目を迎えた今議会を機に町の鳥の制定をというご提案をいただきましたので、今後、関係機関、団体等との協議を進め、本年度中の制定に向け準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 道の駅について、現在、道の駅やぶき地域協議会を設立して、そこで2つの部会を持つ

て、いろいろと検討しているということでございます。

34名のそれぞれの各分野の有識者が集まって検討しているものですから、多分いい方向で進んでいくのではないかと思いますが、先ほど質問の中でも言ったように、全国ではもう1,093、11月現在。東北で150、そして福島県でも29カ所がもう道の駅としてできていると。これから多分矢吹町の周りにもどんどんできる可能性もあると思います。そこで、やはりその中で矢吹町の道の駅にぜひ行ってみたいと、そういうような道の駅をつくっていかないと、長い将来を見たときにやはりちょっと不安も出てくるのかなと思います。そこで、やはり道の駅やぶきでしか味わえない、例えば食べ物とか、ここに来ないと手に入らない商品とか、何度でも足を運んでもらえるような道の駅をぜひ実現してほしいと思っております。

この基本構想のコンセプトを読ませていただくと、「日本三大開拓地矢吹を築き上げた先人のフロンティア精神に学び、矢吹町の魅力を発信し、人と町が交流し、チャレンジする道の駅やぶきを整備します」となっておりますが、ぜひとも、いろいろ基本構想を詳しく読ませてもらっても、すばらしくいいことをいっぱい書いてあるんですけども、総花的に何でも取り入れているという感じもしますし、それを具体的に、じゃ、どういう方法で実現させていくのか。先ほど言いましたように、じゃ、矢吹でしか食べられないものをどうやって作り上げていくのか。矢吹でしか買えないもの、特産品をどうやって具体的につくっていくのかと、そういうのがまだちょっと見えてこないというか、果たして一生懸命取り組まないと間に合うのかなという気もするんですけども。

先ほど農産物の加工とかで農業短期大学と連携してやっていきたいという町長の答弁もありましたけれども、私も議員になってから、特産品をどんどん矢吹で開発を急ぐべきだというか、開発をしてくれというような一般質問、議員になって初めての一般質問をした平成16年6月にも既に提案していますし、そのときは野菜ジュースとかふりかけとか、あとクッキーとかの商品開発を農短大と連携して進めてはどうかというような話もさせていただきました。平成18年9月にも、具体的に鮫川村や天栄村の例を挙げて質問をさせていただきましたけれども、それからかなりの10年以上の年数はたっていますけれども、ほとんど一生懸命取り組んでいると私からは思えないんですけども、その辺をもっと本腰を入れて、ぜひとも進めてもらいたいと思います。

結局、特産品の加工も当然必要ですけども、じゃ矢吹町でどれの特産品にするかというのを、まずある程度出してもらって、それで例えば鮫川村なら大豆、茂木町だったらユズ、それを各農家、あとはおじいちゃんおばあちゃんにつくってもらって、それを全量買い上げてそれでやりますよとなれば、一生懸命つくるほうもつくりがいがあるのかなと、そういう感じがします。

以前、今でも矢吹町の特産品の一つでありますグーズベリージャムですか、グーズベリージャムを一生懸命つくっている、ある施設でつくっていたんですけども、売上げが売れないからことしは買い上げませんよと言われて、非常に困っていますという、私にも相談があったんですけども、だからそういう、売れば買うけれども、売れなければことしは勘弁して、廃棄してっていうようなことでは、一生懸命つくりがいのないのかなと。やはりその辺のシステムもちょっとアイデアを練ってもらって、考えていただきたいなと思っております。

あと、確かに加工所の建設は非常に、私も町長の言うとおりに、難しいと思います。いろんな組み合わせとかいろんなことをやっていくと、本当にどういう設備をしたらいいのかというのが、多分問題点としては出てく

と思うんですけれども、例えば普通の個人で加工しようと思っても、なかなかそれだけの設備もできないし知恵もなかなか出ない。例えば農産物を原料としてお酒と組み合わせるとか、お菓子和組み合わせるとかというの、個人ではなかなか対応できないんですよ。だからその辺を、せっかく矢吹町の中にいろんな農業関係、あとはそういうお酒屋さんとかみそ屋さんとかの関係、あるいはお菓子とかケーキとかおまんじゅうとかをつくっている、そういうところと一緒に頑張ってコラボレーションして、新たな6次化商品をつくっていく、その辺の橋渡しをぜひとも行政でやっていただいて、そしてその中で、ああ、これは必要だと思うのは、やっぱり加工所とかの援助でぜひ進めていってもらいたいと思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

あと、道の駅、果たして矢吹は何を一番に売り出していくのかなというふうに思っているんですけれども。先ほど言ったように、特産物とかそういうのも当然大事ですし、食べ物も当然大事ですけども、あと何があるのかなということなんですよ。

例えばロケーションを売りにするといえば、この間常任委員会で見えた常陸大宮のかわプラザでは、久慈川の河川敷を整備して、そこでのんびりと家族とかカップルで散歩できるとか、そういうもありますし、あとは福島県でいうと土湯ですか、道の駅土湯。あそこは高いところにありますので福島市内を一望できたり、あとは吾妻連峰とか阿武隈山系が見えたりすると。そういうロケーションのいいところなら、それも一つの売りとしてできるんですけども、果たして矢吹、今予定している場所につくった場合に、それほどインパクトの強いロケーションではないような気が……一応基本構想の中には、田園風景を眺めながらゆったりした気分で食事をするとか、いろいろなっていますけれども、田んぼを見たら余りインパクトは強くないと思うんで、その辺の、やはりぜひ足を運んでもらえるように、例えば土日祝日は家族連れで、子供を連れて家族連れで来られるような、ちょっと子供たちが遊べるような施設を整備してみたりとか、あとはペットと一緒に来て一緒にゆったりと過ごせる施設がありますよとか、そういう何か売りをぜひとも地域協議会の中でも検討していただければと思います。その辺の考えもお伺いします。

あと、今後それぞれ県とか、あと道路管理者とかいろいろな検討をしていくんでしょうけれども、その中で産業振興課、あるいは都市整備課、いろいろ部門部門で関連してくると思うんですけれども、例えば道の駅準備室みたいな横断的な室をつくる考えはあるのかないかも、あわせてお伺いします。

あと、冬場の品薄を解消するためにビニールハウスの補助を考えたらどうかというのでは、町長のほうから前向きな答弁がありましたので、それはぜひ実現してほしいと思います。

あと、町の鳥の制定については、やはり春蘭（シュンラン）、そして赤松（アカマツ）、どちらも今かなり活用されていますけれども、どっちかという植物とか花というのは静というか、静かなほう。動物とか鳥というのは動のほうのイメージで使えると思うんですよ。だから、キジというのはやはり、今町長もしていますけれども、私も1回目の初代のバッジをつけていますけれども、キジ、いろんなパターンの動くイメージのキジというので、いろんな使い道が出るのかなと、ぜひともその辺を制定に向けて取り組んでいきたいと思いますが、その辺を再質問でお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

道の駅の質問でございますが、地域協議会の下部組織として道の駅事業部会、さらにはブランディング・マーケティング部ということで2つの部会を設けさせていただいております。これらについては、矢吹町の持つポテンシャルを可能な限り前面に出しながら、矢吹町の道の駅、道の駅といったら矢吹というような、そんな強い気持ちで道の駅の整備計画を進めていきたいというふうに思っております。

大木議員からも話ありましたように、道の駅については基本構想の中で、道の駅の整備のコンセプトということで設定させていただいております。日本三大開拓地矢吹の魅力を発信し、人と町が交流し、チャレンジする道の駅ということで、矢吹町の地域振興となる道の駅をつくっていくわけでございます。地域振興に対する4つの視点ということで、まずは食へのこだわり、フロンティア支援、町民集いの場、農を体験する、そういう視点で道の駅をつくっていききたいと思います。

先ほども答弁させていただきました。食べ物、ここでしか食べられない、特産品も含めて、絶対矢吹でしか手に入らない品物、なおかつ何度でも訪れたい、そんな道の駅。これは大変道のりは険しいかと思えます。これらを、これをやったからということで、すぐに矢吹の道の駅にぜひ行っていただきたいという、高い評価を受ける道の駅をつくるというのは容易な道のりではございませんが、先ほども話をさせていただきましたように、地域総動員、34名、さまざまな団体、個人、そうした人たちの知恵をおかりしながら、また住民の皆様にも、またいろんな面でご意見をいただく機会を設けながら、そういった道の駅の整備に邁進していきたい。地域総動員という話をさせていただきました。知恵と汗の結晶、それに尽きるのではないかなというふうに思っておりますので、今後とも議員の皆様のご理解とご協力もよろしくお願い申し上げます。

道の駅の加工所の質問もございました。特産品に合わせて加工所をつくるという必要性というものについてはご理解をいただいたと思えます。

初期の段階でいろんなブランド、特産品を立ち上げる段階においては、研究過程においては、先ほども答弁させていただいたように、農短大の加工施設を利用するのが今は最善の策かと思われまふ。それらに基づいて、さまざまなそうしたブランドを立ち上げる段階においては、ラインナップをしながら、それが矢吹町にとって何が最適なものかというものを選定していきたいと思っておりますし、一方、先ほども答弁させていただいたように、既に矢吹町にはさまざまな特産品、家庭に入っても、おれげのばあちゃんの逸品みたいなものもあります。そうしたことで、先ほども商品コンテストという話をさせていただきましたし、本当にもう既にあるものについて、矢吹町らしさというものを特定できるのであれば、そうしたものについてブランドの認証化を図りながら、ブランディングですね、前に進めていきたいというふうに思っております。安定的な供給ができるように、そうしたことでつくっていく人と、さらにはそれを販売するほう、そうしたものの良好なシステムの構築については、これは言をまたないところでございますので、そうしたことについては十分に検討を深めてまいりたいというふうに思っております。特産品に合わせて加工所、そうしたものが決まれば当然加工所の必要性も出てくるでしょうから、そうした際には、それは特化したブランドの恒常的な生産も含めて、加工所の建設についても前に進めていきたいというふうに思っております。

さらに、これも前の質問と関連することでございますが、矢吹町は何を一番に打ち出していくのかということになれば、もう基本構想の中身に尽きるんだらうというふうに思っております。

矢吹町は今、まちづくり総合計画の中でも、町のキャッチフレーズを「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち 矢吹」、日本三大開拓地を前面に出しながらまちづくりを進めていこう、したがって、道の駅のコンセプトも同様なフレーズを採用させていただきました。まずは日本三大開拓地をこの道の駅で売り出していく。

ロケーションの話も出ましたので、ロケーションも本当にすばらしいロケーションを矢吹町は有しているのではないかなと思います。これ何でもない、私たちからすれば何でもない何の変哲もない、したがって何の特徴もないという考え方もあるでしょうけれども、一方で、矢吹町に初めて足を運んでくれた方は、矢吹町を見渡して、何てのんびりするいいところなんだろうという、そういう感想を漏らしていただける方も大勢おります。ですから、さらに矢吹町の魅力というのを掘り起こしていこうということで、この道の駅の基本構想の中に地域振興に対する4つの視点イメージというのがあるんですが、日本三大開拓地を核にしながら、食へのこだわり、さらにはフロンティア支援、町民集いの場、農を体験するということで、田園風景だったり、そして大池公園だったり、三十三観音だったり、今、自治会を中心にして矢吹町花の森構想、桃源郷のまちづくりということで、花の里のまちづくりを進めている。さらには、矢吹には良好な温泉もあります。そうした温泉、そうした資源をうまく循環させながら矢吹町のイメージを盛り上げて、発掘して盛り上げて発信していく。そうすることによって、この道の駅が存在価値も高まっていくのではないかなと思っています。もちろん、お米や野菜の販売高を見ても、福島県を代表する矢吹町でございますので、これについては言をまつまでもございません。

さらに、道の駅の準備室をつくる考え方があるのかということでございますが、ご提案ありがとうございます。矢吹町におきましても、これだけ重要なプロジェクトを前に進めるわけでございますので、大木議員のその提案に沿った形で、道の駅の重点プロジェクトの一つという位置づけのもと、ハード整備事業のほか管理運営組織の設立、各種事業計画のソフト事業の展開などの必要性、膨大な業務が発生してまいりますので、専門の部署の設置についても、来年度以降の組織体制へ向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、冬場の品薄対策には一定のご理解を示していただいております。この件については、品薄対策がならないようにということで、最初の答弁でもさせていただきました。食へのこだわりを持って、そうしたことのないようにさまざまな対策支援をとってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。もちろん、地産地消という視点が大切でございますので、これについては忘れるものではございません。

キジについても、今まで対応してきた着ぐるみやバッジだけではなくて、動くようなものなんていう提案もいただきましたので、そうしたものがどういうものであるかということにつきましても、矢吹町の特産品というような形で検討もその開始してまいりたいと、協議を開始してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

2点ほど答弁漏れがございました。

矢吹町には既に特産品としてお菓子やみそなどがあると、こうしたものについての橋渡しを、道の駅で販売するに当たって橋渡しを、さらには新たな特産品の開発ということで、既にあるお菓子屋さん、お店屋さんなどと連携をしていくことについて町は考えているのかというようなおたがいでございますが、それらについて

も積極的に行政として橋渡しをしながら、連携を深めていきたいと思います。

また、生産したものについて全量買い上げすることのシステムの整備について、具体的に検討を進めていただきたいということにつきましても、先ほどちょこっと触れましたけれども、そうしたシステムの構築ということで、つくった方がいいが買い取っていただけないなどといったことのないような、そんなシステムを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます、追加的な答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は午後2時10分ということをお願いします。

(午後 1時59分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 2時10分)

◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 通告5番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 傍聴席の皆さん、おいでいただきありがとうございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

矢吹駅周辺地区都市再生整備事業計画についてであります。以後何回かこの言葉が出ますので、この計画を整備事業計画という言葉で言わせていただきます。

農と歴史・文化、結ぶのは子供たちと自然、これらがこの町の本質であり、今後のまちづくりの基調をなしていると私は考えております。これらの矢吹町の特徴及び町の課題をしっかりと受けとめた上で、各プロジェクト事業計画、または魅力あるまちづくりへ進むべき方向性、指示をされるのは町長の役目であろうとも思います。

我が町は平成23年の東日本大震災に襲われ、甚大な被害を受けました。町長のリーダーシップにより復旧が進み、現在は整備事業計画をもとに復興の総仕上げ、最終段階にあると思います。こうしたまちづくりの流れの中で、復興の出発点、厳しい財政状況、公共施設の老朽化、その大規模改修・更新、こうした大きな課題が横たわり、さらに町の特徴、これを踏まえて中心市街地の将来の姿がこうあるべきだという方向性を、どのような言葉として指示されたのかをお聞かせください。

次に、平成28年9月、整備事業計画が出る以前、平成24年3月、矢吹町復興計画が提出されております。その中では、民間活力を取り入れた複合公共施設を建設するため、予定地は旧東邦銀行跡地、約2,248平米であ

りましたが、3度の変更を経て旧矢吹J A跡地に落ちついております。その複合公共施設規模は5,185平米に膨らんでしまっております。

整備事業計画の第1回変更のランドデザインでは、矢吹公園と複合公共施設が一体的に利用できるようになっております。子育て支援センターの子供たちと公園、その公園で遊ぶ姿が目に見え、想像できます。天気がよければ、図書館から借りた本をその公園で読書、会議をしていた若者が公園でレクを楽しむ。近くの店で買ったアイスクリームを食べながら、その公園ベンチに座るカップルとか、いろいろ楽しいイメージが広がります。絵になります。このように一体的利用でそのエリアの価値が生じると思われます。

ところが、計画の変更でこの矢吹公園は複合施設から離れてしまっております。その理由は何であったのか。そして、さらに個々の事業の基本計画の策定が行われようとしております。公益的施設である図書館、中央公民館のかわりとなる地域交流センター、子育て支援センター等を含む複合施設の機能を整備、運営が将来にわたって利用する住民の満足が得られるように、住民との合意形成をどのように進めていくのか、具体的に説明を求めます。

次に、質問事項の2番目に移させていただきます。

動物愛護についてであります。

平成28年度から新たにスタートしました第6次矢吹町まちづくり総合計画の7分野の1つ、支え合い。その中で、動物に優しいまちづくりを目指すとしております。注目に値すると私は評価します。この町の先進的な取り組みに期待したいと思っております。

述べるまでもなく、ペットなどの生き物は心を癒やしてくれる身近で愛しい存在です。昨今、少子高齢化社会というトンネルに入ってしまった地域コミュニティでは、核家族やひとり暮らしの増加傾向も加わり、ペット、とりわけ犬や猫は昔と比べ、家族の一員として私たちの暮らしの中に数多く入り込んでいると思われます。

ところがこの8月、矢吹町少年の主張大会で、中学1年の生徒が「動物を守る国」と題する内容で、ドイツは殺処分による不幸な命がなく、日本では殺処分による不幸な命がたくさんある、日本が動物を守る国となることを願うとの発表がありました。すばらしい発表だと私は感動しました。そこで初めて、犬や猫に対する扱いが寂しい状況にあることも知りました。この地域でも捨てられたり、飼い主が現れない犬や猫は、県南保健所などの行政施設で殺処分されております。そこで、動物と人間生活の良好な住環境が求められると思います。県でも、三春にシェルターという動物保護施設をつくと聞いております。こうして県や保健所との連携、さらに飼い主のマナーも踏まえ、犬、猫の殺処分ゼロを目指した町行政の努力とその取り組みを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の方向性についてのおたただしですが、本町では平成23年に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向け、第5次矢吹町まちづくり総合計画を最上位計画として、その目指す将来像の実現に向けた復旧・復興の取り組みを体系化し、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び、

今年度からを計画期間とする第6次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画として、矢吹町復興計画を平成24年に策定し、これら計画に基づき早期の復旧・復興を目指し、総合的なまちづくりを推進しております。

復興計画では、特に早急に取り組まなければならない5つの課題を最重点課題と位置づけ、優先的な取り組みを行っており、中心市街地については中心市街地復興まちづくり推進事業とし、街路及び景観形成、空き店舗・空き地の利活用などの整備を行い、にぎわいの再創出と活性化を図ることとしております。本計画に基づき、町民アンケートを初め、まちづくり団体、町民の皆さんに参加いただいたワークショップやまちづくり懇談会等での意見、さらに町職員で構成する復興推進室からの中心市街地復興に向けた提言を受け、複合施設の建設を中心とした矢吹駅周辺地区都市再生整備計画を平成26年度に作成し、平成27年度から平成31年度の5年間の期間で整備することで、国からの承認を得て事業に着手したところであります。

なお、これら事業に先立ち、国からの補助金を活用し、中町地内には災害公営住宅3棟と第1区自治会館、元町地内には大正ロマンの館が完成し、奥州街道の景観形成を含め、町なかのにぎわい創出という目標に向け、着実に進捗していると認識しております。また、今後複合施設やポケットパーク等が完成した後は、これらの相乗効果により、計画目標である魅力とにぎわいのある中心市街地としての再生が図られると考えております。さらに、利便性が高く魅力のある市街地の形成及び多くの人々の活動・交流によるにぎわいと活力の創出により、奥州街道に人があふれかえる状況が確実に訪れるものと確信しております。

今後も目標に達成に向け、これらの事業を計画的かつ確実に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の建設予定地の変更についてのおたただしですが、複合施設計画予定地につきましては、当初、東邦銀行跡地で計画しておりましたが、土質調査の結果、地盤が非常に軟弱であることから、整備予定の矢吹公園と隣接し、一体的な利用を視野に入れた丸政食堂裏の土地を次の候補地といたしました。しかし、用地交渉の結果、地権者からの同意が得られなかったことから、その場所での建設を断念し、最終的にはJ A跡地を建設予定地としたところであります。

議員ご指摘のとおり、矢吹公園との一体的な整備によってエリアの価値が向上することは町も想定しておりました。今回、建設予定地がJ A跡地となりましたが、丸政食堂裏からの距離は約100メートルほどであり、矢吹駅を中心に考えますと、市街地の中央といえる場所であること、また、駐車場も含め十分な面積の敷地が確保できたこと、さらに、先日オープンした大正ロマンの館や白河信用金庫矢吹支店も建てかえに向けて進展中であるなど、これまで災害公営住宅やポケットパークなど、整備区域が1区行政区内内でありましたが、中央公民館や図書館、子育て支援機能のほか、大屋台を収納する屋台蔵など、これらの施設が2区行政区内に整備されることにより、奥州街道をメインとした中心市街地の面的復興が本格化し、周辺の施設、店舗等との相乗効果は十分に期待ができると考えております。

災害公営住宅や第1区自治会館の完成を筆頭に、奥州街道沿いの復旧・復興が着実に進んでおります。今後、ポケットパークや複合施設が完成した暁には、中心市街地のにぎわいが戻るものと確信しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、（仮称）矢吹町複合施設建設に伴う基本計画策定について、どのように住民との合意形成を進めていくかのおたただしですが、複合施設建設につきましては、複合施設の基本理念や整備方針等を位置づけ

た（仮称）矢吹町複合施設基本構想をことし10月に策定し、現在、基本計画策定に向け準備を進めているところであります。具体的には中央公民館、図書館等の運営団体、利用者、各種団体の皆様からの要望の聞き取り、各施設の利用状況の確認等を行うとともに、広く多くの町民の皆様からご意見をいただく手法、機会等についても十分に検討しながら、計画規模、施設内容、総事業費、運営形態、建設スケジュール、既存施設及び施設跡地の利活用も含めた総合的な計画づくりを進めてまいります。

さらに、平成29年1月には施設の整備、運営方針等を調査検討する（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を設置する予定であります。検討委員会は公共建築設計の専門家等の学識経験者及び各種団体等で組織し、事業の進捗に合わせ、さまざまな意見、提案等をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

本事業は第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられており、事業規模も大型で、4年間という長期間の事業となることから、今後策定する基本計画が非常に重要であると認識しており、さまざまな機会を通して、本事業の進捗状況を含めた情報公開を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、犬、猫の殺処分ゼロを目指した町行政の努力についてのおただしであります。犬や猫を飼うことは、家族の一員として生活をともにし、そのことにより心が癒やされ、さらには生きがいを持って生活ができるなど、すばらしい効果がある一方、安易な動機や単なる思いつきで犬や猫を飼育してしまい、放し飼いや捨てられてしまうなど、無責任な状況があることも事実であります。犬や猫を飼っている私自身といたしましても、殺処分される動物を減らせないか、胸を痛めております。

本町では、犬や猫の殺処分ゼロを目指し、次のような取り組みを行っております。

まず、放し飼いや捨てられてしまった犬や猫の通報を町民の方から受けた場合、職員が直ちに捕獲し、町民からの問い合わせや犬の登録データと照合しながら、一時的に役場で保護し、飼い主が見つからない場合は、白河市にある福島県県南保健事務所に収容を依頼しております。また、捕獲が夕方遅い時間や休日などで、県南保健所が引き取りにこられない場合には、2日から3日の間、役場で餌を与えながら預かっております。

町から県南保健所への捕獲及び収容状況につきましては、平成27年度は犬が23匹、猫が45匹収容されました。そのうち犬につきましては返還が5匹、処分が3匹、譲渡が10匹で、残りの5匹は県南保健所で収容されており、飼い主や譲渡先を探しております。猫につきましては譲渡が1匹、処分が44匹であります。捕獲された猫については産まれたばかりの子猫で、病気にかかっている場合が多く、育つ可能性が低いいため、ほとんどの子猫が処分されてしまうのが現状であります。

平成28年度11月末現在の捕獲収容状況についてであります。犬が12匹、猫が48匹であります。そのうち犬は返還が2匹、処分が2匹、譲渡が2匹となっており、残り6匹は県南保健所で収容されております。猫については譲渡が1匹、処分が47匹となっております。また、県内の保健所で収容されている犬や猫につきましては、譲渡会が開催され、平成27年度は犬が30匹、猫が29匹譲渡されています。

このほか、町では放し飼いや捨てられてしまう犬や猫がふえないように、今年度ふるさと思いやり基金を活用し、飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業実施要綱を制定し、6月より不妊去勢手術費の一部を助成しております。助成額につきましては、犬、猫ともに去勢手術の場合は1匹につき2,000円、不妊手術の場合は1匹につき5,000円となっております。本年11月末までの実績であります。犬の去勢手術が2匹、犬の

不妊手術が4匹、猫の去勢手術が8匹、猫の不妊手術が21匹と多くの方に利用されております。また、飼い主が行方不明になった犬や猫を早期に確認できるよう、町のホームページから県南保健所に捕獲収容されている犬や猫の情報を確認できるようにいたしました。しかしながら、殺処分される犬や猫がゼロではない状況であるため、今後の取り組みとして県南保健所と連携し、町独自の里親探し、譲渡会の開催を検討してまいりたいと考えております。

このほかにも捕獲及び収容情報や譲渡会、その他犬や猫の情報を犬や猫に興味関心のある方に配信できるシステムを構築していくとともに、飼い主に最後まで責任を持って犬や猫を飼い続けていただくよう啓発してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 再生整備事業計画においてでありますけれども、大震災の後、1年後に平成24年3月矢吹町復興計画が出され、それ以来いろいろな団体が提案、まちづくりに対して報告をまとめていると思います。そういった形で、一体そういった報告内容をどういうふうにするのか、今の複合公共施設等に反映されているのか。そして、平成28年、仮称ですが矢吹町複合施設基本構想が10月にでき上がって提出されております。この間にそういった団体等の報告、どうまとめられているのか。

といいますのは、最初、平成24年の計画では民間活力を取り入れる、また途中からは文化通りとか食通りとかの商工会からの提案も入っております。ところが、最近の構想、今回の構想を見ると行政主導になっております。そしてさらに、何かあったら提言してくれというような話をされております。何年たっても定まっていない。これはなぜなのか。 は私としては最初の方向性、指示、それを町長のもとでしっかりと示す、それが果たしてなされていたのであろうかと思っております。その点、しっかりその点をお聞きいたします。

さらに、こういった再生整備事業計画をやるに当たって、私も触れましたけれども、矢吹にある大きな課題、厳しい財政状況、そういった中で大きなプロジェクトを進めていく、その中でも複合公共施設があるわけですが、ぜひ、これらの事業の基本計画がこれから策定されようとしております。その基本策定の中に方針として財政負担の最小限化、これを盛り込む考えはないのか。

そして、最後に動物愛護についてであります。町も積極的に取り組んでいるということで、これからの取り組み、大いに期待したいと考えております。ぜひ所轄課で、住民からの問い合わせも含めて、ワンストップで住民サービスができるようにしていただければとも思っております。そのためには各保健所、それから県との連携、そしてマスコミ等もあると思いますけれども、そういったところの連携を効率よくしていければと思っております。

以上の点、考えをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の矢吹町駅周辺事業、再生整備計画事業についてですね、大震災以降、各種団体がさまざまな協議をしていただき、そうしたものについてはでき上がり次第、逐次町のほうに報告をいただいております。

これらについて、十分にその後の施設の建設に当たって、そうした考えや意見が反映されているのかということについて疑問を感じるというような内容でございますが、これらについては私どもとしましては、十分にそうした意見が反映された内容になっているというふうに理解をしております。

矢吹町復興計画のダイジェスト版、復興計画の計画の中身、さらには私の手元に概要版があるんですが、この中にも矢吹町の中心市街地の復興計画案、さまざまな施設の検討案が盛り込まれております。例えば、災害公営住宅であったり、複合施設であったり、ポケットパークであったり、矢吹駅の東側の子供の屋内外運動場、これらについてはさまざまな考え方の、そうした中身に基づいて計画を策定して、十分にこの計画を網羅されたマップもできております。これらについては、多くの団体の皆さんの考え方に基づいて、町がここにこれをつくりたいということではなくて、こういう施設をつくったらいかがですかというような考え方のもとで、こうした計画案ができていているということについてもご理解をいただきたいと思っております。

ただ、中身を全ての意見を吸い上げられたかということ、やはりこれについては施設の規模、それらを全て網羅することによって財政的な負担、膨大な事業費がかかるということもございまして、それについては選択をさせていただいているということについても、ご理解をいただければというふうに思っております。

今後におきましても、特に複合施設については検討委員会の中で基本構想ができ上がって、基本構想をもとにこの後、基本計画が策定する中身になっております。したがって、富永議員のおっしゃるとおり、行政主導ではなく住民の意見を、そうしたものをぜひ採用した中で複合施設をつくっていただきたいということについては、十分に検討してまいりたいと考えております。もちろん、それらの中身についてを決定していく段階においては、その下、協議の過程の段階、過程を皆さんに逐次報告してまいりたいと考えておりますし、そうしたことで最終的には議会の決定を見ることになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、個々の事業の基本計画に財政負担の最小限化を盛り込む考えがないかというおたがでございまして、これらについては町の考え方をまとめたものがございまして、読み上げさせていただきたいと思っております。

個々の事業の基本計画に財政負担の最小限化を盛り込む考えはないか。答弁でございます。（仮称）矢吹町複合施設やポケットパーク整備について、事業終了までに事業費が増大する懸念があり、基本計画の中で財政負担の最小限化について盛り込むことができないかとのおたがであります。まず、これまでの計画及び事業費が変更となった経過を申し上げますと、当初の計画では複合施設は東邦銀行跡地に予定しており、敷地面積が小さかったことから、施設も公民館機能と子育て支援機能の2つのみで、複合施設の延床面積は1,400平方メートル、事業費は7億1,000万円でありました。その後、軟弱地盤による建設断念に伴い、候補地を丸政食堂裏に変更し、施設そのものの大きさは変わりありませんでしたが、購入する敷地面積が大きくなったこと及び現存する建物の補修費がふえたことで、事業費が9億7,000万円と増額いたしました。しかし、地権者からの用地買収に同意が得られなかったことから、ことし6月にJA跡地を新たな候補地として、国へ変更の申請を行ったところであります。

この間、ことし3月には矢吹町公共施設等総合管理計画が策定され、中央公民館と図書館を含めた複合施設の整備が早期に対応すべき課題として掲げられたため、この変更を機に、図書館についても複合施設の施設機能として追加申請し、延床面積約3,000平方メートル、駐車場の確保も含め事業費約16億円で、9月に国の認可を受けたところであります。なお、ポケットパーク整備等を含めた総事業費は約20億6,000万円と試算しております。

財政負担の最小限化についてのおたただしは、財政負担の縮減ということで答弁させていただきますが、矢吹町公共施設等総合管理計画における公共施設の全体方針として、公共施設等の量・質の見直しを図り、ライフサイクルコスト、施設総量の縮減に取り組む戦略的な施設経営を推進し、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行うと示しております。また、全体方針の5つの柱として、施設の長寿化、施設の複合化と機能集約、効率的な運営手法、新たな事業手法の活用、取り組み体制の構築を掲げております。

今後の施設整備においてはこれらの全体方針を踏まえ、中長期的な視野で十分な検討を行い、費用対効果を考慮した計画づくりが必要であると考えております。また、施設機能を維持しつつ、複合化及び多機能化された更新を行い、施設総量の縮減を図り、用途が重複している施設については、既存施設との統合整理を十分検討する必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、今後の施設整備においては、建設費等将来の維持管理費、運営経費等を加味したトータルコストの抑制について、十分検討することが重要であります。イニシャルコスト、初期費用とランニングコスト、維持費用のバランスが重要であり、トータルコストの抑制に寄与する手法やメニューについては、合理的な説明と合わせ、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。また、補助財源の確保、最大限の活用も重要な観点であり、主たる国土交通省の補助事業以外の他省庁の関連補助事業についても積極的に併用、活用し、財政負担の低減を図ってまいります。具体的には、福島県産の木材を活用して施設を整備した場合に、年1,000万円を上限に原材料費の100%を補助する福島県森林再生交付金事業を活用し、各施設の木質化を図る予定であります。また、まちづくりや商業観光、子育て関連の補助事業や企業の社会貢献活動等の支援事業の活用についても十分検討し、財政負担の縮減に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今回の各種事業の総事業費につきましては、十分な財政シミュレーションによる将来負担の低減、平準化と合わせ、矢吹町公共施設等総合管理計画の方針に基づいた基本計画策定により、トータルコストの抑制、縮減等を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、犬、猫の殺処分を目指した町行政の努力ということでございますが、これらについてはご提案がありましたように、町としましても今後十分に殺処分ゼロ対応策をとってまいりたいと考えております。県南保健所、さらにはマスコミと連携した、そうした体制の整備についても考えていただきたい、そういったご提案についても真摯に受けとめながら、協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） では、再々質問。

もう十分知っていると思うんですけれども、人口減少、高齢化ということで、矢吹町の人口推移が、平成35年は1万7,361人というふうな予想を立てておりますが、ことし11月1日、もう既に1万7,357人。これは平成35年の推移を下回っております。さらに2014年、平成26年ですね、これは日本創成会議、消滅可能都市ということでレポートを出されてはおりますが、これはご存じだと思いますけれども、若い女性がどんどん減ってしまって、自治体含めて消滅する可能性が高いと、そういうことで東北6県のうち、宮城を抜き、全部80%以上の可能性があるという報告がされております。ただ、福島県はこのレポートの中には除外されております。

このように、もう先が見えなく、先の予想がつかない状況にある、そういった中で、ぜひ基本計画の策定において、この計画の中に財政の最小限化、そういった項目を短い言葉で、財政負担の最小限化、こういった短い言葉で載せていただければと、そう思っております。そういう考えでありますので、それをさらに短い言葉として載せていただけないかという考えに対して、どうかということであります。

- 議長（熊田 宏君） 最小限化より短い言葉という意味ですか。
- 1番（富永創造君） 財政負担の最小限化という言葉、基本計画の中に載せる考えはありませんかということです。
- 議長（熊田 宏君） 短い言葉でなくて、その言葉を入れろということですね。
- 1番（富永創造君） 端的に言えばそのとおりです。
- 議長（熊田 宏君） ありがとうございます。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

- 町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、町の人口減少については、ご指摘のとおり顕著でございます。増田レポートの中にも消滅可能都市ということで、日本の都市の半数近くが消滅するのではないかと、そういう衝撃的な内容については町としましても見過ごすわけにはいきません。これらの対応としてまちづくり総合計画、さらには復興計画、そうしたものをリンクさせながら、町の人口減少の抑制を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、こうした状況の中にあって財源不足が見込まれると、厳しい財政状況が続くというようなことに基づいて、それらの事業の基本計画、特に複合施設のことはおっしゃっているのではないかと思います。その基本計画の中に最小限化という言葉盛り込んでどうかということですが、これらの言葉遣いも含めて、総量抑制ということで、縮減化に向けて努力をしてみたいと考えておりますし、最小限化という言葉を使うかどうかについても協議をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、以前から説明しているように、町は財政計画の中で、今回の3つの大型プロジェクトを含めて、さまざまな財政シミュレーションのパターン化したものを用意させていただいております。皆様にお示しさせていただいたのは6つのパターンということでお示しをさせていただきました。町の財政の状況を勘案しながら、当初約束させていただいた健全化比率、そうしたものを念頭に置きながら、そうしたものについて、国や県のほうの指導を仰ぐような財政団体に転落しないことはもちろんでございますが、当初の計画

どおり、予定どおりの財政の健全化に向けた、そうした財政の執行を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもどうぞご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、1番、富永創造君の質問は打ち切ります。

ここで暫時休議し、再開を午後3時とします。

（午後 2時49分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3時00分）

◇ 藤井精七君

○議長（熊田 宏君） 通告6番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

記念すべき第400回定例会で初日の一般質問、多分私で最後と思いますが、しばらくの間よろしくお願ひします。

通告6番ということで、同僚議員と多々、子育て支援あたりで多々質問が重なるところがありますが、私なりに質問いたします。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして順次一般質問いたします。

少子化対策の促進に子育て支援の拡充を願うが、それはいかに負担軽減策に取り組むかと思うが、町長、また教育長の考えを伺います。

私の三神小学校、中学校の同級生、昭和22年生まれ組ですが、通称109会と呼んで同級会などで使っております。10年前の同級会、還暦では孫の話でしたが、10年後のことしの同級会で、古希の同級会ではひこの話も出るようになりました。こんな話を聞くと、少子化なんて本当かなと思うこともあります。ですが、地元の幼稚園、小学校の運動会、学習発表会等に出席しますと、改めて今の少子化の現実、これを目の当たりにいたします。三神小学校全体でも、祖父母である私たちの年代の6年生全体で1学年、私たちの1学年で6年生に匹敵する、そういう本当に5分の1、強ければ6分の1というような、私たちの年代からの児童の減少でございます。60年前と社会情勢は大きく変わっておりますが、こうした現実を見ますと、やはり将来が心配になります。そうした少子高齢化の時代のスピードがますます加速されようとしております。

国・県でも、また各自治体でもいろいろと手だては講じておりますが、やはり住みやすい、産みやすい、育てやすい、そういう環境には保育所の待機児童の解消や就学援助の拡充、特に新入生児童生徒はかなりの初期の負担になります。ある自治体では、自転車、またランドセルなどのプレゼントをしている、そういう自治体もあります。また、今、全県的に広がっている給食費の助成、そして保育料の無料化。また、午前中の教育長の答弁にもありましたが、子供の6人に1人が貧困状態におかれているという今、矢吹町の実態も先ほどの答

弁では、かなり実態調査が進んでいるようですが、そうした調査に基づき、一人一人の状況を見きわめて、この親に対してはどんな施策をもって取り組んだらいいか、この子供をどうしてこの負担、この貧困から守っていくか。そうしたなるべく両親、またひとり親の家庭もありますが、そうした負担軽減策をとっていく必要があると思います。今後、町としてどのような施策をとっていくか、町長、教育長に伺います。

次に、国保事業が市町村から県への移行準備が進められているが、なお一層税額が高くなるのではないかと、そういう声も聞こえます。現在の町の取り組み、対応を伺います。

2018年度から国保の事業主体が県へ移行されますが、私もまた昔の話になってしまいますが、納税組合の組合長、そうした納税の組織に入ったこともあります。そのときを見ますと、切符を配り、収納前、1週間前くらいに納税の切符を配付して、そして、いつまで農協に納めるから持ってきてくださいという、一人一人の税金というか、納税額もわかるような状態でしたが、今はそういう組合も少なくなっていると思いますが、そうした組合長をやったとき、税務課の職員の方と女川の原因、そういう研修をした思い出もあります。いろいろな納税形態が変わり、今はコンビニでも納められる、そういう時代であります。特にこの国保の滞納世帯の割合を見ますと、都市部、市が町村より大きい、そういう滞納の世帯の現状のようです。

よく昔から、税務課の職員に鮫川村の話聞いたことがあります。鮫川村は現在も滞納者ゼロという、そういう村でございますが、いかんせんこうした時代でありますから、我が町滞納者ゼロというわけにはいきません。決して滞納したくて滞納している、そういう人はいないと思いますが、こうした市の滞納率、そこに国保税の運営が県に移管しますと、高い国保税になってしまうのではないかと、そういう声も聞かれます。

こうした県に移管する大きな課題であります。市町村単位ではなかなか運営が大変だということで県にお願いする、そういう形になると思いますが、果たして矢吹町にとって、この国保の運営がどのように現在の運営方法と変わっていくのか。この現在の進捗状況を伺います。

次に、特別養護老人ホームの建設がなかなか見通しが見えない現在であるが、今後、町としての取り組みを伺います。

特別養護老人ホームは介護保険が利用できる施設で、食事や入浴介助などのケアを24時間体制で受けられます。ほかの施設と比べ、費用が安く、寝たきりや認知症の人も受け入れるため、非常に入所希望者が多い、そういう施設です。町民にとってもそうした待ち望む施設でございます。しかし残念ながら、民間での運営に期待しておりましたが、この事業から撤退、再募集にも問い合わせがあっただけで、この事業に対しての結果はまた振り出しに戻った状態です。

医療制度の見直しを厚生労働省は先月30日に発表しましたが、見直し案を見ますと高齢者を狙い撃ちするような、大きな負担増になっております。高齢者にとっては右も左も真っ暗闇のような状況になっております。そうした中で、特別養護老人ホームの施設は暗い海を照らす灯台の明かりです。

人は誰でも自分から体が弱くならう、そんな人は誰もいません。しかし誰もが避けて通ることができない、そういう道かもしれません。よく、私はぴんぴんころりと言いますが、全部がそういう状態の人は、なかなか本当に奇跡と思えるような状況であります。やはり人は弱い、そういう立場を常に行政に持っていてもらいたいと思います。金銭的、精神的な負担を抱え、在宅で介護を続ける家族の悩み、苦しみを置き去りにしないためにも、特別養護老人ホームの施設の開所が望まれますが、今後の町の取り組みを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、少子化対策における子育て世代の負担軽減策についてのおたただしですが、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、16の政策の一つに子供を安心して産み育てることができるまちづくりを推進することを掲げております。

本町ではこれまでも、妊娠期から子供の成長期に合わせた支援策を含め、経済的負担の軽減策を実施しており、本町の目指すべき将来の方向と人口の展望を示すために策定した矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、合計特殊出生率を2.1に上昇させることを目標としております。少子化及び子育て支援策の一層の充実を図ることで、他市町村との差別化を図り、子育て世代が安心して子育てできる環境を整えるため、現在実施している経済的負担の軽減策のほか、今後、幼稚園・保育園の保育料の段階的な無料化の検討や子供の貧困対策を含め、子育て世代に寄り添う施策のさらなる拡充を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、市町村から県へ移行する準備が進められている国保事業に対する町の取り組み対応についてのおたただしですが、国保事業の広域化につきましては、6月の第396回議会定例会にて、安井議員からの一般質問に対し答弁申し上げましたが、平成34年4月より、福島県内全市町村の国民健康保険の財政運営の責任主体が福島県となりますが、町はこれまでどおり資格管理や保険給付などの事務処理を行うこととなります。今後、将来的な保険料負担の平準化のため、予定収納率や実施する保健事業を考慮した標準保険料率が市町村ごとに示され、国民健康保険事業費納付金として福島県へ納付することとなります。標準保険料率と納付金につきましては、県の試算が本年11月に始まったところであり、平成29年の秋ごろには試算結果が示される予定であります。

町としての取り組み状況であります。福島県市町村国保広域化等連携会議の構成市町村として、連携会議及び同会議のワーキンググループに出席し、議論を重ねてきております。今年度は既に5回の会議が開かれ、納付金等の算定方法や事務の標準化に向けた取り組みについて協議を行っております。なお、議員おただしの税額などの内容については、決定次第、議員の皆様にもお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホーム建設に対する今後の町の取り組みについてのおたただしですが、特別養護老人ホームの整備につきましては、当初、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画において、介護保険施設の基盤整備を進めるため、特別養護老人ホーム80床、短期入所20床の介護老人福祉施設整備を予定することが示されており、町では平成27年度に介護老人福祉施設整備予定事業者を公募選定しましたが、事業進捗の見通しが立たない状況となり、やむを得ず事業者選定の取り消しを行いました。

町といたしましては、施設整備や町の高齢者福祉の充実を図る上で、大変重要な施策であると考えており、整備期間を1年遅らせ、平成29年度の事業着手、平成30年度中の開設へ変更する内容で県の補助事業への事前

申請を行い、平成28年9月26日から10月25日までの期間に、整備予定事業者の再公募を行いました。残念ながら事業者からの応募はございませんでした。このため、平成29年度から平成30年度事業としての県の補助要件である、平成29年度までの整備事業着手が現実的に大変厳しい状況となり、やむを得ず第6期介護保険事業計画期間内での整備は取りやめることといたしました。

今後のスケジュールとしましては、通常であれば平成30年度から平成32年度の次期介護保険計画期間に合わせ、平成30年度に整備予定事業者の公募・選定を行い、平成31年度に事業を着手し、平成32年度中に開設というスケジュールとなります。しかし、町といたしましては、できるだけ早く施設整備を進めるため、県への確認の結果、次期介護保険事業計画に施設整備を再計画する前提で、スケジュールを1年前倒しすることは可能とのことであるため、平成29年度に整備予定事業者を公募・選定し、平成30年度に事業着手、平成31年度中に開設というスケジュールでの施設整備について、来年度に行う次期介護保険事業計画の策定作業の中で、介護保険運営協議会での協議によりご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

少子化対策における子育て世代の負担軽減策についてのおたがしですが、これまでの本町における子育て世代に対する負担軽減策としましては、平成26年度に策定した矢吹町子ども・子育て支援事業計画で位置づけ、個別事業を実施しております。平成19年度からは近隣自治体に先駆けて、公立・私立を問わない幼稚園・保育園の第3子以降保育料無料化事業を実施しております。

次に、共働き家庭への就労支援として、公立幼稚園での一時預かり事業の実施や公立保育園での延長保育の開所時間の変更、放課後児童クラブの利用時間の延長、会員同士が助け合い、地域での子育てを支え合うファミリーサポートセンター事業などを実施しております。また、子育て相談、子育て中の親同士の交流を目的とした子育て支援センター「にこにこひろば」も設置しております。

次に、家庭における生活の安定を図ることを目的に、児童手当や出産祝い金の支給、さらには経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助する就学援助を実施しております。

また、平成28年度から、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する不妊治療費助成金、不育症治療費助成金、家庭での子育てを支援し、子育ての不安感、孤立感を軽減し子育てを楽しむ、子育てサークル活動を支援する補助事業を新たに実施しております。

これまでも近隣市町村に遜色ない子育て支援、少子化対策の事業を実施しておりますが、今後は市町村間の差別化を図るため、新たな負担軽減策として、町長の答弁と重複いたしますが、待機児童の解消に優先して取り組みつつ、幼稚園、保育園の保育料無料化の段階的な実施に向けた検討を深めてまいります。また、保護者

の負担軽減として、給食費無料化についても、近隣市町村の実施状況を継続調査しながら、上記の負担軽減策等を含めて総合的に検討してまいります。

さらに、平成30年度以降のあさひ保育園の民営化により生み出させる財源によって、新生児、乳幼児に対する子育て支援策の充実や子育て世代包括支援センターの設置など、子供の貧困に関する教育・経済・生活・就労支援策を充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことで、本町で子供を産み育て暮らしたいと感じられる魅力ある子育て支援、少子化支援対策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 2点ほど再質問いたします。

国保関係でございますが、矢吹町の国保の積立金、そうした運用、活用はということで伺います。

26年度の国保の1世帯当たりの調定額、現年課税分でございますが、全国平均15万6,508円、県平均で14万6,371円、矢吹町は18万5,067円となっております。これは震災で被害があった浜のほうの10市町村を除きますが、矢吹町は県内で国保の世帯当たりの調定額が7番目ということで、高いほうに入っております。一番高いのは平田村の21万6,479円、また、一番安いというか低い金額は昭和村の10万5,276円でございます。こうした国保の積立金を運用して、来年度のこの世帯当たりの調定額、少しでも下げられないか、そうした運営はできないか、伺います。

次に、特別養護老人ホームの関係で再質問いたします。

岩手県の盛岡市では、市民の手で受け皿をつくる動きがあります。この特別養護老人ホーム、なかなか行政が動いてくれない、そうしたことで医療機関の関係者が募金を募ったり、そして生活協同組合が中心になって社会福祉法人が発足しております。18年3月に100床の開設を目指しております。企業の寄附もありますが、こうした企業だけでなく、施設ができればありがたいという高齢者からも数千円単位の寄附もあるようです。また、家族から入所の相談も毎日のようにあると聞きます。

盛岡と矢吹町の規模は違いますが、何が言いたいかという、やはりまた再募集という町長の答弁がありましたが、他人頼みでなく、行政として今、この特別養護老人ホームの本気度が問われていると思います。

複合施設にはかなりの決意の言葉がありますが、町長は社会福祉協議会の会長もしています。そうした立場からも見て、やはりまた再募集しても応募者がなかった、それでは話になりません。やはり今、町がいろいろな施策をとり、行政主体としてこの事業を私は推し進めていかなければならないと思っておりますが、町長の考えを再度伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の国保の件でございますが、世帯別に見ると、矢吹町については県内で7番目に高い保険料になって

いる、これらについてはいろんな原因が考えられるかと思えます。特に震災以降、農業収入も含め、事業収入等の増大、これについては東京電力からの補償も含めてさまざまな形で支援をいただいたことにより、収入環境がよくなってきております。それに伴って、町の保険料についても高位にあるのかなというふうに思っております。

これらについては国保の積立金、準備積立金、これらを使って保険料を安くすべきだというような、そういうご提案でございますが、これについては以前から申し上げているとおり、さまざまな突発的な要因に基づいて、保険料については変わるということもございます。収入環境が変わるということが、国民健康保険の特別会計の収入環境が変わるということもございますので、準備金についてはこのままの水準を維持しながら、保険料に充当するという点については、現時点では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、特別養護老人ホームについても、今回大変残念な結果になってしまいました。参入していただけるものということで期待はしていたんですが、最終的に断念をせざるを得ないという、そうした業者からの回答をいただきました。

今後におきましては、先ほど答弁させていただきましたように、29年度にかけて公募というものを再度図っていきまして、行政としてではなく、あくまでも今までと同様に民間からの参入を進めてまいりたいというふうに考えております。自力で、行政として町として、自力でこれらの施設をつくるということになれば、さらに建設費、ランニングコスト等の増嵩を考えると、そうした点については、現時点で矢吹町ではそうした財政的な環境にないということにつきましても、ご理解をし、町としてもそうした判断に基づいて、民間の参入を進めていきたいということもございますので、この点についてもご理解をいただきたいと思えます。

以上で、12番、藤井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時34分）

平成28年第400回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月6日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第64号・第65号・第66号・第67号・第68号・第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号
陳情第16号・第17号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	渡邊	正樹	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐久間 一 幸 君

都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長
兼中央公民
館 長

佐 藤 豊 君

子育て支援
課 長 山野辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 梅 原 喜 美

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 通告7番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、きょう傍聴においでいただきました皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

通告にありましたように、町の財政状況についてお伺いをいたします。

平成27年度の県内の59市町村の決算について、健全化判断比率というものが発表されました。中身は実質公債費率と将来負担比率の内容であります。実質公債費率は、標準財政規模に占める公債費の割合で、比率が高いほど財政状態が悪いとされます。18%を超えると、起債のとき県の許可や公債費負担適正化計画の策定を求められます。

54市町村が改善されて、矢吹町についても14.6%から13.2%と1.4ポイント改善されましたが、昨年を引き続き、59市町村の中で2番目に高い比率になっております。25年度の決算データでは、類似団体平均より5.4%悪いような状況になっております。県ではこの改善された要因は、復興関連の補助金、交付金で事業が賄えたこと、新規起債を抑制する緊縮意識が影響としていると分析しております。

また、標準財政規模に占める地方債の残高を示す将来負担比率についても、137.2%から117.8%に改善されましたが、これも昨年に引き続き、県内で2番目の高さになっております。類似団体の平均から比べますと96%悪いような数字であります。

実質公債費率で10%を超える、県内の59市町村の中で14市町村でございます。45の市町村が10%以内であります。また、将来負担比率で100%を超えている市町村が3町村あります。さらに、借金が多くて住宅団地や工業団地の売却や職員採用を控えていた隣村では、実質公債費率で現在8.8%、将来負担比率で41.8%となっており、県内の59町村の中でも真ん中の位置にあります。

質問します。

矢吹町の財政については、健全であるという認識なのかお伺いをいたします。

2つ目に、他の市町村の起債抑制、緊縮意識という考え方と違うと思いますが、なぜ当町は財政健全化比率が低下できないのか、その要因をどのように思っているのかをお伺いいたします。

3つ目に、町が県下で第2位の公債を発行しながら、公債費率ですね、住民サービスを実施しているにもかかわらず、道路舗装の未整備、子ども・子育て関連の事業が近隣町村よりも低い、水道料が高いなど、町民の皆様の声が出ています。町民の求めているアンケート結果、望ましいまちづくりとして、少子高齢化に対応し、子供やお年寄りが安心して歩いて暮らせる町というのが69%で、町民の皆さんの第1位でございます。安全安心な暮らしの生活が第一に望まれています。実施事業に町民ニーズとの乖離があるのではないか、ご認識をお伺いいたします。

今後、ポケットパーク、複合施設、道の駅等の大型プロジェクトが続いておりますが、入るをはかりて出るを制する努力をされていると思っておりますが、事業仕分けを行い、不要不急の事業の選別や経費の見直しを進めて、類似団体平均値の実質公債費率10%以内を目指す財政、通告では再建計画と申し上げましたが、財政健全化計画等の策定を行う必要があると考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

通告の2番でございますが、施設の整備の進め方について伺います。

矢吹町の矢吹駅周辺地区都市再生整備計画、中には複合施設、ポケットパーク、矢吹公園ございます。また、道の駅整備事業など大型プロジェクトが予定されております。複合施設について、その経過は平成24年10月の矢吹町中心市街地復興協議会からの提案や、まちづくり復興プロジェクト報告書、矢吹町復興車座会議、東大生研による中心市街地まちづくり計画、これは26年2月でございますが、そのような協議がなされております。28年3月の時点では、まちづくり団体、街ナビやぶきによる矢吹駅周辺地区都市再生整備計画で、コンサルタントの方々や町民の皆様の声アンケートや会議等で進めてきたところでありましたが、平成28年3月までは複合施設は東邦銀行跡地に設置するという進められておりました。しかし、地盤が悪いため困難ということで、28年9月、ことしの9月に矢吹農協跡地を適地として整備計画が進められております。24年10月から4年以上の時間をかけて、複合施設の計画が進められてきております。

お伺いいたします。

町が取得した東邦銀行跡地にポケットパークを設置することとしたが、JAとの協議成立後、28年6月から9月まで3カ月しか経過しておりません。

1つ、町所有の東邦跡地の利用について、住民や地域団体、都市計画審議会等で十分な協議、検討がなされているか。どの機関でどのように検討がなされたのか。そのほかの利用案については検討されたのか、ポケットパーク以外の利用案については検討されたのか、駅前商店街の課題である駐車場ではだめなのかをお伺いいたします。

2つ目ですが、ポケットパークでは、町長提案のほかに商工会より要望書が提出されております。地元で活性化を真剣に考えている皆さんが設計、レイアウトまで作成されています。よく検討されたんだと思いますが、地元商工会との協議は十分になされたのかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、トイレや駐車場について整備計画にはないが、設置する考えはあるのかをお伺いいたします。

4つ目に、町民アンケートによると、駅西側の中心市街地の商店利用は、生活必需品を買う関係のアンケートでございますが、5.6%でございます。望むものは、いろいろな店舗があれば利用するとなっております。店舗等の誘致対策はどのような政策を行い活性化を図るのか、また現在の店舗、事業所、売り上げ額とそれに対する増加目標があるのかをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、すみません、1間につき要旨は3点なので、今4点になっていますので、それ以降の質問は再質問でしていただくようにお願いします。

○2番（三村正一君） じゃ、3つ目で質問をいたします。

それでは3つ目、道の駅についてお尋ねいたします。

10月14、15日に産業民生委員会で、茨城県の道の駅を視察研修してまいりました。視察については委員長が報告しましたが、道の駅もてぎ、常陸大宮市の道の駅のかわプラザ、両道の駅とも月曜、火曜にもかかわらず大変なにぎわいを示しておりました。駐車場、トイレ、直売所、レストラン、屋根のついたイベントの広場、体験の多い多目的室、調理実習室のほか、防災拠点施設としてドクターヘリ発着場、防災倉庫など大変充実した施設になっておりました。充実した施設をつくれれば、これはまち活性化の起爆剤になると確信してきたところであります。

しかし、事業は人なりです。町民、利用者に寄り添い、新製品開発やイベント参加等に積極的に対応できる人材育成が必要と考えるが、ご認識をお伺いいたします。

それから3番目ですが、小学校の教育についてお尋ねいたします。

町内4つの小学校の児童、保護者、学校については、日ごろのご活躍に対し敬意と御礼を申し上げます。

質問いたしますが、1つ目として、全国学力テストの結果が発表されましたが、町内4小学校の国・県との比較と町内4つの小学校間の格差はどうかをお伺いいたします。

2つ目に、11月21日に矢吹小学校の改修工事竣工式に参加して内部を視察させていただきました。スーパーエコスクールモデル事業で、大変すばらしい施設ができました。窓は二重ガラス、トイレはウオッシュレットの機能つき、実習室やパソコン室など、改修ということでかなりの余裕が感じられました。マックスで何クラスのかの校舎を改築したのか、また今後の利用についてはどのような検討がなされているのかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、4つの小学校について生徒数と部活動等の内容、学校設備の環境について伺います。善郷小の音楽祭やあゆり祭での音楽祭に出席させていただきましたが、児童数の少ない学校ではハンディキャップがあります。中学校に進学したときに、同じ部活で活躍できるのか心配になりました。全ての人は教育を受ける権利、子供の学習権を有する観点から、設備環境等に格差があればなくす努力が必要であり、そのためには学区制を廃止することで、希望する学校にそれぞれの保護者、それから児童が通えるような、そのような解決方法があると考えますが、ご認識と対応策をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、通学路の歩道設置についてということで触れてください。

○2番（三村正一君） それから、6月の議会で田町・大池線の歩道の陳情が採択されております。その中で、それらについて安心安全、それから町民のアンケートの結果から言いますと、最優先事項ではないのかなと私

は考えております。その点で、それ以後どのような検討をなされたのかを、進捗状況をお伺い申し上げます。
以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、新たな財政計画の作成についてのおただしであります。平成23年3月11日の東日本大震災の発災から5年9カ月が経過いたしました。当時をいま一度思い起こすと、改めて本町は悲しく厳しい状況であったと感じられます。道路、水道、下水道等のインフラの壊滅的な状況、膨大な数の住家の損壊、町民の皆さんが平時の生活に戻るためには多くの時間がかかりました。しかしながら、全町民挙げての復旧を進め、おおむね3年間で復旧は終了することができました。町民の皆さんにとっては、大変つらい3年間でありました。

震災からの復旧・復興を目指し、平成24年3月には早期の復旧・復興を目指すため、10年間で計画期間とする矢吹町復興計画を策定し全力を傾注してまいりました。平成23年度から3年間で復旧期、平成26年度から4年間で復興期、平成30年度から3年間で発展期として、現在も取り組んでいるところであります。まちづくり総合計画は、平時の最上位計画として策定し、町民の総合的な福祉の向上を目指すものでありますが、復興計画は総合計画を補完し、震災以前以上のまちづくりを目指すこととして、これまで計画どおりに復旧を終え、現在は復興期の終盤に入り、中心市街地の復興が成りつつあります。

震災以前以上のまちづくりとは、新たな矢吹町の創生であります。町民の皆さんに新たな矢吹町を実感していただき、町全体の活性化を目指すのが都市再生整備計画事業であり、道の駅であり、旧総合運動公園跡地利活用であり、総合計画に3大プロジェクトと位置づけたこれらの事業であります。

全国的に地方は厳しい財政状況が続くことが予測されますが、本町の地方創生はなし遂げなければなりません。町民に寄り添った行財政運営は堅持しつつも、新たな矢吹町を創造していくことが、町民の皆さんの大きな幸福につながるものと確信して取り組んでまいります。ご理解とご協力をお願いします。

このような状況を踏まえた上で、答弁を申し上げます。

本町では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性に関する比率の算出と公表、その比率に応じた財政計画の策定、行財政上の措置を講ずるなど、健全で規律ある財政運営に努めております。財政の健全性に関する比率としては、健全化判断比率であり、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つが定められております。

本法によりますと、地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかにおいて早期健全化基準、または財政再生基準を上回る場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、改善に向けた財政計画を策定しなければならないと義務づけられております。

早期健全化基準は、実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%、

財政再生基準は実質赤字比率20%、連結実質赤字比率40%、実質公債費比率35%と定められております。

さて、本町の健全化判断比率についてであります。平成27年度決算では実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当なし、実質公債費比率は13.2%、将来負担比率は117.2%と、いずれの指標においても基準値を下回っていることから、財政健全化計画等の策定対象団体には該当していません。

また、平成19年度以降、いずれの指標においても基準値を下回っており、毎年着実に比率の減少が図られていることから、計画の策定を要しない健全な財政状況であると認識し、策定の予定はありません。

しかしながら、これらの比率を他の自治体と順位で比較した場合に高い位置にあることは、見過ごすことができない状況であることもあわせて認識しております。

今後も、財政指標の改善を図りながら、多岐にわたる住民満足度の高い行政サービスを維持・向上していくためには、今年度よりスタートしました第6次矢吹町行政改革大綱の取り組みが大変重要であると考えております。

町民の満足度や納得感を追求し、行政を運営するという視点に立ち、限られた人材や予算等の経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる改革への転換を図ってまいります。

そして、仕事の改革、仕組みの改革、人の改革という3つの視点により、事務事業のPDCAサイクルによる費用対効果の再徹底、優先順位づけ、成果を重視し、事務事業全般にわたって業務の構造を根本から見直すなど、行政コストの削減を図り、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく財政指標の目標値を目指して、効果的な取り組みを進めてまいります。

いずれにしましても、今後も引き続き比率について注意深く見守りながら、適切な財政運営に努める上で、財政再建3カ年計画の成果や方向性を継承、発展するとともに、目標となる財政指標により中長期的な視野のもと、健全な財政を維持、継続していくため、これまで以上に事業の重点・選別化を図り、あらゆる手段による歳入確保及び歳出削減に取り組み、なお一層の財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設や道の駅などの大型事業の進め方についてのおたただしであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年並びに矢吹町復興計画における復興期と位置づけた4年間の3年目である平成28年度において、震災からの復興、中心市街地の活性化を目的に、重点プロジェクトと位置づけ、平成27年度より事業着手をしております。

これまでもまちづくり懇談会等による住民説明会、まちづくり団体による住民ワークショップなど、広く住民の皆さんへ周知・説明を行い、意見集約を実施しております。

本年度におきましても、ポケットパークについては、9月に住民説明会を実施しており、複合施設についても、基本構想について議員の皆様へ説明を行い、また中央公民館、図書館等の運営団体、利用者、各種団体の皆様についても、年内を目途に説明会を開催する予定となっております。

さらに、平成29年1月には、施設の整備、運営方針等を調査検討する（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会を設置する予定であり、公共建築設計の専門家等の学識経験者及び各種関連団体等で組織し、事業の進捗にあわせ、さまざまな意見、提案等をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

今後も基本計画策定に向け、要望等の確認や各施設の利用状況の確認等を行いながら、広く多くの町民の皆様からご意見をいただく手法、機会等についても十分に検討し、意見集約を図ってまいります。

なお、事業効果につきましては、補助事業の指標に準じることとしておりますが、今後、都市再生整備計画全体のイメージをわかりやすく示す手法について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅整備事業につきましては、基本構想においてコンセプトを「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」と定めたところであります。

また、特徴ある道の駅を目指すため、地域振興に対する4つの視点として、食へのこだわり、フロンティア支援、町民集いの場、農を体感を定めました。

日本三大開拓地として、多様な農産物を活用したこだわりの食の提供、地元の光南高校や福島県農業短期大学校との連携による起業・雇用等の支援、イベント企画を充実することで、町民参加型の道の駅、農業で培われてきた矢吹の魅力を発信するための取り組みなどが柱であります。

本町では、国道4号沿いに道の駅の整備を計画しており、また、本町は東北自動車道矢吹インターチェンジやあぶくま高原自動車道の出入り口があるなど、交通の要衝でもありますので、多くの利用客が見込まれ、経済効果も大きいものと考えております。

昨今建設されている道の駅は、道の駅そのものが目的地化され、平日でも多くの観光客でにぎわっておりますので、日本三大開拓地として地域の情報発信の拠点、観光の拠点として、また、道の駅といえば矢吹町と言われるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度は道の駅やぶき地域協議会において、道の駅実施計画の策定、ブランディング・マーケティング等の計画策定、地域商社計画の検討、道の駅を拠点に開拓史跡を結ぶ開拓ロードの整備、観光ニーズ調査等に取り組んでおりますので、今後、一体型整備をする上では国との協議を行い、具体的なスケジュールのもと、理念実現へ向けて事業を推進し、本町の地方創生のかなめとして全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、通学路の歩道設置についてのおただしでございますが、おただしの田町・大池線につきましては、復興道路として位置づけし、平成24年11月に住民説明会を開催し、歩道幅幅を含めた道路整備計画を示させていただきました。また、同路線につきましては、5区自治会より歩道整備の陳情書が6月の町議会に対して提出され、採択されたところであります。

復興道路として位置づけした主な幹線町道は、田町・大池線、一本木29号線、旧奥州街道であり、田町・大池線と一本木29号線につきましては、歩道が未整備であります。

田町・大池線は、さきにも述べたとおり、善郷小学校の児童の通学路でありながら歩道が未整備であり、特に交通量が多い朝の時間帯は歩行者と自動車が混在して非常に危険な状況であり、早急な整備が求められていることは十分に認識をしているところであります。

町では、町道大池線と同じく復興道路として位置づけた一本木29号線について、緊急性や優先度を検討した結果、その必要性が第一であると判断し、本年度より事業に着手したところであります。

町といたしましては、復興道路として位置づけした複数路線の同時期の整備は、町の財政状況からも困難で

あるため、特に重点を置き整備を進める一本木29号線の進捗状況や、財政状況を見きわめながら判断してまいりたいと考えております。田町・大池線の事業化までは相当の期間を要するため、事業着手までの期間につきましては、道路の維持管理を強化することとし、さらに道路路肩部のカラー化の検討も含め、今できることを実施しながら、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

2番、三村議員の質問にお答えいたします。

全国学力テスト結果と今後の対応についてのおただしであります。今年度4月に実施されました全国学力テストの結果状況につきましては、4小学校の平均は、基礎的な問題の国語Aが全国平均を上回り、応用問題国語Bではわずかに全国平均に届きませんでした。算数ではA問題、B問題ともに全国平均を上回りました。

中学校では、国語A・Bでは全国平均を若干下回り、数学A・Bでは全国平均を下回る結果でありました。

平成27年度、28年度とも、小学校では国語、算数で全国平均をほぼ上回り、中学校でも国語は全国平均に近づいてきております。領域別に見てみますと、国語では小中学校ともに話すこと、聞くことの領域、算数では計算の領域が全国平均をほぼ上回っております。一方、国語では、小中学校ともに読むことの領域、算数・数学では図形の領域が全国平均を下回っております。

各学校では、全国学力テスト後に自校で採点し誤答の、間違いのですね、分析をした上で、対策が必要な単元を重点化した授業や放課後の補充学習などを行いながら、個別に家庭学習の内容を指導する等の対応を行っております。さらに、指導主事が各小中学校を訪問し、全校体制で取り組むこと、各校の弱点の洗い出しと指導方法等について指導助言を行っております。

児童生徒の家庭の生活の状況としては、小中学校ともに、自分で計画を立てて宿題や復習を中心として自主学習に取り組む児童生徒が少しずつふえてきております。

また、毎週水曜日はノーメディアデーとして、テレビ、DVDやスマートフォン等を使わずに家族団らん、読書の時間を勧めておりますが、特に3時間以上使用している児童生徒の割合が減少傾向にあります。しかし、一方では4時間以上ゲームなどを行う児童生徒もおりますので、引き続き家庭や地域の理解と協力を得ながら、幼保、小中学校共通した指導を行ってまいります。

町の学力向上対策につきましては、平成19年度に矢吹町学力向上対策推進支援会議を設立し、各保育園、幼稚園、小中学校と光南高校とともに取り組んでおりますが、小中高校ではそれぞれ年1回の授業研究会とその後の協議会を行い、そして生活習慣、学習習慣づくりを目指した4つの提言の実践、つなぐ教育、読書推進事業に取り組んでおります。全国学力テストの後は、教頭、研修主任から成る学力向上対策を話し合う部会において、対策と指導方法について共通理解と情報交換を行い、教員の指導力の向上に努めているところであります。

児童生徒が自分の夢や希望を実現するためには、学力向上が不可欠であります。今後も、教員の授業のよりよき改善、指導力向上に向けて組織的に取り組み、小中学校の学力向上について全国平均を上回るよう指導してまいります。あわせて、体験活動、ボランティア活動や学校行事を通して、人間関係を築く力、課題を捉え解決できる力、やればできると考える力を身につけ、郷土を理解し、愛し、郷土のために働こうとする意欲を持った児童生徒を育ててまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4小学校の教育設備環境の格差についてのおただしではありますが、初めに、平成26年10月の工事着手以来、3年にわたり施工してまいりました矢吹小学校大規模改修工事が、平成28年9月に完成し、竣工式を先月11月21日に全校児童、工事関係者、議員の皆様のご出席のもとに挙行することができました。本工事に関しましては、議員の皆様のご支援、ご協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

矢吹小学校につきましては、今回の改修により、木の香り漂う地球環境に優しい学び舎に生まれ変わることができましたが、他の3小学校の校舎は、善郷小学校西校舎は昭和56年、東校舎は昭和57年、中畑小学校北校舎は昭和47年、南校舎は昭和59年、三神小学校校舎は昭和60年に建築され、耐用年数の50年は超えてはいないものの、40年以上経過している校舎もあり、電気、給排水等の設備も老朽化が進み、徐々に改修や修繕が必要になってくる状況が迫っていると認識しております。

なお、耐震化については、町内4小学校の耐震補強は平成22年9月に終了しており、東日本大震災においても安全性の確保は実証されたところでもあります。また、施設環境の整備については、毎年定期的に、もしくはその都度、学校や矢吹町PTA連絡協議会からの要望なども含め、計画的に整備しているところでもあります。

具体的には、平成27年度から各小学校のトイレを、児童が使いやすいように便器の洋式化工事を計画的に進めております。また、小学校によっては、プールの周りの一部クラック箇所の補修や、舗装されていない駐車場の維持補修を定期的実施しており、今後もよりよい環境の整備を計画的に努めてまいります。

学校教育施設については、町公共施設等総合管理計画において、必要性が高く継続して使用するため、計画的に改修、建てかえが必要であるとして、当該計画に基づき、小学校施設長寿命計画としてそれぞれの小学校の個別計画を策定してまいります。また、この個別計画策定に際しましては、将来の児童数の変動によっては、将来の小学校の統廃合についても考えていく必要もあることから、将来の児童数の推移を調査するなどの検討を今年度から始めたところでもあります。

次に、施設以外の教育環境の違いについてのおただしについてであります。町立4小学校の現在の在校児童数は、矢吹小学校229名、善郷小学校432名、中畑小学校148名、三神小学校125名と、学校規模にそれぞれ違いがあります。規模の大きな学校では、吹奏楽クラブや特設陸上クラブなどに参加する児童も多く、各学校の特色となっております。

小規模の学校では、同様のクラブ活動に必要な人数確保に課題があるため、最近ではスポーツ少年団以外の活動はありませんが、大規模校にない特色ある教育に取り組んでおり、中畑小学校は体の丈夫な子供の育成を目的に、体育の授業や授業以外の活動でも、全校児童が毎日校庭で持久走に取り組み、あわせて縄跳び、エアロビック健康体操などを取り入れ、基礎体力の増進、運動能力の向上に取り組んでおります。

三神小学校では、生涯にわたる読書週間の基礎を築くことを目的に、町読書100選に該当する各学年の本10冊の全員読破を目標に掲げ、2年間で20選達成賞の全員取得を目指すなど、小規模校でも文化、体育それぞれ

に特色ある学習活動に全校児童で取り組んでおります。

このように、町内小学校間の格差ということにつきましては、教育内容、教育活動を含めた教育環境の違いは、それはそれぞれの学校の特質であると捉えております。しかし、もちろん学力とか体力等に明らかな格差があるようでは問題ですので、町立の幼稚園、保育園、小中学校においては、教職員の資質の向上を図り、幼児、児童生徒の発達段階に応じた力をつけ、将来にわたって、矢吹町に生まれ育ってよかったと思える矢吹町にしていかなければならないということについては、教育委員会として強く意識しているつもりでございます。

全国学力テストについても、これを行っている文部科学省においては、この学力テストで測定できる学力は学校等で育てている学力の一部であると述べています。しかし、全国の児童生徒と比べ非常に劣っているということではいけませんので、これからも全国平均を上回るよう小中学校に指導するとともに、強く支援してまいります。

なお、学力については、特定の小学校が常によく、反対に特定の小学校が低い成績ということはありません。今後の矢吹町を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく身につけることができるよう指導してまいります。

なお、議員ご指摘の施設設備や学校規模から発生する環境格差について検討するには、各小学校の長寿寿命化計画と少子化の進行状況を踏まえた小学校統廃合調査研究事業において、慎重に検討、議論していく必要があると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご質問に対するご答弁ありがとうございました。

1番目の財政状況については、実質公債費率が18%以内、将来負担比率が350%以内ということで、健全であるというような回答をいただいたというようなことで、ありがとうございました。

健康のバロメーターでいうとメタボではないというようなことで、実際からいうとほかの町村がダイエット、早く標準のほうに移っているのかなというような、そんなことで、ちょっと矢吹町はスリム化がはかっているのかなというふうな感じの回答をいただいたと受けとめております。

次に、複合施設関係ですが、施設整備の進め方ですが、複合施設については本当に4年間もかけて、これからもまた協議して進めていくというご回答をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

時間があれば、ポケットパークで私、駐車場とかなんかどうするんだというようなご質問をしたと思うんですが、それらについての考え方など、あそこの通りに駐車場がないということだったので、その辺の考え方があれば、時間があればご回答いただきたいと、このように思います。

それから、道の駅については、ぜひ今後の検討の中で防災施設、何かこう、ほかのこの間開設された猪苗代駅でも、防災施設というような設置でレポートもつくるというような形の報道がなされておりましたし、私も研修してきたところもそういった施設がありましたので、ぜひそういった防災施設、ちょっと離れたほうが震災があったときにそういったときの対応がしやすいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いした

いと思います。

それから、ぜひ小学校の関係につきましては、本当に学力も向上させていただいているということで、本当に敬意を表しますとともに、今後ともよろしくご指導お願いしたいと思いますが、矢吹小学校、あれだけ大きく改修されましたので、ぜひ今後の利用についてもしお考えがあれば、時間があればお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） では、答弁を求めます。

残り時間5分ですので、簡潔にお願いしたいと思います。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政状況、複合施設等々について、一定のご理解をいただきましてありがとうございます。

財政状況等については、全国の市町村1,800あります。どの市町村も厳しいことには変わりはない。数字をもって三村議員も心配していただいているということでございますので、この後も財政規律を重視しながら、見守りながら、健全であるというような方向性をずっと位置づけていけるよう、今後も適正化に向けて努力をしまいたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

複合施設等についても、今後とも住民の理解が深まるようなことでよろしくをお願いしたいというようなことでございますが、これについても十分認識をさせていただいておりますので、今後につきましても専門家、さらには住民からの専門的な意見、そして住民の目線に立った、そんな整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

ポケットパークについては、駐車場の話をされておりました。確かに町の商店街の駐車場に不足していることについては認識しております。これらについては、新たな場所を確保するという点もございますが、この後の旧奥州街道の道路整備事業において道路を膨らませる、ダンベル型とかいろんな言い方があるんですが、そうしたことも含めて、この後の道路整備等も含め、また空き地になっている遊休地を一部、町のほうでお借りしながらというようなことも含めて、さらには、やはり大きな多くの台数が駐車できる場所、多少離れても整備していくという考え方も必要なのではないかなということで、そうしたことで商店街の皆様が必要としている駐車場の整備についても、計画的に今後整備していくことを協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

道の駅についても、一定のご理解をいただきましてありがとうございます。

ただ1点だけ、防災機能ということで防災施設の整備、これについてはどの道の駅でも今、注目に値する、そういう整備をしているというような発言がございました。

今回の道の駅の基本構想、さらには基本計画の中で、防災機能というようなことについては議論を深めているところでございます。今後、三村議員のほうから、具体的にどのような施設ということも含めてご提案をいただきながら、そういった整備についても議員の皆様、そして町民の皆様の理解が深まるような、そうした

防災施設の整備について協議を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひし、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の再質問にお答え申し上げます。

矢吹小学校の利用についてということでご質問いただきましたが、学校のさまざまな教育活動に幅広く対応できるように創意工夫された教室がつくられておりますので、子供たちがいろんな教育活動に幅広く取り組むことができるというふうに、その点に期待できるというふうに考えております。

また、避難所となった場合にはソーラーパネルの太陽光発電が利用できますし、夜間であればその蓄電池は避難のために設置されているということもございますので、いざというときの備えになるというふうに考えております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○2番（三村正一君） ありません。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時ちょうどからです。お願いします。

（午前10時50分）

○議長（熊田 宏君） それでは、再開します。

傍聴席の方、ご着席いただければ幸いです。

（午前11時00分）

◇ 加藤 宏 樹 君

○議長（熊田 宏君） 通告8番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、一般質問をさせていただきます。

本日、ご多忙にもかかわらず傍聴においでいただきました皆様、厚く御礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、財政についてということで、3つほどお伺いいたします。

指定管理者制度についてでございます。

これは国の指針により、平成15年からこの指定管理者制度が推奨され、当町においてもその制度が随時導入される運びとなっております。若手職員による行財政改革プロジェクトチームなども編成され、改革に前向き

に検討されたことと思います。

そこで、現在この指定管理者制度による指定管理料の経年的推移を各施設ごとにお示しいただき、この制度を続けることが、町の利益及び町民サービスの充実した制度となっているのかをお伺いいたします。

次に、特別会計の再差し引き収支についてでございます。

現在、矢吹町には、6つの特別会計と1つの企業会計が一般会計とは別に運営運用されておりますが、これらの会計は、一般会計からの繰入金等なしの差し引き収支の経年的推移をお示しただいて、黒字なのか赤字なのかをお伺いいたします。

次に、平成35年までの財政シミュレーションをいただきました。町では、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画や道の駅等の大型プロジェクトが予定されております。そのほかにも今後ふえる可能性がある中、平成35年度までの財政シミュレーションにおいては、都市整備計画においては10億円程度、道の駅については10億円程度とした場合でも、13.4%という実質公債費比率をお示しになっております。まちづくり総合計画においては13.0%を目指すということになっておりますが、この差異について理解できませんので、ご説明をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームについてお伺いをいたします。

平成27年度から29年度までの第6次介護計画において、特別養護老人ホームについての検討がなされ、その中にその施設の必要性や計画案がなされ、民間企業の運営とはいえ100床のベッド数の規模となることから、多くの町民からの安堵の声が聞かれました。また、期待の思いを身近に感じたところでございます。27年度には計画案や予定が示され、28年1月に公募により株式会社平成工業さんが選定され、29年度中には開業されると思っていたところ、28年6月に事業の取りやめを表明し、10月には再募集をしたところ応募者があられず、計画自体が破綻してしまうという事態になっております。

平成30年より再募集するとのことですが、約1年半再募集しないのはなぜか、多くの町民が期待し要望しておりますので、早急な対策をお願いすると同時に納得のできる説明を求めます。ここは同僚議員とかぶっておりますので説明は多少聞いておりますが、一応通告したとおりにやらせていただきます。

さらに、民間で手を引いたということでございます。町の業務の負担軽減や国も公民連携や民営化を進めていることは承知しております。ただ、町民サービスや福祉サービスについて公共機関が行うことに何ら問題はなく、たとえ赤字になろうとも優先して行うべきと、多くの町民の声があります。住民へのサービスや福祉に積極的に取り組んで、少しでも将来の不安を取り除いていただきたいが、町の考えをお伺いいたします。

以上で質問とします。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、確認します。

2点目の特老についての1点目、きのう藤井議員への答弁で29年度に選定というふうに答弁はされておりますが、それを認識されてこの通告のまま伺うということでもいいですか。

○4番（加藤宏樹君） そうです。

○議長（熊田 宏君） わかりました。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度についてのおただしであります。本町では多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を目的として、平成18年度より矢吹町健康センターや各集会施設等において指定管理者制度を導入してまいりました。

本制度の導入による町民の利益、町としての利益につきましては、さきにも述べさせていただきましたとおり、大きく2つ挙げられます。

1つ目は、住民サービスの向上についてであります。

指定管理者制度につきましては、健康センター、図書館、文化センター、ふるさとの森芸術村、さらには公園、体育施設等幅広く導入しておりますが、指定管理者の創意工夫により施設を活用した各種イベントの開催を初め、休日営業や営業時間の延長など、利用者満足度の向上が図られております。

2つ目は、経費節減効果についてであります。

指定管理施設におきましては、事業計画書と収支計画書に基づく管理運営状況について、町と指定管理者との定期的な確認と協議を行っており、施設利用者への利便性及びサービスの向上はもとより、指定管理者の工夫による各種補助金の積極的な活用や軽微な修繕作業、さらには内部管理経費等の削減に努めており、健全な運営が図られております。

議員おただしの指定管理料の経年的推移につきましては、指定管理者制度を導入した平成18年度と現在では、電気料等の値上げを初めとする物価の上昇や、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、単純に比較することは難しい状況にあることをご理解ください。

初めに、健康センターにつきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、導入前の平成17年度の施設運営経費が3,080万7,000円、平成18年度の指定管理料が2,393万6,000円、導入前後を比較して年間687万1,000円の経費節減が図られております。なお、平成27年度の指定管理料は3,773万2,000円と増加しており、平成17年度と比較すると年間692万5,000円の増加となっております。

図書館につきましては、平成20年度より指定管理者制度を導入し、導入前の平成17年度の施設運営経費が2,849万5,000円、平成20年度の指定管理料が2,014万5,000円、導入前後を比較して年間835万円の経費節減が図られております。なお、平成27年度の指定管理料は2,216万9,000円と増加しておりますが、平成17年度と比較しても年間632万6,000円の経費節減が図られております。

文化センターにつきましては、平成20年度より指定管理者制度を導入し、導入前の平成17年度の施設運営経費が2,433万1,000円、平成20年度の指定管理料が2,200万円、導入前後を比較して年間233万1,000円の経費節減が図られております。なお、平成27年度の指定管理料は2,420万6,000円と増加しておりますが、平成17年度と比較しても年間12万5,000円の経費節減が図られております。

ふるさとの森芸術村につきましても、平成20年度より指定管理者制度を導入し、導入前の平成17年度の施設運営経費が1,449万7,000円、平成20年度の指定管理料が1,000万円、導入前後を比較して年間449万7,000円の経費節減が図られております。なお、平成27年度の指定管理料は1,035万8,000円と増加しておりますが、平成

17年度と比較しても年間413万9,000円の経費節減が図られております。

指定管理料につきましては、さきに説明申し上げたとおり、近年、電気料等の値上げを初めとする物価の上昇や、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加などにより増加傾向にありますが、指定管理者制度の導入により、施設運営経費の削減に一定の成果を上げてまいりました。

このように指定管理者制度につきましては、住民サービスの向上と経費節減はもとより、新たな雇用の創出、ひいては地域活性化にも大きく寄与するものと考えており、今後も適正な運用を図り、生み出された財政効果を町の利益につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別会計の再差し引き収支についてのおただしであります。主な会計としまして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計の再差し引き収支について、直近の平成27年度を含め、過去20年前から5年ごとの経年的推移について示させていただきます。

国民健康保険特別会計は、平成8年度3,127万円、平成13年度6,551万3,000円、平成18年度マイナス5,656万2,000円、平成23年度7,516万6,000円、平成27年度マイナス7,269万5,000円。

介護保険特別会計は、平成12年度から制度開始により、平成13年度2,513万4,000円、平成18年度5,605万5,000円、平成23年度6,242万8,000円、平成27年度2,848万4,000円であります。

なお、水道事業会計は、地方公営企業法適用の会計であり、再差し引き収支による算出は採用しておりませんので、地方公営企業法に基づいた収益的収支について示しますと、平成8年度2,603万4,000円、平成13年度1,782万6,000円、平成18年度823万2,000円、平成23年度マイナス6,128万円、平成27年度659万3,000円であります。

再差し引き収支とは、実質収支から財源補填的な県支出金及び他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた収支であり、黒字・赤字要素を示す指標の一つとされております。つまり、財源補填的収入がなされなかった場合の収支をあらわすものであるため、実質収支がプラスであっても、財源補填的な他会計繰入金の額によってはマイナスの数字を示すこともあります。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、実質収支を財政指標として用い、決算統計における健全化判断比率等の算出をしております。

また、財源補填的な県支出金とは都道府県調整交付金、他会計繰入金とは財政安定化支援事業繰入金等であり、低所得者層や高齢者の割合の高さなど、保険者の責に帰さない財政事情を考慮して設けられた財源補填制度であり、収支の均衡を図る上で重要な財源でもあります。

特別会計は、特定の事業を行うために一般会計とは別に独立した会計経理が行われるものであることから、今後も円滑な事業運営とその経理の適正に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変失礼しました。先ほど答弁させていただいた中で、地方公営企業法に基づいた収益的収支についての数字で、平成27年度659万3,000円と答弁しましたが、マイナス659万3,000円が正しい表示であります。訂正をお願いします。

次に、実質公債費比率について、第6次矢吹町まちづくり総合計画での目標数値13.0%と、財政シミュレーションでの13.4%の差異についてのおただしであります。ご提示させていただいた財政シミュレーションについては、今年度で作成し健全化判断比率のうちの実質公債費比率と将来負担比率について、平成35年度までの期間における想定指標を算出したものであります。

算出に当たっては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業等の大規模事業について、それぞれ総事業費の調整や事業施行年次の調整による平準化により、複数の算出条件を設定し、6パターンのシミュレーションを作成しております。

実質公債費比率の算出は、地方債の元利償還金や準元利償還金、償還金等から控除される基準財政需要額への算入額、さらには普通交付税や臨時財政対策債、標準税収入額等で構成される標準財政規模も算出に係る大きな要素であります。

これら算出に係る多数の数値を用いて想定指標を算出したところでありますが、普通交付税の交付額や臨時財政対策債の発行可能額等については、地方財政計画に基づく今後の国の動向に影響を受けることから、長期的な見込みの数値について高い精度の算出が困難な状況であります。

さらに、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については、現在、基本計画の策定中であり、総事業費の圧縮等の検討がされていくことや、道の駅推進事業についても、事業内容に基づく国や県等の対象補助金の検討をしていることなど、詳細な事業内容が未確定な状況であることから、現状では流動的な想定を考慮しながら、財政負担のシミュレーションを行っていく必要があると考えております。

そのため、本年度は6パターンの算出条件の設定により、それぞれの条件から想定される財政指標を目安として、さらなる事業費の圧縮や平準化、財源の確保等を前提に今後の詳細な事業の検証を推進していくことを、財政シミュレーションを活用する上で一つの大きな目的としているところであります。

その上で、第6次矢吹町まちづくり総合計画での実質公債費比率13.0%の目標を目指して、今後も健全化判断比率が安定推移となるよう、地方財政計画に基づく国の財政措置等にも注視しながら、さらなる財政規律の確立を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホーム整備予定事業者の再募集と、民間事業者の応募がない場合の施設整備についてのおただしであります。さきの藤井議員への答弁と重複いたしますが、特別養護老人ホームの整備につきましては、当初選定した整備予定事業者からの選定取り下げ書の提出を受け、やむを得ず選定を取り消し、当初予定の整備期間を1年おくらせ平成29年度の事業着手、平成30年度中の開設へ変更する内容で県の補助事業への事前申請を行い、平成28年9月26日から10月25日までの期間に整備予定事業者の再公募を行いました。残念ながら事業者からの応募はございませんでした。このため、平成29年度から平成30年度事業としての県の補助要件である、平成29年度中の工事着手が現実的に大変厳しい状況となり、やむを得ず第6期介護保険事業計画期間内での整備は取りやめることといたしました。

今後のスケジュールとしましては、通常であれば平成30年度から平成32年度の次期介護保険計画期間に合わせ、平成30年度に整備予定事業者の公募選定を行い、平成31年度に事業着手し、平成32年度中に開設というスケジュールとなります。しかし、町といたしましては、できるだけ早く施設整備を進めるため、県への確認の結果、次期介護保険事業計画に施設整備を再計画する前提で、スケジュールを1年前倒しにすることは可能とのことであるため、平成29年度に整備予定事業者を公募・選定し、平成30年度に事業着手、平成31年度中に開設というスケジュールでの施設整備について、来年度に行う次期介護保険事業計画の策定作業の中で、介護保険運営協議会での協議によりご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、事業主体につきましては、介護保険制度における各種サービスの提供は民間活力を大いに生かす分野

であると認識しており、経済活動の活性化、本町の行政運営の適正化の視点等から、民間事業者の参入による施設整備及び運営が望ましいと考えております。

今後も介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、指定管理者制度というものについてなんですが、先ほどから財政健全化法とか出ております。ただ、問題になるのは指定管理料、指定管理者が行う業務に関しては、実質公債比率や将来負担比率の計算の際、算入しなくてもよいとなっている点なんです。ここが実は問題なんです。財政健全化法の最大の指標となるこの数字を算出する際に除いていいということは、財政健全化法による指標の対象外となることから、実質公債費比率や将来負担比率は、この指定管理者制度を利用すればするほど実際低くなっていくということになると思うんですが、そういう認識はしているのかをお伺いいたします。

それと、財政に関してもう一点。財政というのは我々議員もわかりにくい部分があります。一般町民には非常にというか、かなりわかりにくいものでございます。公式、いわゆる公に示さなくてもよい数字等もあるわけですよ。例えば実質公債費比率の中でも、こういった項目は除く、それで数字を出していただく、経常収支比率の中では、例えば臨時財政対策債は除いて幾ら幾ら、こういったオープンに町の実情を町民に知らせるつもりはあるかをお伺いいたします。

続きまして、特別会計のほうで国保税についてお聞きいたします。

先にいろんな経年の推移の表をいただいたことには感謝申し上げます。

国保税に関しては、赤字だったり黒字だったりいろいろな数字が出てきております。昨日、同僚議員の再質問で、矢吹町の26年度の現年度課税分が、矢吹町は1世帯当たり18万5,000幾らと、県平均を大きく上回っているのはなぜかという問いに、原発事故による賠償等で所得が増加したためだろうという答弁をいただきましたが、そういう分析でいいのかを再度、再度ではないな、お伺いをいたします。

同じ特別会計で、一般会計より財源補填繰入金が毎年7,000万ほどあったかと思われま。それが26年、27年とゼロとなっております。さらに積立金が3億円以上あるということですが、県でも既に3億円の積み立てをしていることはご存じでしょうか。それであれば、この3億円の積立金はあくまでも余剰金ということで、保険料の引き下げをやってほしいと町民の声が多く聞こえますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、財政シミュレーションについてですが、先ほど同僚議員からもありましたように、実質公債費比率の近年の数字の圧縮はいわゆる分母が大きくなったと、収入が大きくなるといところで大幅に改善が見られたというふうに認識しております。しかし、今後は地方交付税の減少、人口の減少、さらには固定資産税の減少、これトリプル安が予想されるんですね。毎年、町の収入が減っていくということは明々白々ではないかと思われま。町の認識をお伺いいたします。

それと、同じ財政に関してなんですが、収入が減っていくという中、公共施設の維持管理費、維持管理更新

費用、莫大な費用が見込まれているのはご承知と思います。収入が減っていくであろうと思われる中で、大型プロジェクトを次々と進めていくと。本当に大丈夫なのと、町民がやっぱり我々にも聞いてくるわけですよ。なかなか安心してくださとは言えないんですが、できれば20年後、30年後までのそういった財政シミュレーションを資料等でお示しいただければありがたいと思いますが、できるかできないかお願いいたします。

それと、特別養護老人ホーム、本当に29年の開設ということで、あっ、私も間に合うかもしれないというおじいさん、おばあさんの声が数多く聞かれました。ですから、これは一刻も早くつくっていただきたい施設の一つでございます。

過去にさかのぼりますと、平成25年の同僚議員の一般質問においては、特別養護老人ホームは他市町村で計画され進行中であると、当町では建設する予定はないという答弁をいただいております。ただ、第6次介護保険事業計画の中に案として示された際に、特養老人ホームも入っておりましたので、ああ、よかったなというふうに思っておりました。この施設、町にとって本当に必要なのか、その必要性をどのくらい認識しているのかをお伺いいたします。

以上で再質問は終わりですが、何個言ったかわからなくなりました。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、多分、6点ぐらい指摘されたと思います。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の項目が多くなっておりますので、答え切れていない部分については、また再度ご指摘をいただければと思います。

まず1点目の指定管理者制度でございますが、指定管理者制度の中において、これらの経費等については実質公債費比率や将来負担比率の中に算入されていないのではないかと、それが問題だというようなご指摘でございますが、これについては問題だというような認識は、こちらのほうでは、町としては持っておりません。この算入するかしないか等の基準については、基本的には国が定めている要綱に基づいて算入する必要なしと、そういった判断で、私どもは財政健全化指標について計算をさせていただいておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

なお、なぜかというところについては、具体的にはっきりと申し上げられるものではございませんが、いわば指定管理者制度において管理をしている人件費等については、職員の方が実際運営しても経常経費で計算しているように、そういう意味で職員の人件費の肩がわり的な、そういったことで実質公債費比率、将来負担比率に算入されていないのではないかとというふうに考えております。

また、公にしなくてもいい項目が多数あるということでございますが、例えば臨時財政対策債等についても含めて、町の財政状況について公表していないのではないかとというようなおたがしでございますが、これらについては認識が違うのではないかとというふうに思っております。町の財政については、全て明らかにして公表させていただいておりますので、ご認識を改めていただくようお願いしたいと思います。

国保について、赤字が膨らんでいる……もう一点……失礼しました、国保についてで、保険料が18万5,000

円、県平均を大きく上回っている、それが所得が増加しているからではないかというような、その所得が増加している要因については事業収入等がふえている、事業収入等がふえていることについては、一定の東京電力からの賠償等収入等も含まれるというような説明をきのうしましたが、これらの所得が増加している内容等も含めて、この数字についての増減について、これについては税務課長のほうから詳しく説明させますので、よろしくをお願いします。

なお、一般会計に7,000万円ほど繰り入れた時期がございました。当時については、国保特別、国民健康保険特別会計については非常に厳しい状況が続いておりました。毎年、まちづくり懇談会や各住民の総会での説明を繰り返してきて、一般会計からの繰り入れをしなければ国民健康保険の特別会計がまとまらない、については税率の引き上げについても住民にご理解をいただいて、税率のアップということについても実施してまいりました。それでも、なかなか国民健康保険の特別会計の収支がまとまらないということで、何年かにわたって7,000万円、6,000万円ということで一般会計の繰り入れをしてきております。これらについてはやむを得ない措置だったというふうに思っております。これをしないことによって、一般会計からの繰り入れをしないことによってさらに住民に負担をかける、そういったことを避けるための一般会計からの繰り入れでございました。

なお、今現在はそうしたことも踏まえて、平成28年の給付金支払い準備金ということで3億円ほど積み立てているわけがございます。この名称からしても、突発的な医療費の高騰につながるような病気の発生等に備えるための準備金でございます。既に一般会計はそれぞれの事業で予算が成り立っております。その上で、一般会計からさらに特別会計に繰り入れをするということになれば、既に事業が決まっていたものを先延ばしするか、取りやめるか、それともまた新たに起債をしながら財政規模をふやして特別会計を賄うということについては、なかなか難しいものがございます。そういうことで、国保特別会計を含めた水道料金等の値上げを抑えるためにも、この積立金というのは非常に大切な財源になっております。したがって、これを取り崩して安易に税率を改正するというについては難しい問題があるというふうに認識しております。

なお、加藤議員もご認識していただいているように、ここ数年は国保会計を含めて、水道料金等についても料金、そして税金、それらについては値上げはしていないことについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、また財政への問題でございますが、地方交付税や地方税が非常に歳入環境が厳しい中であって、これらについて減少傾向にあることについては認識しているのかということについては、当然認識はさせていただいております。ただ、今のところ地方交付税も、国としましては0.1%程度の減少にとどめているということもあって、町が財源的に厳しい、財政需要額、町の財政需要規模というものがありますので、それを賄うことが町独自でできないということであれば、国はこの普通交付税を含めてさまざまな手当てをしていくということについては約束をしていただいておりますので、急激に悪化するということはないだろうというふうに思っております。また固定資産税、さらには住民税、さらには法人税等についても、今のところは震災前を上回るような、そういう推移を示している、そうしたことも含めて、急激に町の歳入環境が悪化するということについては、ないということについては、既に加藤議員もご承知だと思いますが、ただ、今後ということになると、全て国が賄っていただける、県が賄っていただける、そういうことは必ずしも100%約束していただけるものではないということについても、私どもも認識をさせていただきながら、この後の歳入環境を見守っ

て財政計画を立てていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

公共施設の更新で、本当にこれほどの事業を実施しても町の財政は大丈夫なのかという町民の心配の声、そういう声に応えるために20年後、30年後の財政シミュレーションを立ててはどうかということでございますが、現時点で今考えているまちづくり総合計画の事業等については、全て100%綿密な計画とは言えないということについては先ほども答弁させていただきましたが、今考えられる歳入環境、そして多くの事業、今、町には200を超える事業を抱えておりますが、そうした事業を実施した上でも財政的に健全化を保ちつつ、加藤議員ご指摘の13%を目標にしながら進めていくということで、計画を立てさせていただいていることについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、20年後、30年後の財政状況についてのシミュレーションを立てるかどうかについては、非常に難しい問題があると思います。先ほどからも繰り返し答弁させていただいておりますが、国の支援のあり方、さらには町のほうの地方税等々の歳入環境の行方、動向、そうしたことを見きわめるというのは非常に難しい。これを安易に出すことによって、本当にきちっとしたものが出せないということであれば、やたら町民のほうに不安感を与えるということもございますので、これらについては慎重に、今後シミュレーションの数字については、今後その中身の検討も含めて協議を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

特別養護老人ホームについての必要性については、十分認識をさせていただいております。先ほども答弁をさせていただきましたように、民間の活力、そうしたものの力をかりながら、町は民間の参入、そうしたものを期待をしながら、できるだけ早く特別養護老人ホーム建設に向けて手だてを講じてまいりたいと考えております。

既に各病院、近隣の病院等についても、特別養護老人ホームの建設についての支援の打診についても伺いを立てたりしながら、手を尽くしているわけでございますが、今後もありとあらゆる相手方、そうしたものを探し出しながら、特別養護老人ホームの早期の建設に向けた努力を結集してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて、答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 4番、加藤議員の質問にお答えをします。

先ほどの国保税の所得の状況の説明でございますが、加入世帯の平均27年度における1世帯当たりの所得の算定基礎となる課税金額につきましては、所得金額が106万3,020円となっております。比較の前の東日本大震災直前の平成22年分の所得をもとにした平成23年度の課税所得金額が97万2,559円ということで、昨年度と比べて約9万1,000円の増加でございます。

上昇の理由としましては、震災復旧関連事業の増加や農業補償支給制度で給与所得や事業所得が増加したものであるものでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 税務課長、今、昨年度とおっしゃいましたが、前年度の間違いですね。

○税務課長（三瓶貴雄君） はい。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、今、答弁あったことに関して、所得がふえたということですが、そのほかに、この国保税賦課限度額というのが平成22年でいえば全体で73万、現在は、28年度は89万円となっております、こういったものは何ら影響していないのかをお伺いいたします。

それと、全体的な話でもう一点。多くの町民は、道路整備をしてくれという予算がない、特養老人ホームが欲しいといっても、町では財政が厳しい、また維持管理が大変だと。総合複合施設、道の駅等は借金してでもつくらなければならないというふうに分かるんですが、今後もこのような政治手法をとり続けていくのか、それで生活困窮者や弱者に本当の意味での寄り添った政治となるのか、町長のお気持ちを短くお答えください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。2分、3分弱ですね。

答弁を求めます。町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

国保税の保険料について、賦課限度額が73万円から89万円ということで上がったことについて、これについての保険料が高騰したことについて関係がないのかということについては、関係があるというふうに思っております。収入のある方、収入のない方、収入のない方には少なく、収入のある方は多くという国の方針が打ち出されました。したがって、収入がふえてきている、そういう歳入環境にある、住民の方のそういう所得の傾向が出ているということで、保険料の高騰につながっているのではないかと思います。詳細については、また税務課長のほうから時間があれば答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

次に2点目でございますが、道路、特老等についてはお金がない、そういったことで弱者対策につながっているのかというようなことでございますし、また今進めている3大プロジェクトを含めて、そうしたものについてはお金を惜しみなく使っているということについては、本来のまちづくりにとって町長、どう考えているのか、それから今後も続けていくのかというお問い合わせでございますが、これについては前々から話をさせていただき、きょうも三村議員にも詳しく説明をさせていただきました。

町にはまちづくり総合計画、平時に使っている連綿と続く町の最重要計画があります。そしてこの5年9カ月前の震災、それからの復旧・復興ということで、この議場の中で、さらには住民の皆さんと、こういう本当に困難な場面にあつて町をどうしていくんだというところで、出てきたのがまちづくり総合計画、復興計画、そしてその中で盛られたのがこの重点プロジェクトを含めた大型事業でございます。この目的はもう言わずもがなでございます。そういったことで、これは最終的にはこの議会の場で、議員の皆様にも理解を示していただいて議決をいただいて、そうしたことでまちづくり総合計画が、そして復興計画ができたということを再度認識していただければと思っております。

私の再々質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて、答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

17秒。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 4番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

町長おっしゃったとおりでございます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため休議します。

再開は午後1時であります。

傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございました。また午後もよろしく願いいたします。

(午前11時51分)

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

(午後 1時00分)

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 通告9番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴においでの方の皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。

まず、第1番目の質問といたしまして、医療費助成制度の現物給付化についてであります。

医療費の家計負担が重くならないように、病院や薬局の窓口で支払う自己負担額が1カ月単位で一定の金額を超えると、その超えた金額を支給する高額療養費制度というのがあります。入院をされたり、重い病気にかかった方であればこの制度、かなりなじみのあるものではないでしょうか。

また、これとは別に、重度心身障害者の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図るために、重度心身障害者の疾病にかかる医療費から保険給付の額を控除した額について助成する重度心身障害者医療費給付制度があります。

これは全国的な制度ではありますが、当町ではこの制度に対しては、この医療費がこれらのケースに該当する場合に、医療機関や薬局で受診者が医療費を一旦支払って、役場にこの申請書類を提出した後に、審査を経て現金の給付が後ほど振り込み等によりされる、こういう制度になっております。そのため、医療機関にかかる際に、受診後、生活費への影響や窓口で支払う現金がないため、そういった理由もあつてか受診を控える、こういったことも聞いております。

他県や福島市などで行っているように、あらかじめこの給付分については差し引いた分を受診者自身が医療機関の窓口で払う、いわゆる現物給付制度、これを当町においても実施できないか伺いいたします。

続きまして、2番目であります、役場窓口での手続についてお伺いいたします。

今年度の4月1日より役場組織が変更されました。今まであった課が7つに再編されました。

この中でも、大きな、町民の方に目につくところで言いますと、総合窓口課が新設され、役場、まず入りますと総合窓口、これがありまして、ここでまずいろんな受け付けをする。そこで話をしまして、また該当の窓口へ誘導していただく。こういったものができました。

これは今から、震災前だと思いますけれども、役場の中でもプロジェクトチームがつくられて、役場の業務を効率よく進めるですとか、町民サービスを向上するというところで提言された、その中にも入っていたことだと思います。この中では、総合窓口課のワンストップ化を図ることによって利用者の利便性を図ることが記述されておりました。

実際にこの窓口が新しくなったことによって、利用者からは、まずそこに行って話をすればいいので便利になった、そういった声も聞かれています。また、それと一方、今まで役場のほうに来られていた方からは、今までと同じように相談すればよかったのが、それがまた場所が変わってしまったり、どういうふうに話を持って行けばいいかわからない、こう戸惑うケースも聞かれています。また、これとは別に、総合窓口で相談したことを、また担当部署、例えば税務課ですとか保健福祉課、そういったところに行ったときにまた同じことを話をしなくてはならない、これが大変なんだということも聞かれます。

そして、税務相談や福祉関係の援助、そういったものの相談で来られる。こういったことも、非常にデリケートな問題だと思いますけれども、プライバシーなんか絡む。これも総合窓口で一旦話をしなくてはならなくて、周りの一般の方、町民のほかの方の声なんか、目線なんか気になってなかなか相談しづらい。こういった声があります。

このことを、総合窓口が4月にできてからまたこれで半年以上たっているわけですがけれども、このことを、役場でもそういった声も聞かれると思いますので、どう評価して対策を講じていくのかをお伺いいたします。

また、役場の窓口の手続ということで、これと関連をいたしまして、住民票記載事項等の発行の場合には法律によって手数料が減免されるという制度があります。また、住民票の発行の場合にもこういった制度があると思いますけれども、当町の場合にはこういったケースでこういったものが減免されるのかをお尋ねいたします。

続きまして、3点目は、公共施設と総合管理計画と新たな公共施設等の整備計画についてであります。

これまでも何度か質問もさせていただいておりますけれども、当町でも昭和40年代の高度経済成長期とその後の10年間に整備をされた公共施設並びに道路、橋梁などのインフラなど、多くの公共施設等、道路や橋梁も含めて公共施設等と定義をいたしますけれども、これが改修や更新の時期をこれから迎えてきます。福祉教育などの必要な施策を継続していくためにも、今後40年間で毎年24億円、総額では40年間で970億円と試算をされている公共施設等の維持費、更新費をいかに適切にしていかが喫緊の課題となっております。

このことは、本年3月に策定された矢吹町公共施設等総合管理計画、これにおいても明記されていることでありますので、町長もご認識されていることだと思います。

一方、魅力とにぎわいある中心市街地としての再生を大目標として、社会資本整備総合交付金を活用する矢吹駅周辺都市再生整備計画が進められております。

9月議会、9月の定例議会で示された本計画、ここでは第2回目の変更というものが示されましたけれども、これによりますと、この総事業費は20億6,300万円とされています。さらに、同僚議員からも質問もされておりますけれども、町作成の財政シミュレーション計画、この中では6パターンのパターンをシミュレーションしたということでしたけれども、そのうち、最低でも10億円かかる、最高でも16億円がかかると事業費を試算されている道の駅の整備計画も、この20億6,300万円とは別に今後控えております。まだ、これは決定ではないと思いますけれども、こういったものも予定されている。こういったことから言いますと、非常に財政的な懸念もあります。

また、4年後にはこの矢吹駅周辺都市再生整備計画の目玉の一つでもあります複合施設、これも建設される。それが実際に供用されるということでもありますけれども、この中には、複合施設の中には2区自治会からもコミュニティセンターが要望が上がっている、この中に含めてほしい。また、アンケートにも示されておりましたように、複合施設を希望する声、2番目に高かったと思います。総合運動公園の活用に次いで。その中でも、複合施設の中には商業施設などそういったもの、民間施設も含めたものが必要ではないか、そういった項目であったかと思えます。今上がっているこの2回目の変更計画によりますと、そういったものが含まれていないのではないかとということもありました。もちろん、全体の図書館の今後の不便さ、そういったものを解消するためですとか、中央公民館、こういったものの老朽化、バリアフリー化のために複合施設を計画されているということでもありますけれども、まずはこの複合施設の中にそういった要望等が反映されるようなことも、計画の中に、見直していくことも必要ではないかと思えますけれども、このようなことは具体的にどう考えていくのかをお尋ねしたいと思います。

また、公共施設全般に言えますけれども、維持管理費をいかに圧縮していくか、これについては小インフラ化を図るということも一つの手法として政府などでも示しているところでもあります。小インフラ化といっても、単に技術革新によってその建築の技術革新でコストを下げていくですとか、それからIT化の導入などによって管理の費用を下げていく、これだけではないんです。ご承知かと思えますけれども、広い意味で言えばコンパクトシティ化によって機能を集約する、そういったことも小インフラ化でしょうし、小さい意味で言えば、既にこの矢吹町でもやっているような移動図書館車、こういったものも小インフラ化かと思えます。

ですから、この矢吹町に合った小インフラ化、それから施設管理計画、そういったものをこれから早急につくっていくことを必要であると考えます。これには、町全体の地域交通政策、買い物弱者対策ですとか、お年寄りの、高齢者の交通弱者の方の交通対策、それから空き家を活用した、福祉事業の拠点にする、そういったことなども含めて、あらゆる方策を横断的に考えて計画していくことが必要と考えますが、これについて町長のご見解を伺いたいと思います。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

午後からも大勢の皆さんに傍聴いただきました。まことにご苦労さまでございます。

それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療費助成制度の現物給付についてのおただしであります。高額療養費制度は、同じ月内の医療費の自己負担が高額になった場合に、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度であります。

国民健康保険においては、被保険者からの申請に基づき、限度額適用認定証を発行し、この認定証を医療機関等の窓口に掲示することで、保険適用となる医療費等の自己負担限度額までの支払いで済むようになります。

また、70歳から74歳の方に交付している高齢受給者証、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療被保険者証は、制度によって自己負担限度額までの支払いとなっております。

なお、限度額適用認定証につきましては、受益者公平性の観点から、保険税の滞納世帯には交付できませんのでご理解をお願いいたします。

次に、重度心身障害者医療費給付制度は、医療費の一部を給付することにより、重度の心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、保険診療の自己負担分を給付する制度であります。給付方法は、受診者が自己負担額の全額を一旦支払い、医療機関により証明を受けた申請書を町に提出し、町の確認、審査を経て指定された口座へ振り込む償還払いが原則となっており、市町村が独自に原則外の現物給付を導入すると、町の国民健康保険において、国から交付される国民健康保険療養費国庫負担金が減額されることが懸念されます。これは、現物給付の実施により、医療機関を受診する患者数や医療費が増加することが想定され、その増額分を国が負担することは、実施していない市町村との公平性を欠くためとの国の考えによるものであります。また、医療機関との調整が必要となることや、電算システムの改修費、レセプトの管理手数料等の新たな経費の増加が想定されます。

さらに、現物給付化の問題として、重度心身障害者医療費においても自己負担限度額を超えた分が高額療養費として加入保険より支給されますが、自己負担限度額は所得により異なり、1世帯で合算して限度額を超えた場合にも適用され、扶養親族等で異なる所属限度額もあり、一律に現物給付化をすることが難しい状況であります。

このため、重度心身障害者医療費給付制度における現物給付化については、今後、近隣市町村の動向を踏まえながら検討するとともに、郵送や施設等の代行による申請を受け付けるなど、今後とも申請者の負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合窓口課で取り扱う業務についてのおただしであります。総合窓口課は今年度4月より、各種手続等による町民の利便性向上を目指し、国民健康保険や国民年金などの申請等、定例で簡易な業務約60項目の手続等々、税、使用料などを容易に納めることができるように集約したものであり、各種手続等を一つの窓口で行うことができるワンストップサービスの提供により、待ち時間の短縮や事務の効率化が図られております。また、子育て支援の一環として、子供を同伴しての手続に対応するためキッズスペースを設けることで、待ちあいフロアの改善を図り、利便性向上など一定の成果を上げていると考えております。

納税相談や福祉の相談などデリケートな相談も行えるよう、受付ブースに大型の間仕切りを設置しており、相談の内容によっては、関係各課において庁舎内の相談室で対応することにより、他人に聞こえるような環境では相談を行わないよう最大限の注意を払っております。

各課の表示をなくし、総合案内からカウンターへ町民誘導を図ったことで、議員ご指摘のとおり、最初にご行ったらいいか戸惑ったという方もいらっしゃいましたが、総合案内を充実させることにより解消されているところであります。

こうした状況に満足することなく、関係各課と総合窓口課において定例的に総合窓口会議を開催し、各課との連携や集約業務の見直し、総合窓口への誘導方法などきめ細やかな協議を行っており、総合窓口のより一層の充実、関係各課への適切な引き継ぎや相談スペース等についても、引き続き改善に向けた協議を進めてまいります。

次に、住民票記載事項証明の手数料減免制度についてのおたただしであります。矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例において、住民票の記載事項に関する無料証明が規定されており、国民年金法では被保険者、被保険者であった者、受給権者に対して、国民健康保険法では保険者、保険給付を受ける者に対して、児童扶養手当法では受給資格者に対してなどの21項目の案件が無料証明の対象となっております。

また、矢吹町手数料条例においては、国または地方公共団体のために発行するとき、いわゆる公用申請に伴う証明については手数料を減額し、または手数料の徴収を免除することが規定されており、全額免除の取り扱いを行っております。

今後も親しみやすい役場、町民の方が利用しやすい総合窓口を目指し、住民サービスの向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、財政的懸念への対策についてのおたただしであります。さきの定例会においても答弁をさせていただいておりますが、今後見込まれる公共施設等の老朽化に伴う更新需要の増加等に対しましては、ことし3月に策定しました矢吹町公共施設等総合管理計画における全体方針の5つの柱である、施設の長寿命化、施設の複合化・機能集約、管理運営の効率化、新たな事業手法の活用、取り組み体制の構築を基本方針としながら個別施設計画を策定することにより、効率的かつ効果的な事業の推進を図ることで財政の健全化に努めてまいります。

また、矢吹町周辺地区都市再生整備計画事業の一環として整備する複合施設と道の駅推進事業の大規模事業につきましては、財政シミュレーションによる財政指標の分析を行っており、事業年次を調整することや国・県の補助事業の活用等により、急激な財政負担とならないよう、将来負担の軽減を図るものであります。

さらに、それぞれの施設整備に当たっては、本年9月に設立しました道の駅やぶさ地域協議会や、今後設置を予定している（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において事業の進展に合わせ、学識経験者、各種関係団体、施設利用者等多くの町民の皆様の意見をいただき、計画規模、施設内容、運営形態、既存施設の利活用等についても十分に協議を重ね、合意形成を図りながら進めてまいります。

町民のニーズを十分に把握し、子供からお年寄りまで多くの町民に利活用される魅力的な施設を整備していくことが、行政運営では重要であると考えております。さらに、施設の有効利用、有効活用を図る上では、PPP、PFI方式の導入検討、民間ノウハウの活用等により維持管理経費を抑制し、財政の負担軽減を図りながら、福祉政策や空き家対策等、複雑多様化する幅広い町民のニーズにも対応し、町民に寄り添った行財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 傍聴者の方をお願い申し上げます。

携帯電話、音の鳴らない設定にさせていただきようお願いいたします。電源をお切りいただくか、マナーモードに。もしできないのであれば議員控室でモニターが見れますので、そちらのほうに移動をお願いします。

再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の医療費助成制度の現物給付化についてでありますけれども、この実施に当たってはこの制度を、現物給付をやると国のほうからの保険給付費、これが減らされる、そういったお答えでした。これは実際それ行われていることでありまして、やはりここを、これをやるということで町の負担がふえていく、こういったこともほかの受益者の方にも負担がのしかかっていって、これがまた保険料の値上げとか、そういったものに結びついて困るということでもあります。

ただ、実際にこの制度を利用している方からは、先ほど最初の質問でいたしましたように、お金がなくて本当に控えている、これがその現物給付になればそんなことも心配しないでかかることもできる、こういった声も事実であります。そして、全国ではそういったこともやっているところも出てきておりますし、福島市などではそういったこともいろいろ工夫しながらやっているようです。

そういったことで言いますと、国に対してもしっかりと、今後国保も広域化されることでありますから、その中でも実施されるときには県全体でこういったこともできるようにする、そのために国に対して、周りの近隣市町村の首長さん、またそれから県知事なども協力して強くこの要望を出していく。県に対しても町に対しても、いいことをやっているのに何でこの給付費を減らすんだ、そういったことをぜひ町長にはやっていただきたい。そういった決意を持って臨んでいただくことができるかどうかを、まず1点目として伺いたいと思います。

また、このいろんな支障があるということ、支障というか、この実施に当たっては電算システムの改修ですとか、レセプトの計算ですとか、そういった事務手続、こういったことにも改善が必要だということで、実際に費用面とかでの懸念もあるというお話でしたけれども、これについても、電算システムの改修ということ、これIT化も進んできておりますし、マイナンバーなどこういったものもできております。もう実際にそういう番号も振られておって、誰と誰が家族であるか、誰がどこの病院にかかったというものも、そういったシステムが整備されていけばできることであります。また、そんなに、私も実際にシステムエンジニアという職業を持っておりますので、それほど難しいことではなくなっているのかなと思います。

そういったことであれば、これはレセプトの計算等でありまして町独自だけでやっていることではなくて、県の連合会等にも委託してやっていることだと思いますので、そういった中で、そういったシステム改修の手だてを進めていただく。そういったことで利用者の利便性を図っていくということをぜひお願いしたいと思います。そういったこともやっていただくこと、考えはないか伺いをいたしたいと思います。

続きまして、役場窓口での手続についてでありますけれども、なかなかデリケートな問題を相談する、そういう配慮もされているんだと思います。仕切りができたりとかということあります。ただ、やはり実際に声が聞こえないかどうかという、そこは利用した方の声でありますので、どうもこういう環境だと周りの目が気

になる、そういったこともありますので、その辺は検討会議等も開かれているということですので、ぜひそういった声を広く集めていただいて、常に進化するような窓口、こういった体制をとっていただきたいと思います。こういったこともあわせて考えをお伺いしたいと思います。

また、この住民票等の記載事項の減免のケースなんですけれども、これは町の戸籍等の無料証明に関する条例について、これは法で定められている項目が全て網羅されていることと思います。また、これとは別に矢吹町手数料条例でも第3条におきまして、町長は前条の規定にかかわらず、前条というのはその手数料を徴収するという規定ですけれども、この規定にかかわらず、国または地方公共団体のためにするとき、その他特に必要があると認めるときは手数料の額を減額し、または手数料の徴収を免除することができますとあります。ちょっと難しい言葉ですけれども、簡単に言うと、これは町や国などが手続のため、何かの申請手続とかそういったものに必要なときには、その事務に必要なものなので住民票の提出等を求める場合があるけれども、それについては手数料を免除することができますよということを言っているのだと思います。実際にそういったことをやっている地方自治体もあります。

これが、実際にその様式なんかを見てみますと、その記載がどこにもないんです。今ある様式を見ますと、これは実際に下の窓口で配られている様式です。これを書くわけですけれども、この中にはそういう減免をすることができますよというような記載がない。ということで、それに気がつかずに申請をして手数料を払ってしまう、そういったケースもあるのではないかと思います。

また、ワンストップ総合窓口ということで、そういった相談に来られた方に対して、例えばですけれども、こういうケースがあります。福祉資金の小口貸付資金というものがあります。10万円程度の資金、本当に生活費がなくなってきて生活保護申請をしに来ただけけれども、もうその日にお金がなくて、保護申請をしても1カ月ほどかかりますよね。実際に審査されてこれが認められるまで。その間にどうしても資金が足りないということで、小口資金の貸付なんかも社会福祉協議会を通して行っていると思うんですけれども、これは国の制度に係る問題なので、これも実際に、先ほどの手数料条例からいったら減免の対象になるのではないかと思います。そういったこともきちんとされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

これ、実際に生活保護の申請に来られて、手持ちのお金がお財布の中に数百円しかない、そういった方でも住民票を提出してもらわないとその小口資金の貸し付けはできないということで、その200円の手数料を払ったというケースがありました。私もそのときに一緒におりまして、こういった規定があるから、町長に聞いてもらえば減額できるに値するのではないかと聞いていただいたんですけれども、そういった規定はないなどという対応もされている。こういったものもきちんと周知をしていく。また、役場の窓口の方も一生懸命やっておられると思うんです。いろいろな業務が今ふえてきている。その中で全てのこういったものも覚えていくともう大変だと思いますので、そういったこともきちんと研修を行っていくことをやっていただくことが必要であると思います。

また、今のケース、これは該当するのではないかと思います。それは該当するのかどうかというのもお答えいただきたいと思います。

続きまして、公共施設等の総合管理計画と新たな公共施設の整備計画についてであります。これは同僚議員の中からも質問がありましたので、その中でも回答されている、ご答弁されていることでもありますけれども、

公共施設、道の駅やぶき地域協議会もこれから設立してやっていく、また、複合施設検討委員会というものも立ち上げていくということで、この中で、複合施設の利活用について、また、そのPFI手法も導入するかどうか、こういったことも検討されていくものであるというお答えであったと思いますけれども、実際にそれ、もう来年には具体的に基本計画も策定していくということで、どこまでこの、例えば2区の住民の方が要望しているようなことが反映されるのか、その中でそういう仕組みがきちんと担保されるのかどうか、この辺が心配なところであります。その辺ももう一度伺い、具体的にどのようにやっていくのか、要望をどのように取り入れていくのかをお伺いしたいと思います。

また、PFI手法の導入ということで、これも積極的に図っていくということですが、これも、PFI手法を導入するというのも、今、社会資本整備交付金を活用するというのもありますけれども、PFIを導入すれば、もう既に2013年の時点で、今後10年間で国としては、国全体のPFIを使った公共施設等に対しては12億円、10兆円から12兆円規模でやっていく、こういったことも発表されております。そして、それに取り組んでいる自治体に対してはそういった補助金も実際に出していく、こういったことも挙げられております。

また、空き家対策で言えば、これ、たまたまというか、おかしいんですけども、「地方議会人」という冊子がこの議会の中では購読されておまして、これの11月号の最新号なんかを見ますと、この空き家適正管理の推進ということで、実際にこの空き家を活用して地域のコミュニティセンターをつくったりですとか、それから町、地域の、要はまちづくりを行っている団体の会議の場をつくったりですとか、あとは気軽に集まるカフェをつくったり、あとはフリースクールや各種教室などにも活用する、こういった事例なんかも載っております。

これ、滋賀県にあります東近江市の事例でありますけれども、その中では、国がこの平成28年度から空き家対策として新たに創設した補助金であります空き家等総合支援事業補助金といったもの、こういったものも活用しているということでもあります。これを活用して、国からは、町等がやる事業であれば半額を補助していただける。そして民間の方、自治会の方ですとか、それからまちづくりをしたいというような団体、そういった方たちであれば国からは3分の1、そして町も3分の1の補助をして、残りの3分の1をそのみずからやろうという方たちが自分たちで資金を当てる。こういったことでこういった補助金も創設されております。

でありますから、社会資本整備総合交付金の活用もありますけれども、こういったものもどんどん取り入れていく、そうして民間の方、本当にまちづくりをやりたいという方たちにもその資金の一翼も担ってもらう。これも到底多額なものには担えないと思うんです。ただ、例えば100人ぐらい集まった団体の方が、みんな1人1万円ずつぐらい出資すれば100万円ぐらい集まってしまうわけですから、そうすると、町は100万円の補助、国からも100万円の補助が来るということで、空き家の再生にも結びつく。こういったこともできるので、ぜひそういった、横断的に広く考えて、総合管理計画の個別計画の策定をしていただきたいと思います、その辺の考えも改めて伺いたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 安井君、再質問の内容を確認します。

窓口において手数料の減免についてですが、小口資金の申請のみの該当なのかということは何に該当するか、そこを明確に質問よろしいでしょうか。言ってください。

○3番（安井敬博君） 社会福祉協議会の窓口になっております小口福祉資金の貸し出しという制度があるんです。これはお金が全くない、生活に困窮している方などが相談に訪れた際に貸し出しをしていただけるんですけども、申請すれば1週間ぐらいで県のほうからお金が来るわけですけども、これが、申請の書類の中で住民票の添付が必要なんです。その住民票の発行が実際には申請に来られた方、お金が本当に数百円しか残っていないにもかかわらずこの手数料を支払ったという事例がありましたので、これは実際には該当する事例ではないかということをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） ありがとうございます。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の現物給付についてでございます。

先ほども説明させていただいたとおり、現物給付をすることにおいて国からの支援が減額されてしまう、さらには、これらについてIT化も含めて、電算システムについては可能なのではないかというおただしについてでございますが、これらについては、町のほうとしましても国に対して、また県と連携をしながら、さらに近隣の市町村と連携を図りながら要望するということについてのご提案については、前向きに検討させていただいて、そのような対応を今後図っていききたいというふうに思っております。

ただ、これらについては非常に難しい部分があるというのは、これをやることについては見通しが立つ、国の方針が見通しが立つ、立たない。その見きわめが非常に大切だというふうに思っております。ですから、先駆けて実施していただきたいということについては、ある程度一定の時間も要するという点についてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、医療機関との調整も含めて電算システムの改修費、レセプトの管理手数料の新たな経費の増加という点で、このIT化の進行、費用対効果を含めながら、町のほうとしても国保連合会と協調をしながら、どのぐらいの費用がかかっていくのか、また、その費用をかけるだけの価値があるのかどうかということを含めて、そうしたことを総合的に勘案しながら、協議を国保連合会と前向きに検討を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

3点目の、総合窓口において、町のほうではさまざまな対応をとっていることについては、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。相談する上で大型の間仕切りなどをして、デリケートな相談内容等についても一定の対応はとらせていただいておりますし、また、当初から相談内容がそうした込み入ったもの、個人の秘密に属するデリケートなもの、そうしたものについては現在も、最初から皆さんがいる場所ではなくて個別の相談室に誘導するなどをとっております。ただ、そうした配慮が当事者、相手方の住民にそうした思いが伝わっていないということも想定されますので、これらについてはより慎重に対応を図っていききたいというふうに思っております。最大限の注意を払ってまいりたいと思います。

次に、矢吹町の戸籍等の無料証明に対するおただしでございますけれども、現在も21項目の案件が無料証明の対象になっていることについては話をさせていただきました。おただしの、申請様式にそうした内容がこと

細かく書かれていないのではないかと、そういうことによって、知らないことによって手数料を払っている場合もあるのではないかということについては、そうしたことも想定されるのではないかなというふうに思っております。申請の際に、その申請様式にそうした内容を記載していく方向で前向きに検討することもやぶさかではないというふうに思っておりますので、そうしたことを、検討を深めてまいりたいと思います。

なお、これらの内容等については周知の徹底も、さまざまな手段を通じて図っていききたいというふうに思っております。

なお、社協の小口資金についての住民票の無料申請の件でございますが、これについては条例の中に明記されておきませんので、現在も住民票を申請する場合には手数料を支払っていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公共施設等の整備に当たってのさまざまなおたしでございます。

公共施設を整備する段階においては、今現在も道の駅やぶき地域協議会、さらには矢吹町複合施設においてもさまざまな協議を深めているさなかでございます。

この中で、整備の手法については多くの学識経験者、各種団体の代表の皆さん、施設利用者、町民の皆さんに意見をいただいておりますが、さらに施設の手法についてはPFI手法についても積極的に取り入れるべきだというようなおたしについては、全くそのとおりでございます。

現時点で、これらを含めたこの道の駅やぶき地域協議会や矢吹町複合施設の整備の具体的な検討内容についてというおたしについては、現在、既に何回か地域協議会の中身については、地域協議会においては、協議会の中では検討されておりますので、その内容は、現時点でわかる範囲で担当課のほうから、産業振興課長のほうから答弁をさせます。

なお、複合施設等については検討委員会はこれから立ち上がる予定でございますので、検討委員会の内容等についてはまだ会議は開催されておきません。したがって、これらの内容等については現時点では答弁できませんので、後ほど検討委員会が開催された段階で、その内容については逐次、議員の皆様にも、そして町民の皆様にも折に触れて報告をさせていただきたいと思っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

なお、PFIにおいては国の補助金があると、特に空き家対策においては空き家総合支援補助金、正式名称かどうかはわかりませんが、空き家に対する総合支援の補助金があつて、国・県・市町村の補助もあると、そうしたことで、各種団体の皆さんを含め多くの皆さんに、こうした空き家対策のためのさまざまな施設運営の転用、例えばコミュニティセンター、集会所、カフェ、フリースクールというおたしがありました。ご提案がありました、そうしたことも含めて検討を深めていききたいというふうに考えております。

なお、空家対策については、既に矢吹町では第5次まちづくり総合計画の段階、現在の第6次まちづくり総合計画の中でも事務事業として掲載をさせていただいております。これらについても、現時点で町のほうではさまざまな検討を進めているわけございまして、この中身についても今現時点でわかる範囲内で説明をさせていただきたいと思っておりますので、これについても産業振興課長のほうから現時点での説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私のほうから、以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

道の駅の整備手法の件であります。現在、今年度に道の駅地域協議会では、それぞれ事業部会とブランディング・マーケティング部会、3回の部会を開催しております。その中で、施設関係につきましては、先進の道の駅の施設の内容等のアンケート調査と、あとは矢吹町の道の駅についての施設の内容等の検討はしていますが、現段階におきましては、整備手法につきまして具体的な協議はまだしておりません。今後そういったことも検討してまいりたいと思います。

あと一つ、空き家対策の関係であります。空き家対策につきましては、現在、産業振興課では、移住対策としてIターン、Uターンの関係でパンフレットを今年度作成する予定でございます。その中で、来年度以降、民生委員さん等のご協力をいただいて空き家の実態調査、さらにそれ以降につきまして、町の庁内で各課との調整と検討とをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、2点ほど再々質問をさせていただきます。

まず、住民票等の無料の場合のお答えですけれども、これ、戸籍等の無料証明に関する条例ということで、ここに、第1条の中に21項目ほど、さまざまな法に基づいて無料とする場合が記載されております。ここには、確かに小口の福祉資金の貸し付けというのはここには含まれていないんです。それは私もわかっております。

しかし、これが、矢吹町手数料条例、こちらにいきますと、先ほども読み上げたとおりなのですが、第3条には、町長は前条の規定にかかわらず、国または地方公共団体のためにするとき、その他特に必要があると認めるときは手数料の額を減額または手数料の徴収を免除することができるものとあるんです。

これが実際に当町の場合にはこちらの、先ほど申し上げました戸籍等の無料証明に関する条例のほうは運用されていると思うんですけれども、それ以外でこういった小口資金の貸し付け、これ国の役務なんです。国が福祉対策としてその小口資金を貸し付けするという、厚生労働省のほうで定めていることでありますから、その申請のために必要なものでありますから、この第3条の規定に値するのではないかなと思います。

実際に、こういう同じような条例全国にありまして、それが明記されていないことでそういう運用されていないところも多数あります。ですけれども、やはり利用者、本当にお金がなくて困って来られているという方おりますので、そういった方のために、この町長が認めればできるとありますので、そういったこともぜひやっていただきたいと。

これ、小口資金の貸し付けだけではないんです。本当にこの法の定めによって21項目ありますけれども、それ以外にもいろいろと町民の方が公の申請に必要なときに、そういった公的書類を必要とされるときにその免除をしていただくというようなこと、必要であるのではないかなと考えております。そのことを再度お尋ねいたします。

それから、もう1点ですけれども、道の駅の整備等のお答えありがとうございました。そして、移住対策として課長のほうからパンフレット等を配っているということでもあります。来年にはこの把握もしていくということでもありますけれども、2年後ぐらいには個別の公共施設の整備計画も立っていくわけですから、それにも合わせて、単に空き家の把握だけではなくて、公共的なものとして活用できないか、そういったことのためにさらに進めたものややっていく必要があるのではないかなと思いますので、その点もお答えいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議します。

2時5分再開にします。

(午後 1時50分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 2時05分)

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

初めに、条例の改正の件でございますが、小口資金、これらについては町条例第3条に基づいて町長が認めた場合にはというようなただし書きの件でございますが、これについては、条例の改正におきましては、一定の基準があることについてはご案内のとおりでございます。そうした詳しい内容等につきましては、総合窓口課小針課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家対策の件でございますが、空き家の利活用につきましては議員ご提案のとおり、一過性のものではなくて、矢吹町、今復興に取り組んでおります。こうした復興対策も含め、矢吹町の新たな創生、矢吹創生にふさわしい町の活力、それには中心市街地にぎわいづくりに資する、そんな空き家対策となるよう鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力をよろしく願いいたします。

以上で、3番、安井議員の再々質問に対する私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

[会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇]

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 3番、安井議員の再々質問にお答えします。

手数料条例第3条では公用申請に係るものであり、社会福祉協議会の小口資金貸し付けの事業は、資金は国の資金であるとはいうものの、社会福祉協議会の事業であるため、現時点では減免していない状況にあります。ただし、町長が先ほども答弁しましたように、他市町村の事例を調査しまして、その結果等については終了次第報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告10番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、通告に従いまして、今議会最後の一般質問となりますが、質問をさせていただきます。

初めに、多くの方に傍聴お越しいただきまして、本当に敬意を表しますとともに感謝を改めて申し述べたいと思います。ありがとうございます。

それでは、主に大項目として3点ほど挙げておりますが、まずは水道事業についてでございます。

水道料金に関しまして、当町の水道料金に関しましては、白河市及び西白河郡内におきまして、矢吹町が最も高い料金となっております。この高いという割合におきまして、なぜ当町だけが高いのか。特に、ことしの4月に当町に引っ越してこられた方からもお手紙をいただきまして、何で高いのかというようなこともございました。また、先ほどの議会懇談会におきましてそのようなことがございました。

結局、赤字財政だからその負担を利用料のほうで、使用料のほうにかぶせていって高くなっているのか、そのようなことかはわかりませんが、いわゆる一般会計からの財源補填、穴埋め等もしておりまして、そういう意味で赤字なのか黒字なのか、そういう観点からいわゆる使用料が高くなっているのか。そういったものに関してお尋ねをしたいと思っております。

次に、国民健康保険事業に関しましてですが、国保に関しましては、同様に町民の皆様からは高いというようなお話が聞かされるわけでございます。やはりどうにかならないのかと。特に、国保加入者の方は比較的低所得の方が多かったり、あるいは加入している方々の状況というものには自営業者だったり、あるいは農家の方々とか、いわゆるその社会的、経済的にも高い位置というところには、今の世の中にあってはおられないような方が中心になっておりますので、そういうその国保に加入している方々の立ち位置というものがあるような立ち位置にあつて、どのような環境の中で国保が高くなっているのかということをお聞かせ願いたく存じます。

また、国保会計におきましては、国からの交付金、補助金等が矢吹町はいただいております。この国保加入者、国保に入っている方々1人当たりの保険料、保険税、調定額と保険料の支払う額、これはどのような推移を示しているのか。右肩上がりに上がってきているのか、あるいは同じような水準で来ているのか、震災等がありましたけれども、国保加入者の経済状況を踏まえてどのような推移を示しているのかをお尋ねしたいと思っております。

国保3点目となりますが、国保会計自体も、これも国から、先ほど言いましたが国からのお金が国庫支出金等でもってお金が投下されております。また、町からもお金が回されまして、財源の補填とか穴埋め等に回されておりますが、そういったものがない、いわゆる国保だけの会計でいった場合には、やはりこれは赤字なの

か黒字なのか。どうしても高いという声が聞こえますが、赤字ゆえにそのお金を捻出するために保険料が高くなっているのか等の疑問が町民の方は多く思っておりますので、その辺のこの実態はどうか。

あるいは、先ほども同僚議員からもありましたが、一般会計からの補填が、21年か2年ですか、当初2,000万円ぐらいでその後7,000万円を4年間やりました。それで25年度に5,200万ほど一般会計から国保会計のほうにお金を入れて手助けをしたところなのですが、26年度からはぴったりやめてしまったということで、これが今後どのようにしていくのか。

反面、またこれも同僚議員からありましたが、限度額です。賦課限度額、いわゆる国保、最大でもって幾らまで取るのかという部分です。町民心理にしてみれば、取られるだけ取られるのではなくて、上限、天井は幾らなのかというものに関しては、この10年間ぐらいでもって当初62万円が89万円に上がっていると、よって、かなりの金額になります。あらまし27万円ぐらい、この10年で27万円ほど上がっているということでございます。特にこの近年におきましては毎年上がってきているわけです。そのようなことがあります中で、お金を補填しないということは、結局今後も国保の軽減というのは図られずに、このままどんどん受益者負担のように取られるだけなのかというような懸念もございますので、今後の軽減措置はとられるか等についてお伺いしたいと思います。

そして、3番目としましては財政に関してでございます。同僚議員からも同様の質問がされましたが、私なりの視点でお尋ねをしたいと思います。

1つには交付税措置というものがなされるということがよく言われております。以前にもお話をさせていただきましたが、いわゆる交付税措置というもの、これはいわゆる町の財政においてはもう万能薬のような、もう処方箋のような、そのようなものなのかどうか。交付税措置があるがために何か救われているような、そのような印象がございます。

交付税措置自体が、お金をしっかりそれでもらえるというふうに思われている方も非常に多いんですが、交付税措置というものは、あくまでも基準財政需要額に算入されるという一つの理論値であるということ踏まえていった場合に、それが本当に万能薬となるのか。

また、交付税自体がことしは15億2,881万5,000円ということで、去年よりも下がっておりまして、人口減もあり、1億5,000万円ぐらい下がっているのでしょうか。そのような中であっては、これは平成6年の規模なんです。今、平成28年でございます。22年前の水準まで下がっているということがはっきりと数値として見てとれるわけです。これが今後上がっていくのか下がっていくのか。大方、新聞報道等を読んでも、交付税等に関して、ふえていくというようなことはないんじゃないかというふうに思われているわけでございます。

そのようなことに関して、町では箱物等、多くをつくっていく予定がありまして、これがまた町の中で、J A跡地にできる複合施設、矢吹公園、ポケットパーク等で21億、そしてまた道の駅で10から16億というようなことで計画されていくわけではございますが、その中であって、この交付税の問題とかで、財政規律というものはこの町には働いているのかというような声も町民からは聞かれるわけでございます。

その辺を私は今回代弁をしながらご質問していくわけでございますが、この交付税措置というもの、今までに、これが信憑性のあるものなのかどうかという検証が必要でありまして、この交付税措置というものは、今まで総額で幾らほど、交付税措置の対象になる起債をして、実際に交付税措置されて、矢吹町には幾らほど

返されてきたのかというような数値がわかればお知らせいただきたいというふうに思っております。いわゆる、基準財政需要額に総額で幾らほど交付税措置がされてきたのかということ、交付税措置対象となった起債をもとにして割合も出していただければ、お願いしたいと思います。

次に、旧東邦銀行跡地、建設予定のポケットパークでございます。これも、今回8,344万8,000円でしか、予算として計上されて議決されるような形になると思いますが、そのうちの財源としては森林のほうの、要するに県産の材木を使えばということで700万円の補助ですか、それと三千飛びお幾らが補助金としてもらえると。そうしますと残りの金額、やはり四千何百万でしょうか、その金額は起債等にかかわってくる。それも交付税措置されるというんですね。とすればそれは何年に分けて幾らずつ交付税措置されるのか。それは今のいわゆる15億2,881万8,000円の中の枠で推移していくのか。これが交付税がまた減って、もっと、15億よりも下がってきたという場合にはどのような推移を示すのか。そういったところが全くわからずに、交付税措置されれば問題ないというような印象で来ております。その辺の、交付税措置されるポケットパーク、交付税算定台帳のどの費目にどのような形で何年にわたって算入されるのかもこれわからないんですね。そういったところも全部、全て網羅して、わかっていて、これだけの交付税としてお金がもらえますよということが明確に示されているのかどうか。その検証というのは過去において一度もなされたことはないはずで。そういうところにおきまして、町民の皆様には説得力を持って説明する意味におきまして、交付税措置、このポケットパークに関する交付税措置のあり方をご説明願いたいと思います。

最後になりますけれども、町民の要望というものは、身近な生活の改善、そして穏やかに生活のできる環境整備にあります。特に、低い道路の舗装率。非常に県内でも低い。中通りでは一番低いんですが、この低い道路の舗装率や、先ほども申し上げましたが高い水道料や国保料、そして働く場等の確保にも、これも大きな宿題と、町としてはなっているわけでございますが、加えて特別養護老人ホーム、今回の一般質問でも多くの議員さんから質問をされております。そのような暮らし重視の町政の運営に期待する方々が非常に多いんですね。

そういう中であって、なかなか財政が厳しいというふうに町長もお認めになっておられまして、その中で借金の返済の割合が13.2%と改善している、実質公債費率が改善しているといいましても、ほかの市町村、あるいは類似団体でいけば、矢吹町の類似団体23のうち最下位でございます。また、県のほうの平均も、矢吹町13.2に対しては県のほうは7.5、全国でも7.4というふうに、半分ぐらいの数値なんですね。18%を上回らなければいいのか。本当にそれでよろしいのでしょうか。財政規律というのはそういうものなのでしょうか。というふうに私は疑問があるわけでございます。極力借金返済は少ないほうがいいわけでございますし、なおかつ余力があったほうがいい。そのような中であって、その財政規律というものは18%を超えなければいいというそれなのかということに関して、まさにそのとおりであったらばそのとおりでというふうにお答えいただきたいというふうに思っております。

同僚議員からもありました、複合施設に関しまして最小限度の数値を入れてはいかがというので、これも財政規律を明確に計画の中に入れていきなさいよという、そういうお示しなのではないかというふうに思っております。先ほど申し上げましたが、複合施設、道の駅、そういった計画がある中、交付税措置されまして負担がないというふうに言いますけれども、財政規律というものはどのような形でどう働いているのかをお示しいただきたく質問をいたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、水道料金が白河市、西白河郡内の町村において矢吹町が最も高い料金となっているとのおたがしであります。水道料金の算定方法については各自自治体で異なります。大別しますと、一般家庭用や営業等の用途に応じて単価が設定される用途別料金と、水道メーターの口径に応じた基本料金と、使用水量によって段階的に単価が決まる従量料金により算定する口径別料金の2種類に分類されます。

料金体系の異なる用途別料金と口径別料金を一概に他自治体と比較することは難しいことから、公益社団法人日本水道協会が全国の地方公営企業法適用自治体の換算水道料金を算出し、水道料金表を参考図書として発行しております。

本書に掲載されており、実際の使用実態に近い1カ月当たりの家事用20立方メートル換算の水道料金を比較しますと、県内の上水道事業を運営しております自治体が38団体あり、主な団体の水道料金が高い順番は、伊達市が4,860円で1番、棚倉町が4,386円で8番、本町が3,780円で20番、泉崎村が3,618円で24番、西郷村が2,592円で34番、白河市が2,300円で38番と、白河市が県内で最も安価な料金設定となっております。

本町の水道料金は白河市、西白河郡内と比較しますと、議員おたがしのとおり最も高くなっておりますが、県内で比較しますと中間に位置しております。

次に、他自治体との差異が生じるのはなぜかとのおたがしであります。水道料金の設定については、各自自治体の置かれている自然環境や地形等に大きく左右され、良好な水源確保ができるかにより水源開発や浄水施設等への設備投資額が変わります。また、地盤の高低差等により送水ポンプ施設、配水施設への設備投資額も異なります。

本町の上水道事業は、平成13年4月から当時の白河地方水道用水供給企業団、現白河地方広域市町村圏整備組合より受水を開始し、良質で安定した水道水を供給できるようになりました。しかし、受水開始以前は上水道事業、三城目簡易水道、西部簡易水道、三神簡易水道、中畑簡易水道の1上水道事業、4簡易水道事業の運営により町内各地へ給水しておりました。

これら5水道事業はおのおのに地下水による水源施設を設け浄水し、配水池から各区域内に給水しておりましたが、本町の地下水は豊富な水量を確保することが困難であったため、多数の水源施設や水質基準に合致していない水源もあったことから、浄水施設やろ過設備等を設ける必要があり、多額の設備投資を行ってきた経緯があります。

平成8年に西部簡易水道を、平成12年に中畑簡易水道及び三神簡易水道を、平成17年に三城目簡易水道を上水道に統合し、全ての簡易水道を廃止し、上水道事業に統一してまいりました。受水開始以降も水源施設、浄水施設、送水施設、配水施設等についての統廃合等を行い整理してまいりましたが、それでも現在までの設備投資額は、消費税抜きで水源施設等の建物が約2億円、水道本管等の構築物が約55億円、ポンプ設備等の機械及び装置が約5億円、その他土地等約1億円、固定資産台帳合計額で約63億円と多額の資産を保有しているた

め、他自治体より資本費が高額となっていると考えられます。

一般的に水量が豊富で良質な水質の自己水源を保有している自治体は、水源施設や浄水施設への資本投資が抑えられるため、受水単価よりも安価な水道水を自己水源から確保できる状況にあり、水道料金を抑えることが可能でありますので、白河市、西郷村は良好な水源を保有しているため、施設の設備投資や維持管理費が抑制されていると考えられます。

次に、水道事業は黒字なのか赤字なのかの再差引収支に鑑みお示しいただきたいとおたただしありますが、本町は地方公営企業法適用の上水道事業でございますので、再差引収支による決算方法は採用しておりませんので、地方公営企業法に基づいた収益的収支の決算について説明いたします。

収益的収支につきましては、さきの9月定例議会において認定いただきました平成27年度矢吹町水道事業会計決算書の中の平成27年度矢吹町水道事業損益決算書（税抜）のとおりであります。収益的収入4億1,376万7,000円、収益的支出4億2,035万9,000円、差し引き659万2,000円の当年度純損失となり、いわゆる赤字決算となっておりますが、単年度純損失全額を前年度利益剰余金で補填しております。

主な当年度純損失の要因としましては、先ほどご説明申し上げたとおり、約63億円と多額の固定資産を保有している関係で、減価償却費を約1億5,000万円を計上しているため、単年度決算としては適正であると認識しております。

しかしながら、本町の水道料金は平成13年4月に改定して以来、消費税改正に伴う料金改定を平成26年4月に実施したものの、町民生活への影響等を考慮し、大幅な料金改定を見送ってきた経過があり、今後も継続して当年度純損失が発生していきまると、経営が厳しくなることが懸念されますので、本年度中に策定を予定しております計画期間10年の中長期的な基本計画である経営戦略の策定においては、現在の経営状況を的確に分析し、将来の人口減少社会や老朽施設の更新を見据え、水道事業の広域化や民営化、料金改定等についても検討し、できる限り住民生活の負担にならないような水道料金設定について検討し、かつ安定的な水道事業経営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険事業について、国保加入者の社会的経済的な環境についてのおたただしありますが、ご承知のとおり、日本では国民皆保険制度のもと、職場の社会保険等に加入していない人については必ず国民健康保険に加入しなければならないこととなっております。

国民健康保険制度が開始された背景としましては、昭和30年度以前まで、農業や自営業者を中心に国民の約3分の1に当たる約3,000万人が無保険者で社会問題となっていたことから、昭和33年に国民健康保険法が制定され、昭和36年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まりました。これによって、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う国民皆保険制度が実現いたしました。

そのため、国民健康保険の主な加入者は自営業者の方や会社を退職した方です。平成23年度以降の矢吹町の国民健康保険の加入状況については、平成23年度が2,794世帯で5,549名、平成24年度が2,813世帯で5,540名、平成25年度が2,768世帯で5,256名、平成26年度が2,700世帯で5,033名、平成27年度が2,635世帯で4,832名となっており、75歳以上の後期高齢者の人口が増加していることもあり、毎年、世帯数及び加入者数ともに年々減少している傾向にあります。

これら加入世帯の平成27年度における1世帯あたりの調定額は17万7,375円で、所得割の算定基礎となる課

税所得金額は106万3,020円となっております。東日本大震災直前の平成22年分の所得をもとに課税した平成23年度が、調定額14万7,922円、課税所得金額97万2,559円であったことから、調定額、課税所得額ともに上昇傾向にあります。上昇の理由としましては、震災復旧関連事業の増加や農業補償金支給等で給与所得や事業所得が増加したことによるものであります。

また、滞納繰越額については、平成23年度の調定額で3億3,565万円あったものが、平成27年度には2億5,361万円と、コンビニ納付等の納付機会拡大や広域圏滞納整理課設置等により滞納処分強化が図られたことにより、減少しております。

しかし、滞納額が着実に減っている一方で、経済的な事情により依然として国保税が納められない人がいることも認識しております。そのため、本町では平成21年度に所得割を一部引き上げましたが、それ以降は、加入者の負担にならないよう、改定は行っておりません。

また、国の動向としましても、平成27年度及び平成28年度税制改正において、高所得者に対しては課税限度額の引き上げをす一方、低所得者に対しては国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う法改正が2年連続で行われ、保険税負担の公平性を確保しつつ、低所得者の負担が上らないよう制度の見直しが行われております。

国民健康保険の保険税額については、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分に分かれており、各保険分ごとに、所得割と資産割で構成される応能分と、均等割と平等割で構成される応益分とで算出されますが、所得の低い世帯に対しては、世帯の所得状況に応じて均等割と平等割の応益分が7割、5割、2割の割合で軽減されるなどの措置が適用されております。

このように、国民健康保険事業においては、各世帯が負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割によって国民健康保険税を納付することで、加入者同士がお互いに支え合うことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計における国からの交付金、補助金等の経年的推移についてのおただしであります。国からの交付金、補助金は、被保険者の保険税の負担緩和を図るため、医療費の給付等に対する定率の国庫負担である療養給付費等負担金、1件80万円を超える高額医療費に関する共同事業負担金、市町村の産業構造、住民所得、年齢構成等の差異による被保険者の保険税負担能力の格差を補うため交付される財政調整交付金、低所得世帯数に応じた保険基盤安定負担金などの国庫支出金があります。

平成23年度以降のそれぞれの歳入額を申し上げますと、療養給付費等負担金は、平成23年度4億4,374万7,000円、平成24年度4億4,299万2,000円、平成25年度4億41万8,000円、平成26年度3億9,941万3,000円、平成27年度3億7,496万3,000円。次に、高額医療費共同事業負担金は、平成23年度1,054万4,000円、平成24年度1,375万円、平成25年度1,200万8,000円、平成26年度1,268万6,000円、平成27年度1,246万3,000円。次に、財政調整交付金は、平成23年度1億9,168万8,000円、平成24年度4億790万9,000円、平成25年度2億5,111万円、平成26年度1億3,556万9,000円、平成27年度1億7,800万1,000円。次に、保険基盤安定負担金は、平成23年度758万円、平成24年度585万7,000円、平成25年度587万8,000円、平成26年度827万8,000円、平成27年度1,934万5,000円となっております。

東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除措置によって、平成23年度から平成25年度

の財政調整交付金が多くなっております。また、平成27年度より保険基盤安定負担金の算定率等が変更となり2倍以上の収入となっております。

次に、国保加入者1人当たりの保険税の調定額と支払額の経年的推移額につきましては、平成23年度以降の現年度課税分の額をもとに算出した1人当たりの金額については、平成23年度が調定額7万4,481円、収入額6万6,678円、平成24年度が調定額8万2,742円、収入額7万4,655円、平成25年度が調定額10万3,786円、収入額9万4,589円、平成26年度が調定額10万678円、収入額9万1,561円、平成27年度が調定額9万6,727円、収入額8万7,932円であります。

平成23年度と24年度は東日本大震災に伴う減免により、平成27年度は農業所得が落ち込み、それぞれ調定額が減少しております。収入額については、いずれの年もおおむね91%前後の収納率で推移している状況でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計の再差引収支額を踏まえた経年的推移についてのおたただしであります。国民健康保険特別会計を再差引収支額で見ますと、平成23年度、平成25年度から平成26年度は黒字、平成24年度、平成27年度は赤字であります。実質収支は毎年度黒字であります。

この再差引収支額については、さきの加藤議員への答弁の中でご説明申し上げましたが、国の療養給付費等負担金の算定率が、平成17年度より段階的に引き下げられ、県の調整交付金が創設され、交付されることとなりました。これは国の三位一体改革によるものでしたが、県の調整交付金は、財源補填的な歳入として再差引収支額に影響を与えることとなりました。しかしながら、医療給付に対する公費負担の比率が50%であることに変わりはなく、国民健康保険特別会計の運営には特段の支障はありません。

次に、一般会計からの国民健康保険特別会計に対する財源補填繰り出しにつきましては、増加する医療費の支払いに対し、国民健康保険税を初めとする歳入が不足したため、平成20年度は2,220万3,000円、平成21年度から平成24年度はそれぞれ7,000万円、平成25年度は5,220万8,000円、合計3億5,000万円の、一般会計から国民健康保険特別会計へ法定外繰り出しを行いました。これはあくまで臨時的措置として実施したものであります。この繰り出しによって生じた決算剰余金は国民健康保険給付費支払準備基金へ積み立てし、条例で定める金額である3億円に達したこと、また一定程度の繰越金があることから、平成26年度以降は法定外の繰り出しを行いませんでした。

また、国民健康保険税の新たな軽減につきましては、前段で答弁いたしました。法定外の繰り入れをしなければならぬほど逼迫した国民健康保険特別会計ではあります。法定外繰り入れや基金の確保によって平成22年度以降、保険税率の見直しを実施せず、町民の皆さんの負担軽減を図っているところであり、今後も適切な国民健康保険事業の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、交付税措置について、過去において交付税措置の対象となった町債に関し、現在の元利償還金の総額についてのおたただしであります。交付税措置の対象となった起債の総額について、過去全てを集計し明確に示すことは、長い経過の中からは困難なことから、平成27年度現在において措置された、過去の起債の元利償還額を示させていただきます。

平成27年度の一般会計決算において、公債費総額は7億8,180万5,000円でありましたが、このうち約4億6,000万円が、一般会計分の元利償還金に対する交付税措置として、事業費補正や公債費等の項目で算出され、

基準財政需要額へ算入されました。

また、平成27年度の元利償還金及び基準財政需要額への算入額のいずれにおいても、多くを占めますのが臨時財政対策債であります。ご承知のとおり、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであり、平成13年度に制度が開始されて以降、国の発行額に基づき、計画的に借入をしてきたところであります。

平成27年度の元利償還金2億2,381万5,000円のうち、基準財政需要額への算入額は2億1,978万4,000円となり、公債費総額7億8,180万5,000円の約29%を占めるものとなっております。

次に、今までに受けた交付税措置として基準財政需要額に算入された総額についてのおたただしであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定時に、一般会計と特別会計とを含め、基準財政需要額への算入額を算出していることから、比率の算定が開始された平成19年度以降の推移について示しますと、平成19年度6億9,594万1,000円、平成20年度6億9,027万1,000円、平成21年度6億4,820万円、平成22年度6億4,623万3,000円、平成23年度6億4,374万円、平成24年度6億4,253万6,000円、平成25年度6億5,977万2,000円、平成26年度6億8,652万9,000円、平成27年度6億6,974万4,000円となっております。

次に、今後は年に幾らずつ算入されるかについてのおたただしであります。交付税措置される地方債については、毎年、国から示される地方財政計画等により定められるものであり、国の動向による未確定な要素があることから、長期的な見込みの数値を高い精度で算出することは、現時点では困難な状況であります。

しかしながら、今後も臨時財政対策債の発行が継続され、平成27年度と同程度の交付税措置がなされるものと仮定した場合においては、平成27年度と同程度である約6億円半ばの数値にて推移していくものと推定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、建設予定のポケットパークの交付税措置についてのおたただしであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業に係るポケットパーク整備工事に対し、国の平成28年度補正予算（第2号）による社会資本整備総合交付金として配分がなされるものであります。

国の補正予算に係る地方負担額に対しましては、例年、財政措置がなされており、今回の補正予算においても、総務省自治財政局地方債課より地方債の取り扱いについて通知がありました。この中において、補正予算に係る地方債の地方交付税措置の項目に係る詳細な措置が示されており、補正予算債の元利償還金については、後年度において、その50%を公債費方式により、各地方公共団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置することとしております。国の通知が示すとおり、基準財政需要額の個別算定経費のうち、後年度の元利償還金の50%が公債費の補正予算債償還費において理論償還での措置がなされ、残余の50%については単位費用として措置されるものであります。

基準財政需要額算入の期間等の償還条件についての詳細は、まだ国からの情報提供がないため未確定ではありますが、例年の補正予算債の措置状況では、借入先が政府資金の場合、20年償還、そのうち3年据え置き半年賦払いの条件にて設定がされているため、同程度の期間になるものと想定しております。

仮に同じ条件の場合、公債費方式の措置分については、借入金額を償還期間で割り返し、利子相当額を上乗せした金額が毎年度の基準財政需要額への算入となり、また、単位費用の措置分については、単位費用の積算基礎の変更等として、今後の普通交付税算定に係る改正によって措置されていくものとなります。

これらの、基準財政需要額の算入による通常の地方債以上の措置額のかさ上げに加えて、地方債の発行対象となる充当率についても有利な財政措置がなされており、通常の地方債が90%の充当率であるのに対し、充当率を100%とする措置がされており、より有利な財政措置のもと、地方の負担が低減される制度となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、財政規律についてのおただしであります。まちづくりの推進に当たりその根拠となるのは財政であり、財政規律のもとで健全な財政を運営していくことが重要であると考えております。町民に寄り添い、住民福祉の向上を目指す基礎的自治体としての責務を果たし、主体的なまちづくりを展開して、町民生活の向上を図るためには、柔軟性を持ち、持続可能な財政構造を構築することが肝要であります。つまり、健全な財政運営は、まちづくりの重要な要素の一つであると考えております。

常に念頭に入れておりますのは、財政規律の確保、事業の優先順位をつけ、選択と集中のもと、費用対効果を最大限に発揮することです。

今後のまちづくりにおきましては、少子高齢化の進行や、人口減少社会といった構造変化を背景に、収支状況に大きく影響を及ぼす税収動向や社会保障関係費の増加、さらには、公共施設等の老朽化に伴う更新需要の集中など、これらの環境変化を踏まえながら、行政運営の重要な基盤である財政について、持続可能な財政構造を構築していかなければなりません。

町では、こうした人口減少等、さまざまな課題を克服し、震災からの復興、将来の持続的発展のため、財政規律を堅持しつつも、未来への投資には重点的に財源を配分し、大胆かつ堅実にまちづくりを行うとともに、限られた経営資源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する幅広い町民ニーズにも的確に対応していく柔軟な行財政運営に努めてまいります。

いずれにしましても、財政の健全化、財政規律を踏まえた行政運営を原点に、まちづくりの取り組みと行財政運営の取り組みを一体化し、職員が一丸となって知恵を出し合い、町民と行政が一体となったまちづくりを目指して、町民に寄り添い、町民満足度の高い行政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で7番、青山議員への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ちなみに何分ありますか、私の場合は。

○議長（熊田 宏君） 質問が16分、答弁は2分余りです。

○7番（青山英樹君） そうですか。ありがとうございました。

それでは、まず水道に関してご説明いただきました。使用料、20立方という数値でもってご説明いただいて県内の順位が出ました。言っていただきましたけれども、一応私のほうでこのように水量によって、水量20に限らずに40、60、80ということを出しますと、この値が一番高いのは矢吹なんです。だから20だけでもっての順位ではなくて、平均的に家庭でもって何立方水道使うかわかりませんが、20より後に行ったときに各市町村、ほかの市町村との開きがやっぱり大きくなってきている。ですから、こういうことも踏まえて何とかせにゃならぬだろうというのが、町民のほうの何とかしてくれということなんです。

ちなみに20立方でもって順位をおっしゃっていただきましたが、矢吹町ですと、これは白河の場合は簡易水道ですけれど、190%、1.9倍なんです、料金が。西郷の1.62倍なんです、20立方で。これが50立方になると白河簡易がやっぱり1.6倍、西郷の1.5倍、これが70、90といきますと、やはり最低でもやっぱり1.6、7倍の高い金額なんですよ。

ですから、それでいながらご説明いただきましたが、水道に関しましてはいわゆる過去における投資が高かったと、そのためにある程度料金が高くならざるを得ないというような解釈でよろしいのかと思いますが、総額で63億円ぐらいでしたか、それだけの投資額を回収しなくてはならないような、それだけのお金がかかる。この条件のもとで、総体的に矢吹町のこれからの考えたときにこれどうしたらいいんだと、この63億円の分だって早めに相殺するかなくさなくてはいけないのではないかと、そういう運営を財政上しなくてはいけないのではないのか。これは皆さんまだ誰もわからなかったわけでありまして、やるべきことってほかにあるのではないのかということがまず第1点目に言えると思います。

次に、第2の 、第3はありません。

国保税についてのグラフなのですが、この青いグラフは、これは歳入における国庫支出金、国からの費用の変化なんです。震災のときにはふえましたけれども、それ以降は、平成16年で49%ありました。国費が。もう歳入の半分ぐらいは国がお金をくれたんですよ。16年、今から12年前。ところがそれが減ってきて、平成20年ではおよそ30%。23年、震災の当初のときで23%。震災でふえましたが、ことしでもって22.1%。40.9あったのが22まで、そこまで国からのお金が減らされてきている。

それでいながら、この赤い数字は国保の限度額ですね。19年が62万円、上限額。21年69万、22年73万、23年から25年までは77万、これが26年が81万、27年が85万、28年、ことし89万というふうに、合計で要するに何万でしょうかね、引き算すればわかりますが、27万ほど上がっているという。

結局、これらの数値を見ると、国からのお金は減ってきて、そしてとられるほうの上限は上がっていく。つまり、受益者負担の最たるものではないのかと。特にこの国保というのは、これは社会保障ですよ。やはり一つには社会保障であり、なおかつ国保とは違う組合健保とか、サラリーマンの方々が入っている保険から比べると、その負担の割合も2倍ぐらいあるんですね、所得に占める割合が。

そういうような、非常に弱者の方が入っているこの国保でございしますが、これに関してやはり、政治というものはやっぱり富、所得の再分配等を行いながら均衡化しなくてはいけない部分もあるわけです。そういう意味において弱者を救うという、そういう観点から町長、何か施策をやっぱりやってくださいよ。多くの町民の皆さんがそう思っているわけでありまして、国保の現状というものを、今言ったことを分析していきますと、やはりやるべきことはあるだろうと。今ですね、今こそまたやらなくてはならないことがあるのではないのかと。本当に生活的な問題、経済的な問題、住民の方々が日々の暮らしの中でやることのあるのではないのかというのをこういう数字は物語っております。このことをどのように認識されるのかをお聞きしたいのがまず1点でございます。

そしてまた要点を絞りますと、この財政規律というもの、財政の規律づけというものをどういうふうに行っていくのかと。

ほかの市町村、いわゆるその財政の規律についてちょっとお尋ねしたかったんです。町長が思うのは、財政

の規律というのはどういうものなのかということをお聞きしたかったのですが、大方、財政規律というものに関しましては、数値目標を立てるとか、あるいは自治体間の競争をあおることによっていい方向に数値を持っていくとか、そういうような手法がとられるわけですが、残念ながら当町におきましては、ほかの市町村7%とか1桁になっているのに、13%でいいよ、18超えなくちゃいいのだというような、そのように目に映るわけなんです。

本当に財政的に余裕をこれからはつくっていかねばならない。いわゆる、先ほども言いましたが交付税、あるいは交付税が減ってくる、交付税措置自体もどこまでが確定しているのか正直言ってわからない。それが現状じゃないですか。そういう中であって財政規律というものをどこまで町として入れていくのか。そこが大きな課題だと思います。

何で全国で、この前私ども研修に行きましたが、利根町ですけれども、借金は絶対しないと、それでいながら子育てに関してはお金をどんどん使っていく。経常収支がもうばんばんですよ。100超えるときもあるんです。経常収支比率ばんばんで、もうほかにもお金が回せないというようなところぐらいまでいって、ヘルメットを与えたり、ランドセルを与えたりしているわけです。

ここで一つの、矢吹町の姿勢とそういう福祉を重視していく町との姿勢が出てくるわけですね。多くの町民の皆様はやはり我慢すべきところは我慢しなくちゃいけないこともご存じでありまして、そこにおいてはやっぱり生活なり、いわゆる老健をつくったりとか、そういう身近な生活をもっとよくして欲しいというのが町民の皆様方の大方の姿勢ではないかと私は思っております。そういう財政の規律というものをどのように反映していったらよろしいのかということに関しての町長の方針、表明をお聞きしたかったのですが、時間がなくて、また次回あたりに町長さんのお考えをまたお尋ねしたいかと思っております。

短い時間の中で今2点ほど申し上げましたけれども、お答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

水道料金、相当高くなっている、高い理由等については先ほども答弁させていただきました。設備投資額、これをいかに今後考えていくかということは非常に大切だとも思っております。

ただ、先ほども答弁させていただきましたように、施設はかなり老朽化しております。今、広域圏のほうでも延命化を図って、本来ならば今年度やらなくてはいけないものも点検を、そして改修を繰り返しながら延命化、要するに設備の再投資、更新を抑えながら、そうした努力をしているということではございますが、ただこれも限度がある。

したがって、先ほども答弁させていただいたように、水道についてはこの後計画をきちんと立てて施設の更新、さらにそれに伴っての水道料金の改定ということも出てくるかと思いますが、できるだけこれからの設備投資額というものを抑え込みながら、住民の負担にならないようにさせていただくということは改めて話をさせていただきたいと思っておりますし、また国保については非常に厳しいものがございます。これについては青山議員の言を待たずとも、国の財政的支援がだんだん少なくなっている。これは国の制度です。ですから

国がもっともっと各市町村に対して手厚い支援をしなくてはいけないのに、もう入るも出ずるもという話になってきてしまって、非常に難しい。それを誰が負担していくかということになると、国民、市町村民、そういう状況になっております。

これらについては、今後もこういう傾向は、国は続けていくのだらうというふうに思っております。そうしたことにおいて、町はまず住民の皆さんに健康でいていただきたい。これはまちづくり総合計画、さらには復興計画、さらには地方創生の総合戦略、そうしたものに、ビジョンにも全て健康な町をつくっていく、病気にならないような健康な体にしていただく。そしてまた、病気になっても早期に発見して早期に治療することによって、そうした対応をとっていきたい。ヘルスステーション事業というものも含めて、さまざまな対応もとらせていただいております。この後も、そうした予防、そして対処、両面にわたって健康づくりのために努力をさせていただきますので、よろしくお願いします。

財政規律については、これは青山議員のおっしゃるとおりでございます、これを明確にしていかなければ町の財政は立ち行かなくなるであらうというふうに思っております。財政を放漫に運営するのではなくて、秩序正しく運営するための規律、歳入と歳出のバランスの保たれていること。そうしたことで数値目標、財政の健全のもその数値の一つです。さらには、今後のまちづくりにおいてのさまざまな数値目標を掲げておりますが、そうした金額にあらわされるものではなくて、そうした町の目標というものをきちんと立てながら、まちづくり、財政規律に沿った形でのまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

これも、町の目標というものは、まちづくり総合計画の中に、こんなまちいいな指標も含めてそうしたものも掲載されていることについても、きょう議員の皆さんに再度認識していただくことと、傍聴の皆様にもそうしたものについてお目通しを願って、認識を深めていただくことを合わせてお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 質問をお聞きください。

今、答弁をいただきましたが、いわゆる国保に関しては国だろうと。確かにその分野は拭えませんが、いわゆる国というそのナショナルミニマムというのがあるとすれば、本当にこの小さい町の底辺、住民が住んでおりますところのシビルミニマムというのもございます、当然そこは国ができなければやらなくちゃいけないというのは、これは町の一つの責任であるという、義務であるというふうに私は思いますので、これを国というもので線引きするのではなくて、やはり住んでいる方々の住民の意思、住民自治を考えれば何らかの対処をすべきであると思いますので、それについてお聞きしたかったということをまず1点。

そしてもう1つは、同僚議員からもありましたが、P I、いわゆる住民の参加といいますか、パブリックインボルブメント、つまり住民参画なり住民の声をどう拾っていくのかというのが一つ課題になってきていると。特に複合施設におきましては、2区のコミュニティは入れないと、いわゆる補助金の申請する性質上、それは範囲外であるというようなことを全協でもって言われました。またこれから検討委員会等つくって、その中で話し合われるのかどうかわかりませんが、とすれば、それは今回基本計画に入っちゃっているわけですけども、その前の段階で当然話し合われるべきじゃなかったのかと思うわけなんです。ですから、いわゆる住民

の声というものをどういうふうにとっていくのかというそのところは課題になっておりますので、そこを今後もっと手厚くしていきたいというような方向があればお示しいただきたかったということで、この2点について申し上げて私の質問を終了させていただきます。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁の時間が過ぎましたので答弁はなしということでご了承をお願いします。

以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

3時10分再開で、5分しかありませんがトイレだけでお願いします。

(午後 3時04分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 3時10分)

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第69号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号については、6名の議員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審議、審査することに決しました。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

配付漏れはございませんか。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

梅原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、11月25日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

傍聴席の皆さん、ありがとうございました。

(午後 3時13分)

平成28年第400回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年12月12日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第58号・第60号・第64号・第65号・第66号・第67号・第68号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第59号・第61号・第62号

陳情第16号・第17号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第69号

審査結果報告 第1予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号

審査結果報告 第2予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第5 発委第1号

提出者 議会運営委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第77号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 閉会中の継続調査の申出について

日程第15 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君

5番	薄葉好弘君	6番	鈴木一夫君
7番	青山英樹君	8番	大木義正君
9番	栗崎千代松君	10番	角田秀明君
11番	吉田伸君	12番	藤井精七君
13番	鈴木隆司君	14番	熊田宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めて皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席人数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） それでは、去る12月6日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第58号、第60号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより、議案第58号、第60号、第64号、第65号、第66号、第67号及び第68号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。あと、傍聴席の皆さん、傍聴大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会審査結果報告書。

第400回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第58号、第60号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第58号 矢吹町税条例及び矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、平成28年度税制改正において、「所得税法等の一部を改正する法律」の中で「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」の一部が改正され、租税条約の相手国以外の外国として台湾を指定し、日本と台湾における二重課税を回避するための国内法が整備されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、納税義務者が台湾で利子及び配当等を得た場合について、これまでは所得として算定されていなかったものを、租税条約を締結している外国の場合と同様に、申告分離課税の区分を設け、総

所得金額に含めて所得割等の算定をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

改正の内容としましては、児童扶養手当法施行令第2条の4第3項から第5項が新設されたことにより、条文のずれが生じたため、引用する条項を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町図書館に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、公募手続により選定した指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町文化センターに係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、公募手続により選定した指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町ふるさとの森芸術村に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、公募手続により選定した指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、既定の体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり公益社団法人矢吹町シルバー人材センターによる指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について。

本案は、既定の勤労者体育施設に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と、これまでどおり公益社団法人矢吹町シルバー人材センターによる指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 矢吹町税条例及び矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号 矢吹町図書館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第66号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第59号、第61号、第62号、陳情第16号、第17号の委員長報告、質疑、討論、

採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第59号、第61号、第62号及び陳情第16号、第17号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、傍聴していただき、まことにありがとうございます。感謝いたします。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書。

ただいまから、審査結果をお知らせいたします。

第400回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

マイクを少し外します。

報告書1番から7番まで、これは省略させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第59号、第61号、第62号、陳情第16号、第17号の審査結果は、次のとおりでございます。

議案第59号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例。

本案は、昭和48年に建設されました大林集会所について、老朽化により現在、集会所として使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから、解体工事を進めているところであります。第244条の2第1項の規定に基づき同条例第1表から大林集会所を削除するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号……

○議長（熊田 宏君） 吉田委員長、第59号の本文1、2、3……3行目の中段から4行目、お願いいたします。

○11番（吉田 伸君） じゃ、もう一度、やります。お願いいたします。大分年とってきているものですから、目が悪くなって、抜きました。申しわけありません。

それでは、もう一度始めます。

本案は、昭和48年に建設された大林集会所について、老朽化により現在、集会所として使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから、解体工事を進めているところであります。本解体工事が10月に着工したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき同条例別表1から大林集会所を削除するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、災害救助及び水防活動を目的として、矢吹町消防団第三分団の団員で構成されている特殊水防隊の消防団における位置づけと待遇改善を行うものであります。

改正の内容としましては、特殊水防隊の消防団における位置づけを明確にするとともに、団員が運転員やラップ隊員等を命じられた場合に支給される手当と同様の手当を支給し、その待遇を改善するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 矢吹町農業委員会の委員等の定数に関する条例です。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たな農業委員制度による矢吹町農業委員会の委員及び矢吹町農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、農地利用最適化推進委員の報酬等を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第16号 国道4号線4車線化に伴う町道花咲1号線の取り付け部拡幅に関する陳情であります。

本件は、国道4号線4車線化に伴う町道花咲1号線の取り付け部の拡幅についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しております。

陳情第17号 町道善郷内7号線の舗装と雨水側溝整備に関する陳情であります。

本件は、町道善郷内7号線の早急な道路整備についての陳情であります。

同じく現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第59号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号 矢吹町農業委員会の委員等の定数に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第16号 国道4号線4車線化に伴う町道花咲1号線の取り付け部拡幅に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第17号 町道善郷内7号線の舗装と雨水側溝整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第17号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第69号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） それでは、第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第400回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第69号の審査結果は、次のとおりです。

議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億4,589万2,000円を追加し、総額を74億7,030万円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,622万4,000円、国庫支出金1億324万5,000円、県支出金1,184万4,000円、財産収入1,172万円、繰入金3,577万8,000円、町債5,880万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が国の経済対策による臨時福祉給付金等により7,420万8,000円の増額、衛生費が水道事業への工事負担金等により1,502万9,000円の増額、商工費が企業誘致促進事業に係る用地測量委託料等による2,511万2,000円の増額、土木費が国の経済対策によるポケットパーク整備工事等により1億1,736万円を増額するものであります。

討論に入り、安井委員から、補正予算にはポケットパーク工事費用が含まれ、全員協議会でも説明があり、商工会、バンド連合等から要望が出てきている。その中には現計画と違う案も入っている。また、町の中でも同様に、現計画と違う意味として駐車場へ活用する意見や矢吹公園の近くに計画されているということもあり、再度見直しが必要と考えるため、本案に反対する意見があり、さらに青山委員から、補正予算にはポケットパークの案件が入っており、中心市街地を活性化するという目的に沿って、複合施設、矢吹公園、ポケットパークということであるが、定量化の指標が2割アップの44名とする、にぎわいの根拠が理解できない。また、全体的に見て、町の財政指標を考えた場合、8,344万8,000円の費用について、コストなのか、投資なのかに関して、改めて再考を要する判断に立ち、本案に反対する意見があり、さらに富永委員から、道の駅推進事業を含め、都市再生整備計画事業において、大きな予算の負担が考えられる。その負担に対して期待するのは町の活性化、にぎわいのための事業である。しかし、行政主導により、住民の意見、住民からの本当の必要性が強く感じてこない。道の駅推進事業、ポケットパーク、都市再生整備計画事業が盛り込まれている補正予算のため、

本案に反対する意見がそれぞれあり、一方、栗崎委員から、計画にのっとり、住みやすいまちづくりを実現するために必要な補正予算と考えるため、本案に賛成する意見があり、さらに鈴木隆司委員から、ポケットパークに関しては、駅周辺整備事業計画に基づいて、町の中ににぎわいを創出しようというような町の考え、あるいは旧商店街の方たちも昔ながらの田舎町にしたいという意見がある。これからも民意やさまざまな意見なども取り入れる体制が整っていると考えられることから、本案に賛成する意見があり、さらに吉田委員から、これからは町の復興策を考え、町のにぎわいを取り戻し、町の活性化を図ることが重要であり、そのため補正予算は必要であると考え、本案に賛成する意見がそれぞれあり、挙手採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、質疑をいたします。

この一般会計補正予算の中で、さきに提出のあった矢吹町商工会からの要望書、矢吹バンド連合会からの要望書があったかと思うんですが、それらについて何か審議がなされたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

薄葉委員長。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） それでは、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

第1予算特別委員会の中では、あった要望等の具体的な話はございませんでした。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「議長、動議があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、動議の申告をいたします。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、ちょっと席に一度戻ってください。

○4番（加藤宏樹君） はい。

○議長（熊田 宏君） ここで、4番、加藤宏樹君ほか1名から議案第69号に対する修正動議がありましたので、暫時休議します。

資料の配付をお願いいたします。

(午後 1時30分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 1時32分)

◎議案第69号に対する修正動議

○議長（熊田 宏君） 議案第69号に対して、4番、加藤宏樹君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番、加藤宏樹君。

番号を言ってください。

○4番（加藤宏樹君） はい、議長、4番。

○議長（熊田 宏君） はい、4番。

動議の前に、ページ、2ページの議案第69号 平成28年度……

加藤議員、申しわけない。こちらに登壇して、すみません。

[4番 加藤宏樹君登壇]

○4番（加藤宏樹君） では、動議の前に、資料の訂正がございますので、2ページ、「一般会計補正予算（第2号）」となっておりますが、「（第4号）」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を提出いたします。修正動議の説明を申し上げたいと思います。

議案第69号の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正案は、歳出予算8款4項都市計画費のポケットパーク整備工事費に係る補正額8,325万円を削除をし、所要の修正をするものであります。

修正案を順次ご説明申し上げます。

議案書の20ページ、平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）、第1条中、2億4,589万2,000円を1億6,264万2,000円に、74億7,030万円を73億8,705万円に改め、これに関連する第1表の歳入歳出、第2表、繰越明許費、第3表、地方債補正をそれぞれ別紙のとおり改めるものでございます。

歳入につきましては、15款2項国庫補助金、補正予算額9,679万2,000円を6,629万2,000円に。16款3項県委託金を補正予算額692万4,000円をマイナス7万6,000円に。19款1項基金繰入金、補正予算額3,577万8,000円を3,572万8,000円に。町債、補正予算額5,880万円を1,310万円に改め、歳出につきましては、第8款4項都市計画費、補正予算額7,825万9,000円をマイナス499万1,000円に改めるものです。

したがって、歳入歳出とも、補正後予算額74億7,030万円を73億8,705万円に改めるものです。

第2表、繰越明許費につきましては、8款第4項都市計画費、1億7,845万円を9,520万円に改め、合計2億3,550万8,000円を1億5,225万8,000円とするものです。

第3表、地方債補正につきましては、都市再生整備計画事業債の限度額1億7,230万円を変更なしの1億2,660万円とするものです。

ここで、提案理由を申し上げます。

今回、このポケットパークの工事費8,325万円、補正予算が盛り込まれました。駅周辺地区整備事業で旧商店街のにぎわいを取り戻し、活気あふれる奥州街道を目指しての取り組みであります。第6次総合計画にも明記されておりますが、多くの町民の要望、要請、これらを取り入れられたのか。そういった施策とは思いません。

そこで、今回この計画を見直し、住民アンケート、住民説明会を再度開催し、町民の真意を見きわめる必要性を強く感じました。一旦立ちどまり、そして延期して、減額の修正案の提出をいたしますので、議員各位の（議長が取消を命じた発言）を切にお願いし、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、「（議長が取消を命じた発言）」という言葉は語弊がありますので、以後気をつけてください。

〔「削除」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 削除させていただきます。「ご判断をお願いします」に訂正します。今後ご注意ください。

ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

降壇ください。

〔「議長、13番」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 副議長、フライングです。こちらから誘導するまでお待ちくださいませ。

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の間違いないように、今のような間違いがないように、討論の順序について説明を申し上げます。

まず原案賛成、その次に原案反対、3番目に修正案反対、4番目に再度原案賛成、最後に修正案賛成の順序になりますので、よろしくお願いいたします。また、その都度都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、原案に対し賛成する者の発言を許します。

13番、お待たせしました。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴の皆さん、お足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま議案に対して修正案が出ましたが、私は議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に賛成する立場で討論をいたします。

本補正予算は、町の重点プロジェクトであります駅周辺再生整備事業に基づくまちのにぎわいを創出しようという予算が含まれております。ただいまポケットパークの話も出ましたが、果たして今この商店街、何もしなくていいのでしょうか。町も執行部も、このまちの活性化のために、さまざまなアイデア、さまざまな考え、そしてさまざまなことをやろうと実現しています。私もこれの考えに賛成です。そこに町民の意見、皆さんの意見があるのであれば、どんどん受け入れる態勢もできていると思います。みんなで自分の生まれた町、自分の住んでいる町を活性化させようという考えに私は賛成です。

以前、この奥州街道には、町も一生懸命頑張りました。そして、商店街、住民の人も一生懸命頑張りました。その一つの事例として、昭和39年から40年前半にかけて、ヤブキデパートがあったということを皆さんご存じだと思います。何とか商店、何とかしよう、それからデパート、スーパーストア、スーパー何とかが出てきた時代ですから、このまま矢吹の町は取り残されるわけにはいかないということで、商店街の人が立ち上がって、ヤブキデパートをつくって、泉崎村、中島村、当時の大信村から大勢の人が集まって、あのにぎわいがあったわけです。町も努力する、民間も努力する、みんなで自分のまちですから、いいアイデア、いい考え、出せばいいんです。

この修正案には、単なる予算をカットするという一方で、**(議長が取り消しを命じた発言)** この中心商店街、奥州街道のにぎわいをどうするんだというような修正の考えが全く見られておりません。さまざま本当に中心商店街に対して町も一生懸命取り組んでいますし、私もどんどん意見を言うつもりです。皆さんの意見もどんどん私は受け入れるつもりです。そして、反映させるつもりであります。

それから、この予算の中には、別に農業基盤促進事業に関する予算、あるいは将来の投資にかかわる事業対策として国の第2次補正予算を有効に使うという意図も十分に反映されている議案であります。

よって、私は、この議案第69号は町のさらなる発展、あるいは町民の方の安心して暮らせるまちづくりをしていくんだという意図が十分に反映されると思っております。

よって、私は賛成するものであります。議場の皆様のご同意をよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 着席するまで待ってください。

13番、鈴木隆司議員、今のは原案の第69号に賛成の討論でございますね。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） ただいまの賛成の討論に対して、**(議長が取消を命じた発言)** 議員には予算の発案権はないので、討論それ自体が該当しませんので、削除を求めます。予算案に対案がないという……

○議長（熊田 宏君） 暫時休議します。

(午後 1時46分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 1時47分)

○議長（熊田 宏君） ただいま7番、青山英樹君のご指摘のとおりでありますので、当該部分に関しましては、

削除させていただきます。よろしくお願いします。

ほかに原案に賛成の方の討論はございませんか。

なければ、次に、原案に対し反対する討論の発言を許します。原案反対者……。

暫時休議します。

(午後 1時47分)

○議長(熊田 宏君) 再開します。

(午後 1時48分)

○議長(熊田 宏君) 次に、原案に対し反対する討論の発言を許します。

3番。

暫時休議します。

(午後 1時48分)

○議長(熊田 宏君) では、再開します。

(午後 1時49分)

[3番 安井敬博君登壇]

○3番(安井敬博君) それでは、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

本補正予算には、矢吹町周辺、矢吹町の商店街の開発の一環として、ポケットパークの工事費用が含まれております。ポケットパークの工事に当たっては、これまでまちづくりを担ってきた矢吹バンド連合会、また商工会からも、その現計画に対して修正を求めるような意見書が議会並びに町にも提出されております。このような内容が反映されるかどうかは今確かではありません。また、このポケットパークの整備に当たっては、PFI手法などを取り入れて、民間資金を活用するクラウドファンディングなどによって全国から広く資金を集め、町の財政負担を軽くする、こういったことも必要だと考えられますが、今回はその分も含まれておりません。町の持ち出しも発生し、さらには今後、970億円と試算されております矢吹町の公共施設等の維持管理、これに巨額の資金が必要である、そういったことも鑑みますと、町のにぎわいを取り戻す、そのこと自体、また、商店街に活性を取り戻すために施設をつくる、こういったこと、また、老朽化している施設の更新などのためにそういったものをつくることも必要であります。将来の町の負担をなるべく小さくする、そういったことも含める、また、今出ている要望もできる限り反映する、そういった方向で再度立ちどまって見直すことが必要であると考えます。

よって、反対の討論をするものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(熊田 宏君) 安井議員、ただいまの討論中に、「修正するような」という表現がありましたが、要望として来ておるといことでありますので、その辺のご認識をきちんとしてください。

〔「心にしっかりと捉えます」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） はい。

〔「要望が出ておる」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） はい、その要望は……すみません、これ以上は教えません。

ほかに原案に反対する討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 次に、修正案に対し反対する討論の発言を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に関する修正動議について反対の立場で討論いたします。

ポケットパーク関連の補正予算につきましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画に基づいた施設整備であり、中心市街地の活性化に向けた取り組みとして、できるだけ早く事業を実施する必要があると認識しております。また、今回の補正予算は国の経済対策としての事業実施であり、町負担の最小化が見込まれます。この修正動議は、ポケットパーク関連事業に対する反対のための国や県の補助金の返還を求める修正案であります。

よって、ポケットパーク関連予算が除かれた修正動議に反対するものであります。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに修正案に対し反対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 次に、再度原案に対し賛成する討論の発言を許します。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 議場の皆さん、私は69号の平成28年度一般会計補正予算に対して賛成の立場で討論をいたします。よろしくようお願い申し上げます。

賛成討論。

私は、議案第69号 平成28年度一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論をいたします。

ポケットパークの関連予算につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトとして位置づけた矢吹駅周辺地区都市再生整備計画に基づいた施設整備であります。また、矢吹町復興計画の最重点課題として中心市街地復興まちづくり推進事業を掲げており、復興計画の復興期3年目を迎え、重点的かつ早期に事業を推進する必要があると思います。

私は、この件について一般質問でも町長に答弁を求めています。地域の皆さんもできるだけ早くこの事業が進むようにという考えもある町民もいっぱいございますので、進めていただきたいと思います。

9月に住民説明会を行い、矢吹町商工会や矢吹町バンド連合会及び各種団体からの提案、要望等を受け、実施計画を策定しているところであります。今後、実施設計終了後、速やかに工事に着手するためには、本議会

の補正予算が必要であると考え、また、今回の補正予算は国の経済対策として事業実施であり、町財政源の支出を最小限に控えることができる有利な財源であるという町執行側からの説明もあります。

そういった中で、私は議案第69号に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに再度原案に賛成する討論はありませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 私は、同じく議案69号に対して賛成の立場で討論いたします。多少、話が長くなるおそれがありますが、ぜひとも聞いていただきたいと思っております。

平成23年3月に東日本大震災が起きました。続いて、東電の爆発という事態になっております。福島県がこの大被害を受け、それから5年と9カ月になっております。我が矢吹町もこの被害を受け、そして現在に至っております。平成24年度よりこの大災害の復興に関して復興予算が交付されております。政権の前の政権と今期の政権で約40兆円の復興資金が費やされております。

平成24年度より復興事業が始まりました。まず、この矢吹町では、東電の放射線が田内、柿之内地域が被害を受けております。

よって、除染対策事業並びに農地対策事業及び関連事業として、この議会でこの2地域に約16億円の復興資金が費やされております。現在もそれが続いております。正確に申しますと、15億9,564万6,800円です。先ほど修正案を見せていただきますと、その森林再生事業もゼロ円となっております。

皆さん、復興対策事業は、私は矢吹町全体を考えてやるべきだと、こういう何百年に一度の大災害ですから、この町が被害を受けたんですから、全体を考えてやっていくべきだと思っております。ですから、矢吹でも、我が矢吹町でも被害の大きかった田内、柿之内ももちろんです。そして、今度は本町、中町通りも復興するのが当然だと思っております。

先ほどの修正案に対して、私は何も申しません。私たちは財政再建をこの議会で果たしてきました。ワースト2位とか3位とか言われながら、現在は13.何がしの数字載せております。町長は公用車まで売って、この事態を乗り切りました。やろうとすれば、やれるんだということを実証したわけです。いいですか。同じく泉崎村も再建を果たして、きちんとした村政に執行部と議会の努力でつくりました。もちろん、財政対策は大切です。町民の理解と、そして執行部が出す復興対策を慎重に、慎重に。そして、ワースト2位とか3位とか、23位とか、そういうものではないと思っております。きちんとした財政の管理をしながら考えるべきではないでしょうか。10年、20年後に、この対策事業を始めてどうするんですか。やるのは、やるのは今なんです、でしょう。私はそう考えます。運動会ではないんです。2位とか3位とか、23位とか、大事なものは財政比率並びに実質公債費比率とにらみながら、この矢吹町をどうするかということだと私は考えます。

皆さん、矢吹町は開拓者のまちです。フロンティア精神、町長は打ち出しましたが、私もそのとおりだと思います。そうやって何も無いところから、申しわけありませんけれども、みんな先人が切り開いてきたんだと思います。その子孫である我々が、我々が続けていかなければどうなるんですか。子供や孫の時代に、私たちは何て弁解をするんですか。どう言えばいいんですか。我々は今の責任として復興をやらなければならないん

です。

この議会で、本町、中町通りの事業が打ち出されております。冷静に、議員皆さんで今、真剣に判断して、そして決断してやるべき時です。それは、やることは今、決めなければなりません。今なんです。

最後をお願いします。かく言う私は、中畑地区の意見です。私にとって、中畑も三神も矢吹町、旧矢吹町、同じ矢吹町です。ですから、そういうことを鑑み、どうぞこの本町、中町通りの復興対策事業を今から始めるんです。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに再度原案に対して賛成する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 最後に、修正案に対し賛成する討論の発言を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に賛成の立場で討論をいたします。

まず、今、私どもの町が置かれている状況というものを、まず概略をお話しさせていただきたいと思います。先ほどお話がありましたように、平成23年大震災並びに原発等におきまして甚大な被害のもとに復興に向かっているところでございます。そのような経過がありまして、かれこれ5年たちました。まだ復興に向けてこれからも頑張らねばならないという町の姿勢に変わりはありません。

しかしながら、ただいまのこの町の財政状況等を鑑みますと、かの実質公債費比率が全国で悪いほうから36番目と言われた10年前の当時の財政状況にかなり近づきつつあるのが今の矢吹町でございます。一般会計の借金の残高並びに特別会計の残高、債務負担行為と言われる、ツケ払いに該当するものを含めますと、150億近くになっている。

そのような状況の中で、今これからなされようとしているのが複合施設を初め、この駅周辺の整備、今回のポケットパークもその一端でございますが、これらにおきましては、矢吹公園複合施設、このポケットパークを含めて約21億円。そして、また道の駅を計画されている、これに関しましては、10億から16億という数字が出ている。ほかにもなさなければならないものは多々あります。中畑小学校、三神小学校、善郷小学校等の改修等もこれに挙がってきますし、ほかにも老人ホーム等も建ててはいけないという住民の要望もある。そのようにめじろ押しに、かなりの金額、50億というカタでは済まないような金額がのしかかっているという状況にもございます。

そのような財政下の中でありまして、8,000万円という数値ではございますが、このポケットパークに関しましても、住民の要望等を再度練り直さなければならないという意見も町内にはございます。いわゆるこの財政を一つの土台とした場合におきましては、今やろうとしているものがコスト、いわゆる費用の単なる消費であるのか、あるいは投資として、英語ではインベストメントと言いますが、投資として利益に供するものであるのか、その判断をしなければならないというものでございます。

特に、このポケットパークに関しましては、補助金を申請するその目標というものに関しましても、目標を定量化する指標というものがございまして、年間に10回ほどイベントを行う、そのイベントを10回行うことに

よって、にぎわいが間違いなく創出されるのか、そういう議論というものはなされたのか、そこはまだ疑義が生じるところでございます。また、町の中を歩く人たちが44人ふえるという、44人というのは、今のベースで216人に掛けることの2割アップなんです。その数値の2割をアップした44人が通行量がふえると、そのような指標でにぎわいがふえるということの検証も私はなされていないと思っております。

そして、今申し上げましたが、大事なのはこれから先を考えますが、昔を顧みても、昔と同じような、いわゆる拡大再生産というものはなされるのか、右肩上がりの経済成長にあって発展してきた矢吹の過去がございしますが、それらをまたもう一度起こすことができるのか。ただ単に期待値、希望するという期待値だけで進むことが今回正しい判断なのか、そのような疑問が生じるわけでございます。

財政面、そういう面からいっても、今回の案に関しましては、予算におきましてはひとまずゼロにして、再度皆様方の意見を踏まえ、違う方法も踏まえ、皆さんの意見を集約することが大事であろうというふうに考えた次第でございます。

以上、財政面を中心にお話を申し上げましたが、再度皆様方の知恵を絞って真ににぎわいを取り戻す、その検証をすべくゼロに一度戻し、予算を再度構築していきたい、そのような考えのもとに今回の修正予算に賛成をする次第でございます。どうか皆様のご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに修正案に賛成する討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する4番、加藤宏樹君ほか1名から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（熊田 宏君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第69号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。再開は午後2時30分をお願いします。

（午後 2時17分）

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

（午後 2時30分）

◎議案第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第70号、第71号、第72号、第73号、第74号及び第75号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。前半戦は非常に声が高い人が多かったんですが、私は静かにやりたいと思います。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

第400回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは割愛をさせていただきます。お手元の報告書をごらんください。

8……

〔「どこまでなんですか」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木一夫君） 7番までです。ちゃんと読んでいます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号の審査結果は、次のとおりです。

議案第70号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,092万8,000円を追加し、総額を23億6,604万円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税2,760万3,000円、療養給付費交付金55万2,000円、前期高齢者交付金4,244万4,000円、諸収入130万円をそれぞれ増額し、繰入金97万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費74万2,000円、保険給付費8,518万2,000円、前期高齢者納付金等4万4,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金等1,481万8,000円、介護納付金22万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ630万9,000円を減額し、総額を5億9,629万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債590万円を増額し、国庫支出金538万円、繰入金637万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費280万3,000円、事業費350万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ319万2,000円を追加し、総額を2億5,791万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金319万2,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費319万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ79万3,000円を追加し、総額を13億6,976万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金37万3,000円、繰入金42万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費79万3,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ67万円を追加し、総額を1億5,687万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料3万5,000円、繰入金18万3,000円、繰越金45万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費19万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金47万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的支出につきましては、既定の額に76万円を増額し、支出予算総額4億5,960円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用76万円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に380万円を増額し、収入予算総額4,096万2,000円とし、支出につきましては、既定の額に430万円を増額し、支出予算総額2億1,557万9,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、負担金380万円を増額し、支出の内容につきましては、建設改良費430万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） お手元の資料13ページの下から5行目「7」、下から3行目「8」は、それぞれ「6」、「7」と修正してください。1、2、3、4、5、7、8になっていましたので、訂正をお願いします。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

その前に委員長、降壇ください。すみません。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第70号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第72号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより発委第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について（案）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承を願います。

提出者の説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな課題となっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより発委第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

(案) は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号の意見書は提出することに決しました。

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 以上で、全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時46分）

○議長（熊田 宏君） 議席並びに傍聴席にも皆さんおそろいになっています。傍聴の控室にもどなたも残っていらっしゃらなかったため、早速再開させていただきます。

（午後 3時19分）

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 先ほど開催されました議会運営委員会の内容につきましてご報告をいたします。

会期中に町長から提出のありました同意2件、諮問3件及び議案3件の追加議案がなされました。また、産業民生常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続審査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり、本日の議事日程に追加をし、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元に配付の資料のとおりであります。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

てを議題といたします。

事務局長に同意第4号を朗読させます。

梅原議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 続いて、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

それでは、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成24年12月24日から矢吹町教育委員に就任していただき、この12月23日をもって任期が満了となります。矢吹町大町39番地2、大竹峰行氏を再度教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

大竹氏は1期4年間、教育委員を務められ、この間、保護者の視点から子供たちを見詰め、学校教育や各種教育活動について貴重な意見をいただくなど、教育に関する豊かな識見により教育行政の振興、発展にご活躍いただいております。このような経験を生かし、引き続き町教育行政の進展に寄与していただくため、提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第4号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第5号を朗読させます。

梅原議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 続いて、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本日は、現教育委員であります平賀優子氏が平成28年12月23日をもって任期が満了となることから、矢吹町八幡町236番地、堀田信子氏を新たに任命したく、議会の同意を求めるものであります。

堀田氏は、昭和47年から昭和53年まで7年間、町立幼稚園に勤務され、その後、社会教育指導員、町図書館長、矢吹町まちづくり総合審議会委員などの要職を歴任されており、町行政、特に教育行政の推進に大きな貢献をいただいていたところであります。現在は、社会教育委員として、またNPO法人での社会教育の推進を図る活動を通じて、町民の利益の推進に寄与されております。このような経験を生かし、豊富な識見と教育に対する強い思いを遺憾なく発揮していただき、さらなる町教育行政の進展に寄与していただくため、提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 本日も人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第5号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました大竹峰行様並びに堀田信子様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時27分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時28分）

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本日は平成29年3月31日

をもって任期が満了となります、矢吹町中町392番地、仲西英子氏を再度、同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

仲西氏は、平成23年4月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれております。また、介護予防事業等のボランティア活動を積極的に行うなど地域の福祉向上に努められており、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成29年3月31日をもって任期が満了となります、矢吹町本町44番地、浦井敏弘氏を再度、同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

浦井氏は、平成26年4月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれております。また、小学校、中学校のPTA会長等の要職を歴任し、地域の福祉向上に努められており、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件も人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第3号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第10、これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第3号を朗読させます。

梅原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員、岡崎英氏が平成29年3月31日をもって任期満了となることから、後任者として矢吹町大久保301番地1、赤塚健一氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

赤塚氏は、昭和51年から38年間、高校教師を務められ、平成26年に退職されました。現在は野菜を中心とした農業を営みながら、地域の福祉向上に努められており、教員としての豊富な経験を持ち、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く、委員に任命されるにふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件も人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員でございます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで同意されました仲西英子様、浦井敏弘様並びに赤塚健一様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時36分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時38分）

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第11、これより議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承を願います。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は議会議員の期末手当を引き上げる条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会において、特別調査の結果により民間給与との比較を行い、現状に見合うよう賞与の支給月数を0.1月引き上げる勧告を行ったところであります。

本提案は、今回の県人事委員会勧告及び職員の賞与改正案を踏まえ、本年12月期の支給月数を1.625月から1.725月とし、平成29年度以降は、6月期においては1.575月、12月期においては1.675月とし、合計の年間支給割合を3.15月から3.25月に引き上げる条例改正案であります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第12、これより議案第77号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承を願います。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第77号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は町長等の期末手当について、今回の県人事委員会勧告に伴う職員の給与改正案を踏まえ、町長等の特別職についても同様に、期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げる条例改正案であります。

本提案は、町長等の期末手当について、本年12月期の支給月数を1.625月から1.725月とし、平成29年度以降の6月期においては1.575月、12月期においては1.675月とし、合計の年間支給割合を3.15月から3.25月に引き上げる条例改正案であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第13、これより議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略させていただきますので、ご了承を願います。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員給与の民間給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給料月額引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げ及び扶養手当の支給額見直しに関する条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに、給料については民間の水準を0.05%下回ったことから、給料表において民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置いた改定を行い、また勤勉手当についても、民間の支給水準に見合うよう年間0.1月分引き上げ、あわせて扶養手当の手当額の見直しにより、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同等まで減額し、それによって生ずる減収を用いて、子に係る手当額の引き上げを行う旨の勧告を行ったところであります。県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

本提案は、当該勧告を踏まえ、給料表は若年層1級から3級の平均改定率0.06%の引き上げを行い、平成28年4月1日に遡及して適用し、また勤勉手当については、年間支給月数を0.1月分引き上げ、平成28年度12月支給月数を0.8月から0.9月に引き上げ、扶養手当の見直しについては、平成29年4月1日より段階的に実施することとする条例改正案であります。なお、平成29年度以降の勤勉手当については、年間0.1月分の引き上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ0.85月とし、平成29年4月1日から施行する改正であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（熊田 宏君） 日程第14、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第15、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、第400回定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において、全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて、第400回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

傍聴並びに協力、まことにありがとうございました。

(午後 3時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月30日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 吉田 伸

署 名 議 員 藤井 精七